

あきる野市行政改革推進プラン

－ 5つの行動計画 －

- ・ 計画期間について 1
- ・ 公共施設再配置計画 2
- ・ 委託・民営化推進計画 52
- ・ 受益者負担適正化計画 90
- ・ 補助金・負担金適正化計画 108
- ・ 定員管理・組織管理計画 138

平成19年5月

あきる野市

はじめに

当市の行政改革については、平成17年3月に策定した「あきる野市行政改革推進プラン（以下、「推進プラン」という。）」に基づき、計画的に取り組んでいるところであるが、特に、推進プランに定める財政健全化及び人事・組織改革については、より着実な改革を推進するため、あきる野市行政改革推進本部（以下、「推進本部」という。）の下、平成18年2月に5つの検討部会を設置して、次に示す方向性により検討してきた。

（1）公共施設再配置計画検討部会

公共施設については、現況調査を実施して、その利用状況や建設概要、老朽化状況などの現状把握と類似用途による相互利用の可能性などを検討し、施設の統廃合や有効利用等を検討する。

（2）委託・民営化推進検討部会

施設の管理運営関係の業務について、指定管理者制度の導入、民設民営化等の可能性を検討する。それ以外の業務は、公共サービス改革法の制定の趣旨等を踏まえ、公共サービスの委託化推進や事務事業の廃止、民営化等の可能性を検討する。

（3）受益者負担適正化検討部会

使用料、手数料について、原価計算や他市の状況把握等を行うとともに、「公共施設再配置計画検討部会」による現況調査の結果を活用し、現行の受益負担を把握した上で、納税者起点による公平性の観点から、受益特性に応じて今後の受益者負担のあり方を検討する。

（4）補助金・負担金適正化検討部会

補助金、負担金について、行政評価による事務事業評価の成果を活用しつつ、その実態調査を実施して、その課題を様々な視点で検証し、適正な支出の方向性を検討する。

（5）定員管理・組織検討部会

業務量調査を踏まえた「第2次定員適正化計画」策定のための基本的な方向性を提言する。業務の効率化については、「委託・民営化推進検討部会」との連携を図り、より一層の効率化を図れるよう検討する。また、政策体系に基づく組織等のあり方について、検討する。

5つの検討部会においては、これらの方向性に基づき各種調査や検討を進め、改革方針を示した報告書を取りまとめており、推進本部においては、これらの報告書に基づき審議を行い、5つの行動計画を策定したものである。

今後、これらの行動計画に示された方針に基づき、推進本部による進行管理の下、計画的に取り組むものである。

計画期間について

5つの行動計画は、推進プランに基づき推進するため、計画期間については、原則的に推進プランの計画期間である平成17年度から平成21年度までの5か年であるが、個々の行動計画の計画期間については、次のとおりとする。

(1) 定員管理・組織管理計画

この行動計画は、第一義的に「第2次定員適正化計画」を策定するための定員管理や組織のあり方の方向性を示すものであるため、「第2次定員適正化計画」の計画期間と同様に、平成19年度から平成23年度までの5か年とする。

(2) 委託・民営化推進計画

定員管理・組織管理計画においては、委託・民営化推進計画の「委託・民営化の方針」を踏まえることとしているため、2つの行動計画の関連性を踏まえ、委託・民営化推進計画は、平成19年度から平成23年度までの5か年とする。

(3) 公共施設再配置計画、受益者負担適正化計画、補助金・負担金適正化計画

これらの行動計画については、計画に影響を受ける他の計画等がないため、原則のとおり平成17年度から平成21年度までの5か年とする。

公共施設再配置計画

目 次

I	計画策定の目的と方法	3
1	計画の目的	3
2	検討方法	3
	調査施設一覧表	3
II	施設の現状と課題	6
1	学校教育施設	
1-1	小・中学校	6
1-2	学校給食センター	16
2	社会教育・文化施設	
2-1	図書館	17
2-2	公民館	20
2-3	ホール	21
2-4	会館（ホールを除く）	22
2-5	郷土館	23
2-6	アトリエ	24
2-7	学習等供用施設	25
2-8	コミュニティ施設	27
3	スポーツ・レクリエーション施設	
3-1	スポーツ施設	28
3-2	レクリエーション施設	34
4	母子・児童福祉施設	
4-1	保育所	35
4-2	児童館・学童クラブ	36
5	障害者福祉施設	
5-1	障害者福祉施設	38
6	老人福祉施設	
6-1	老人福祉施設	39
7	医療・保健施設	
7-1	医療・保健施設	40
8	その他の施設	
8-1	その他の施設	41
III	公共施設再配置計画	44
1	施設の再配置計画	44
2	施設の有効利用の推進	50
3	施設の適正管理の実施	51
4	施設使用目的終了に伴う考え方	51

公共施設再配置計画

I 計画策定の目的と方法

1 計画の目的

公共施設は、住民生活を支え、住民の交流を促すなど、住民の豊かなライフスタイルの構築に寄与し、活力ある地域社会を形成してきた。

また、平成13年には、合併による効果的な行財政運営を推進するため、総合計画における各種施策の方向性や行政改革大綱の「公共施設の設置・運営」方針を踏まえ、公共施設の再配置計画を策定し、施設の統廃合についての検討及び実施を図り、住民福祉の向上に努めてきたところである。

しかし、少子高齢化の進展や長引く不況による税収減等により、厳しい財政状況が続いていることに加え、公共施設の管理運営や老朽化等による修繕等に相当額の財源を投入していることから、財政に大きな影響を及ぼしている状況である。

このような中で、公共施設のあり方を考える場合、行政運営の原則である「最小の経費で最大の効果を上げる」という視点を重視する必要があるとあり、今後の公共施設の整備、再編及び利便性向上に向けた様々な取組について、その必要性、緊急性、効率性などを検討していくことが求められている。

このことから、公共施設再配置計画検討部会を設置し、「あきる野市行政改革推進プラン」に基づき、公共施設の利用状況や運営経費、建設概要、老朽化状況などの現状把握と類似用途による相互利用の可能性などを検討した結果の報告を受け、施設の統廃合等による再配置計画を策定するものである。

2 検討方法

調査施設一覧表に示す、公の施設や公用施設の113施設について、個々の施設の設置目的や建設年度、規模、運用状況、民間委託の可能性、課題等についての現況調査を実施し、また、平成13年3月に策定した「公共施設再配置計画」の実施状況等の検証も考慮した上で、施設の統廃合の必要性がある施設を抽出し、その施設の課題等に基づき、施設の再配置計画や有効利用等について検討するものである。

調査施設一覧表

	大分類	小分類	施設名	
1	学校教育施設	小中学校	東秋留小学校	多西小学校
			西秋留小学校	屋城小学校
			南秋留小学校	草花小学校
			一の谷小学校	前田小学校
			増戸小学校	五日市小学校
			戸倉小学校	小宮小学校
			秋多中学校	東中学校
			西中学校	御堂中学校
			増戸中学校	五日市中学校
		学校給食センター	秋川学校給食センター(第一)	秋川学校給食センター(第二)
			五日市学校給食センター	

	大分類	小分類	施設名		
2	社会教育・文化施設	図書館	秋川図書館	東部図書館エル	
			多西児童館分室	千代里分室	
			五日市図書館	増戸分室	
			戸倉分室	小宮分室	
		公民館	中央公民館		
		ホール	秋川キララホール	ふれあいホール	
			ルピアホール	まほろばホール	
			五日市会館		
		会館（ホール除く）	あきる野ルピア	あきる野生涯学習センター	
			五日市地域交流センター		
		郷土館	二宮考古館	五日市郷土館	
		アトリエ	アートスタジオ五日市		
		学習等供用施設	二宮地区会館	千代里会館	
			御堂会館	鳥居場会館	
			玉見会館	野辺地区会館	
			草花台会館	楓ヶ原会館	
			増戸会館		
		コミュニティ会館	小宮会館	戸倉会館	
			代継会館	北伊奈会館	
		3	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	秋川体育館
市民プール（屋内）	市民プール（屋外）				
いきいきセンター	草花公園クラブハウス				
総合グラウンド	総合グラウンド （玉見ヶ崎）				
山田グラウンド	山田テニスコート				
秋川グリーンスポーツ公園（雨間）	秋川グリーンスポーツ公園（切欠）				
あきる野市民球場	市民運動広場				
小和田グラウンド	戸倉グラウンド				
秋川駅南口運動広場	小峰台公園				
第3水辺公園					
レクリエーション施設	ふるさと工房五日市			国民宿舎止水荘	
	グリーンキャンプ場			秋川橋河川公園	
	第1水辺公園			第4水辺公園	

公共施設再配置計画

	大分類	小分類	施設名	
4	母子・児童福祉施設	保育所	西秋留保育園	神明保育園
			東秋留保育園	屋城保育園
			すぎの子保育園	
		児童館・学童クラブ	若草児童館	若竹児童館
			若葉児童館	南秋留児童館
			屋城児童館	一の谷児童館
			草花児童センター	多西児童館
			前田児童館	五日市児童館
			増戸分館	五日市学童クラブ
			増戸学童クラブ	戸倉児童クラブ
小宮児童クラブ				
5	障害者福祉施設	障害者福祉施設	五日市希望の家	ひばり訓練所
			こすもす福祉作業所	
6	老人福祉施設	老人福祉施設	萩野センター	開戸センター
			五日市センター	
7	医療・保健施設	医療・保健施設	秋川ふれあいセンター	秋川健康会館
			五日市保健センター	あきる野保健相談所
			あきる野休日診療所	
8	その他の施設		農業会館	秋川ファーマーズセンター
			五日市ひろば	あきる野市役所本庁舎
			庁舎別館	五日市出張所
			増戸連絡所	

※ 記載した施設数は117施設であるが、調査施設数は113施設である。

- ・ 秋川学校給食センターは第1と第2があるが1施設とする。
- ・ ふれあいホール、ルピアホール及びまほろばホールは、本体施設に含む。

II 施設の現状と課題

1 学校教育施設

1-1 小・中学校

(1) 小学校

学校教育の目的・目標を実現するに当たり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条に基づく文部科学省令「小学校設置基準」により、小学校の校舎及び付帯施設である校庭や体育館の設置などが定められている。

(1)-1 小学校の現状と課題

当市は、微増ではあるが年々人口が増加しており、いくつかの小学校では児童数が増加していることから、教室の不足が懸念されている。

しかしながら、五日市地区の小学校については児童数が減少傾向にあり、特に、西部の戸倉小学校、小宮小学校ではこの傾向が著しい。両校では、児童数の減少に対応するため、平成17年度から一部で複式学級を編成しているが、このままの状況が続くと児童の教育環境等に支障をきたす可能性があるとして指摘されている。

児童数の極端な減少は、少人数による人間関係の固定化や集団生活への適応力の低下などの様々な問題を誘発する可能性があることから、戸倉小学校及び小宮小学校を五日市小学校へ統合することが対応策として挙げられているが、両校の統合については、当面の対策を図りつつ検討する必要がある。

このため、教育委員会としては、学区の弾力化や放課後及び休日の児童対策の充実を図るなど、教育効果を維持するよう取り組んでおり、市では、地域の活性化や定住化の促進対策などの取組を進めている。

また、全国的な人口減少社会を迎えており、人口が増加傾向にある当市においても、今後、児童数の増加傾向が続くとはいえない。このようなことから、学校施設については、児童の活動に関連する施設としての利用のほか、PTAやコミュニティ活動の場として地域へ開放できる施設としての整備や放課後児童対策に供する施設（放課後子どもプラン）としての活用についても検討する必要がある。

また、今後、団塊の世代の退職等により、全国的に教員歴10年未満の教員の増加が見込まれている。学力の低下や学校の安全対策、いじめ・不登校、子どもの放課後対策など、近年の教育を取り巻く様々な課題に対応していくためには、今後、あきる野市の教育の充実を図ることが必要であり、より一層の教員の資質の向上が求められている。

① 学校施設

全小学校の3分の2に当たる8校が昭和40年代に建築された建物であり、その他の小学校についても、昭和60年3月に建築した戸倉小学校を除く3校が昭和52年までに建築されている。これらの学校施設は、増改築等が行われているものの、建築後30年から42年が経過しており、老朽化が指摘されている。

耐震化対策については、5校において、耐震改修工事が実施されており、その他の7校においては、1次診断が完了している。

また、議会、PTA、校長会からも施設整備の要望が出されている。

公共施設再配置計画

【表 1】施設の概要（平成 18 年 12 月 1 日現在）

施設(学校)名	建築年度	増改築年度	大規模改造	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
東秋留小学校	昭和 41 年度	昭和 42 年度	昭和 63 年度 平成 2 年度 平成 3 年度	1,189 [3,567]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
多西小学校	昭和 40 年度	昭和 43 年度	平成 3 年度 平成 4 年度 平成 5 年度	1,206 [3,639]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
西秋留小学校	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 60 年度 平成 元年度 平成 2 年度	1,107 [3,211]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
屋城小学校	昭和 45 年度	昭和 46 年度	平成 元年度 平成 2 年度	1,111 [3,333]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
南秋留小学校	昭和 48 年度	昭和 51 年度	平成 3 年度 平成 4 年度 平成 5 年度	963 [3,854]	鉄筋コンクリート造 地上 4 階
草花小学校	昭和 49 年度	昭和 52 年度	平成 7 年度 平成 8 年度	1,189 [4,371]	鉄筋コンクリート造 地上 4 階
一の谷小学校	昭和 50 年度	—————	平成 9 年度	900 [3,072]	鉄筋コンクリート造 地上 4 階
前田小学校	昭和 51 年度	昭和 54 年度	平成 12 年度 平成 13 年度	1,184 [3,553]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
増戸小学校	昭和 48 年度	昭和 51 年度	平成 10 年度 平成 11 年度	1,235 [3,705]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
五日市小学校	昭和 45 年度	昭和 48 年度	平成 14 年度 平成 15 年度 平成 16 年度	1,900 [5,091]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
戸倉小学校	昭和 59 年度	—————	—————	654 [1,962]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
小宮小学校	昭和 39 年度	—————	—————	440 [1,316]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階

【表 2】耐震化等実施状況（平成 18 年 12 月 1 日現在）

施設(学校)名	耐震化		備 考
	実施済	未実施	
東秋留小学校		○	一次診断完了
多西小学校		○	一次診断完了
西秋留小学校		○	一次診断完了
屋城小学校		○	一次診断完了
南秋留小学校		○	一次診断完了
草花小学校		○	一次診断完了
一の谷小学校	○		平成 9 年度
前田小学校	○		平成 12・13 年度
増戸小学校	○		平成 10・11 年度
五日市小学校	○		平成 14・15・16 年度
戸倉小学校	○		昭和 59 年度
小宮小学校		○	一次診断完了

② 児童数の変動（予測）と教室数

今後、多西、南秋留、草花、前田、増戸の各小学校5校では、児童数の増加が見込まれているものの、残りの7校は減少傾向にある。

教室数に不足が生じている東秋留小学校では、平成18年度にプレハブ校舎を整備しているが、特に、前田小学校や多西小学校では、平成18年度の児童数と平成22年度の児童予測数を比較した場合、50～60人程度の増加が見込まれているとともに、少人数教育等の学習ニーズなどからも、今後、教室数が不足することが懸念される。

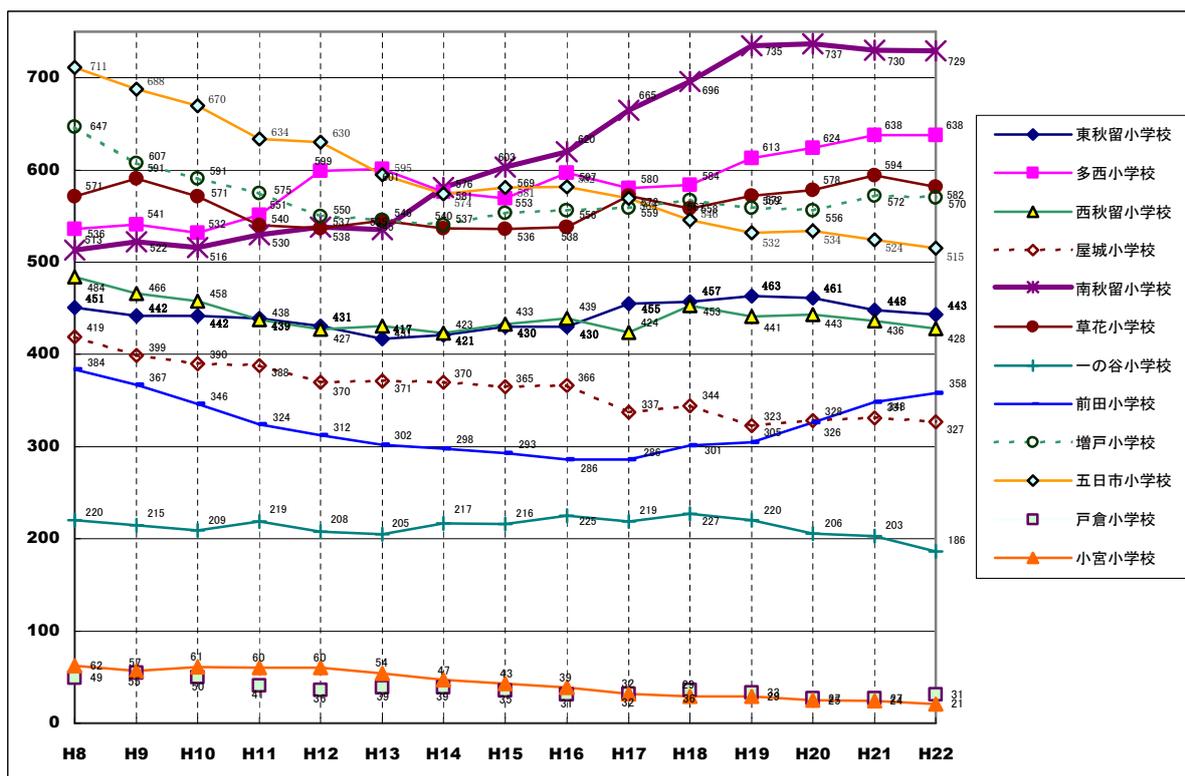
【表3】児童数の推移（実績と予測）

（単位：人）

施設(学校)名	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
東秋留小学校	451	442	442	439	431	417	421	430	430	455	457	463	461	448	443
多西小学校	536	541	532	551	599	601	576	569	597	580	584	613	624	638	638
西秋留小学校	484	466	458	438	427	431	423	433	439	424	453	441	443	436	428
屋城小学校	419	399	390	388	370	371	370	365	366	337	344	323	328	331	327
南秋留小学校	513	522	516	530	538	535	581	603	620	665	696	735	737	730	729
草花小学校	571	591	571	540	537	545	537	536	538	572	558	572	578	594	582
一の谷小学校	220	215	209	219	208	205	217	216	225	219	227	220	206	203	186
前田小学校	384	367	346	324	312	302	298	293	286	286	301	305	326	348	358
増戸小学校	647	607	591	575	550	546	540	553	556	559	567	559	556	572	570
五日市小学校	711	688	670	634	630	595	574	581	582	569	546	532	534	524	515
戸倉小学校	49	55	50	41	36	39	39	35	31	32	36	33	27	27	31
小宮小学校	62	57	61	60	60	54	47	43	39	32	29	29	25	24	21

公共施設再配置計画

【図1】児童数の推移（実績と予測）グラフ



※ この資料は、平成8年度以降、平成17年度までの間の各学校の児童数の推移及び通学区別の出生数（指導・学務課資料）を基に、平成22年度までの間の児童数の推移などを予測したものである。（児童数の調査時点は、各年5月1日現在）

【表4】各小学校の教室数

（単位：室）

施設(学校)名	普通教室	特別教室	特殊教室	一時的余裕教室転用状況
東秋留小学校	15	6	2	なし（不足）
多西小学校	18	7	—	なし
西秋留小学校	15	9	—	少人数授業用教室、図工準備室
屋城小学校	11	11	—	少人数授業用教室、生活科室、学級活動室、児童会室、会議室兼教育相談
南秋留小学校	20	8	—	少人数授業用教室
草花小学校	18	9	2	少人数授業用教室
一の谷小学校	7	10	—	少人数授業用教室(2)、児童会室、生活室
前田小学校	11	14	—	少人数授業用教室、児童会室、図書閲覧室、PTA・準備室
増戸小学校	15	6	2	少人数授業用教室
五日市小学校	18	12	2	教材室
戸倉小学校	6	7	—	複式学級を行っているため、なし
小宮小学校	5	7	—	学級活動室

※ 表中の「普通教室」とはクラスごとに割り当てられる教室、「特別教室」とは音楽や家庭科などの実習を行う教室、「特殊教室」とは障害を有する児童・生徒のための教室をいう。

③ 学校付帯施設

小学校に運動場及び体育館を整備することは、小学校設置基準で定められている。市内には多くのスポーツ及びレクリエーション愛好団体や青少年健全育成活動団体があり、小学校の体育館やグラウンドなどの付帯施設については、学校開放事業により多くの市民に利用されている。

体育館の耐震化対策については、全小学校とも一次診断が完了している。

【表 5】付帯施設（体育館）の概要（平成18年12月1日現在）

施設(学校)名	建築年度	増改築年度	大規模改造	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
東秋留小学校	昭和39年度	昭和58年度	————	591 [591]	鉄筋コンクリート造 地上1階
多西小学校	昭和39年度	昭和58年度	————	591 [591]	鉄筋コンクリート造 地上1階
西秋留小学校	昭和39年度	昭和58年度	————	591 [591]	鉄筋コンクリート造 地上1階
屋城小学校	昭和46年度	————	————	601 [601]	鉄骨造 地上1階
南秋留小学校	昭和49年度	————	————	601 [601]	鉄骨造 地上1階
草花小学校	昭和50年度	————	————	601 [601]	鉄骨造 地上1階
一の谷小学校	昭和51年度	————	————	601 [601]	鉄骨造 地上1階
前田小学校	昭和52年度	————	————	601 [601]	鉄骨造 地上1階
増戸小学校	昭和47年度	昭和54年度	————	615 [615]	鉄骨造 地上1階
五日市小学校	昭和43年度	昭和50年度	————	765 [765]	鉄骨造 地上1階
戸倉小学校	昭和41年度	昭和54年度	————	624 [624]	鉄骨造 地上1階
小宮小学校	昭和52年度	————	————	648 [648]	鉄骨造 地上1階

※ 小学校における体育館は、学校教育法に基づく省令「小学校設置基準」により設置されている。

小学校設置基準第10条（その他の施設）

小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

公共施設再配置計画

【表6】各小学校のグラウンドの概要（平成18年12月1日現在）（単位：㎡）

施設(学校)名	敷地面積	付帯設備等
東秋留小学校	16,145	照明設備4基
多西小学校	17,177	
西秋留小学校	19,227	照明設備4基
屋城小学校	18,264	
南秋留小学校	16,363	
草花小学校	18,488	照明設備4基
一の谷小学校	16,826	
前田小学校	14,764	
増戸小学校	14,441	照明設備4基
五日市小学校	15,414	照明設備4基
戸倉小学校	7,761	
小宮小学校	6,273	

※ 小学校における校庭は、学校教育法に基づく省令「小学校設置基準」により定められている。

小学校設置基準 第8条（校舎及び運動場の面積等）
 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

【表7】付帯施設の稼働実績（平成17年度）

施設(学校)名	体育館		校庭		照明(件)
	件数(件)	利用者数(人)	件数(件)	利用者数(人)	
東秋留小学校	397	11,744	256	18,960	266
多西小学校	313	7,978	292	7,763	———
西秋留小学校	378	13,392	167	12,906	208
屋城小学校	394	8,395	97	5,590	———
南秋留小学校	210	6,556	337	9,383	———
草花小学校	271	4,949	374	13,128	230
一の谷小学校	283	5,001	188	7,660	———
前田小学校	339	6,069	245	5,979	———
増戸小学校	300	4,554	136	10,967	———
五日市小学校	371	9,682	123	5,955	———
戸倉小学校	63	1,473	55	1,359	———
小宮小学校	85	986	5	110	———

※ 付帯施設利用可能時間帯

- ・日曜日及び休日 …… 午前8時～午後10時
- ・土曜日 …………… 午後3時～午後10時
- ・上記以外の日 …… 午後5時～午後10時

(2) 中学校

学校教育の目的・目標を実現するに当たり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条に基づく文部科学省令「中学校設置基準」により、中学校の校舎及び付帯施設である校庭や体育館の設置などが定められている。

(2) - 1 中学校の現状と課題

当市は、微増ではあるが年々人口が増加しており、いくつかの小学校では児童数が増加している。このため、中学校でも生徒が増加することが予想されるが、今後の生徒数の変動予測では、秋多中学校、西中学校、増戸中学校の3校で生徒数の増加が見込まれている。

また、現在、各中学校では、一時的余裕教室を少人数授業用教室、視聴覚室、進路相談室、生徒会室、教材室、地域交流室などに転用し、有効活用している（【表11】参照）。今後、半数の中学校については、生徒数が減少する傾向にあり、全国的な人口減少社会を迎え、人口が増加傾向にある当市においても、今後、児童数の増加傾向が続くとはいえない。

このようなことから、学校施設についても、生徒の活動に関連する施設としての利用のほか、PTAやコミュニティ活動及び生涯学習の場など、多様化する学習ニーズにあわせ、その環境を整備していく必要がある。

また、今後、団塊の世代の退職等により、全国的に教員歴10年未満の教員の増加が見込まれている。学力の低下や学校の安全対策、いじめ・不登校、子どもの放課後対策など、近年の教育を取り巻く様々な課題に対応していくためには、今後、あきる野市の教育の充実を図ることが必要であり、より一層の教員の資質の向上が求められている。

① 学校施設

建物の老朽化が進む中で、議会、PTA、校長会からは、施設整備の要望が出されている。

耐震化対策については、御堂中で耐震改修工事が実施されており、その他の5校においては、1次診断が完了している。

公共施設再配置計画

【表 8】施設の概要（平成 18 年 12 月 1 日現在）

施設(学校)名	建築年度	増改築年度	大規模改造	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
秋多中学校	昭和 39 年度	昭和 40 年度	昭和 62 年度 昭和 63 年度	1,800 [4,990]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
東中学校	昭和 47 年度	昭和 52 年度	平成 3 年度 平成 4 年度 平成 5 年度	1,800 [6,293]	鉄筋コンクリート造 地上 4 階
西中学校	昭和 53 年度	昭和 59 年度	—————	1,233 [4,933]	鉄筋コンクリート造 地上 4 階
御堂中学校	昭和 57 年度	—————	—————	1,150 [4,340]	鉄筋コンクリート造 地上 4 階
増戸中学校	昭和 52 年度	昭和 56 年度	—————	1,500 [3,875]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
五日市中学校	昭和 37 年度	昭和 53 年度	—————	1,800 [4,718]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階

【表 9】耐震化等実施状況（平成 18 年 12 月 1 日現在）

施設(学校)名	耐震化		備 考
	実施済	未実施	
秋多中学校		○	一次診断完了
東中学校		○	一次診断完了
西中学校		○	一次診断完了
御堂中学校	○		昭和 57 年度
増戸中学校		○	一次診断完了
五日市中学校		○	一次診断完了

② 生徒数の変動（予測）と教室数

平成 18 年度の児童数と平成 22 年度の生徒予測数を比較した場合、秋多中学校、西中学校、増戸中学校の 3 校で増加が見込まれているものの、五日市中学校は、減少傾向にある。このうち、秋多中学校では、80 人程度の増加が見込まれている。

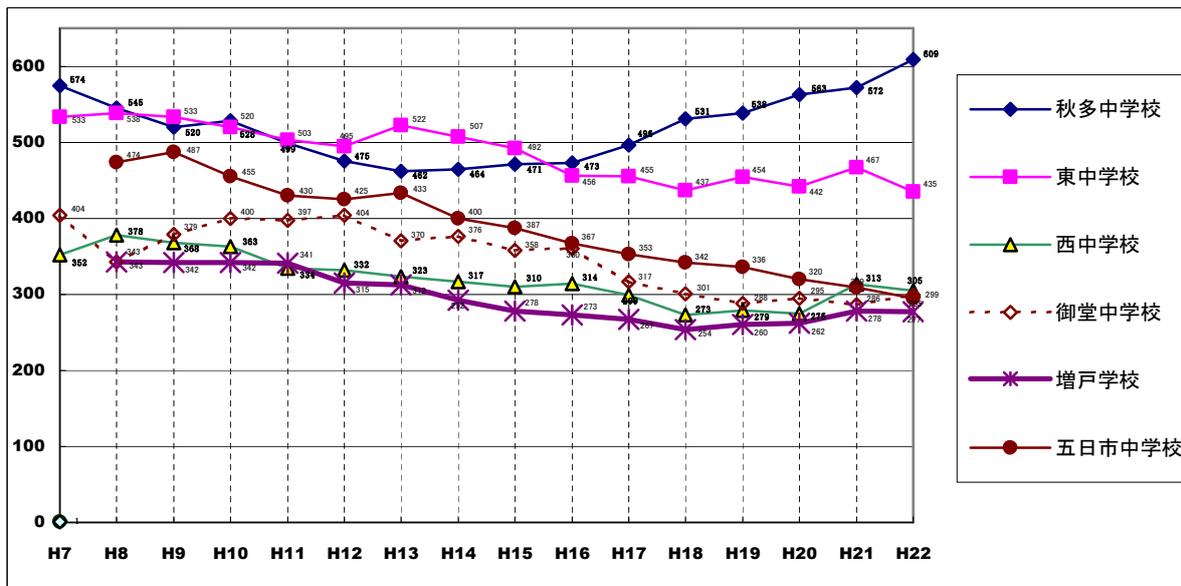
教室数については、今後、少人数教育等の学習ニーズや特別支援学級の整備などによる需要が予想される。

【表 10】生徒数の推移（実績と予測）

（単位：人）

施設(学校)名	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
秋多中学校	545	520	528	499	475	462	464	471	473	496	531	538	563	572	609
東中学校	538	533	520	503	495	522	507	492	456	455	437	454	442	467	435
西中学校	378	368	363	334	332	323	317	310	314	299	273	279	275	313	305
御堂中学校	343	379	400	397	404	370	376	358	360	317	301	288	295	286	299
増戸中学校	343	342	342	341	315	312	292	278	273	267	254	260	262	278	277
五日市中学校	474	487	455	430	425	433	400	387	367	353	342	336	320	309	295

【図2】生徒数の推移（実績と予測）グラフ



※ この資料は、平成8年度以降、平成17年度までの間の各学校の生徒数の推移及び通学校区別の出生数（学務課資料）を基に、平成22年度までの間の生徒数の推移などを予測したものである。（生徒数の調査時点は、各年5月1日現在）

【表1-1】各中学校の教室数

（単位：室）

施設(学校)名	普通教室	特別教室	特殊教室	一時的余裕教室転用状況
秋多中学校	15	20	—	少人数授業用教室、視聴覚教室、進路相談室・生徒会室
東中学校	13	20	1	少人数授業用教室(3)、生徒会室、進路相談室、教材室、視聴覚室、会議室
西中学校	8	20	—	少人数授業用教室(3)、地域交流室、進路相談室、生徒会室・クラブ室、視聴覚室
御堂中学校	9	16	—	視聴覚室、少人数授業用教室(3)
増戸中学校	8	15	—	進路指導室、少人数授業用教室
五日市中学校	9	21	2	少人数授業用教室(3)、視聴覚室、生徒会室・教材室

※ 表中の「普通教室」とはクラスごとに割り当てられる教室、「特別教室」とは音楽や家庭科などの実習を行う教室、「特殊教室」とは障害を有する児童・生徒のための教室をいう。

③ 学校付帯施設

中学校に運動場及び体育館を整備することは、中学校設置基準で定められている。

市内には多くのスポーツ及びレクリエーション愛好団体や青少年健全育成活動団体があり、中学校の体育館やグラウンドなどの付帯施設は、多くの市民に利用にされている。

体育館における耐震化対策については、御堂中で耐震改修工事が実施されており、その他の5校においては、1次診断が完了している。

公共施設再配置計画

【表 1 2】付帯施設（体育館）の概要（平成 1 8 年 1 2 月 1 日現在）

施設(学校)名	建築年度	増改築年度	大規模改造	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
秋多中学校	昭和 51 年度	—————	—————	1,025 [1,025]	鉄骨造 地上 2 階
東中学校	昭和 48 年度	—————	—————	865 [865]	鉄骨造 地上 1 階
西中学校	昭和 54 年度	—————	—————	991 [991]	鉄骨造 地上 2 階
御堂中学校	昭和 57 年度	—————	—————	1,065 [1,065]	鉄骨造 地上 1 階
増戸中学校	昭和 43 年度	—————	平成 元年度	816 [816]	鉄骨造 地上 1 階
五日市中学校	昭和 42 年度	—————	平成 8 年度 < 一部 >	939 [939]	鉄骨造 地上 2 階

※ 中学校における体育館は、学校教育法に基づく省令「中学校設置基準」により設置されている。

中学校設置基準第 1 0 条（その他の施設）

中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

【表 1 3】各中学校のグラウンドの概要（平成 1 8 年 1 2 月 1 日現在）（単位：m²）

施設(学校)名	敷地面積	付帯設備等
秋多中学校	23,073	武道場
東中学校	21,124	
西中学校	24,436	武道場、談話室
御堂中学校	23,805	武道場、テニスコート
増戸中学校	13,753	テニスコート、照明設備 6 基（校庭用）
五日市中学校	19,605	テニスコート、照明設備 6 基（校庭用）

※ 中学校における校庭は、学校教育法に基づく省令「中学校設置基準」により定められている。

中学校設置基準 第 8 条（校舎及び運動場の面積等）

校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

【表 1 4】付帯施設の稼働実績（平成 1 7 年度）

施設(学校)名	体育館		校 庭		武道場		テニスコート ・談話室		照明 (件)
	件数 (件)	利用者数 (人)	件数 (件)	利用者数 (人)	件数 (件)	利用者数 (人)	件数 (件)	利用者数 (人)	
秋多中学校	348	4,585	0	0	74	1,365	—	—	—
東中学校	370	5,873	0	0	—	—	—	—	—
西中学校	277	4,140	3	450	214	3,394	25	354	—
御堂中学校	182	2,436	182	4,116	0	0	3	60	—
増戸中学校	317	4,200	283	4,221	—	—	0	0	279
五日市中学校	390	7,330	577	11,013	—	—	0	0	572

※ 付帯施設利用可能時間帯

- ・日曜日及び休日 …… 午前 8 時～午後 1 0 時
- ・土曜日 …………… 午後 3 時～午後 1 0 時
- ・上記以外の日 …… 午後 5 時～午後 1 0 時

1-2 学校給食センター

学校給食については、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食生活の改善に寄与するものである。当市においては、秋川地区で 2 か所、五日市地区で 1 か所の給食センターを設置し、小学校 1 2 校、中学校 6 校の合計 1 8 校の小中学校（市立）で給食事業を実施している。

(1) 学校給食センターの現状と課題

秋川地区には給食センターが 2 施設あり、それぞれの施設で調理を行うことから小中学校で異なったメニューを提供している。これに対し、五日市地区では、施設が 1 つしかないことから、小中学校ともに同じメニューで配食している。両地区ともセンター方式をとっているが、これは学校ごとに調理を行う自校方式と比較し、それぞれの学校の教育方針にあわせた柔軟な取組をすることが難しい一方、献立材料を大量に購入できることから、経済的にコストダウンを図ることができる。

また、給食センターについては、施設の運営を含め、民間委託についても検討する必要がある。

① 施設概要

学校給食センターの建物の建築年は、秋川給食センター（第一）が昭和 4 5 年、秋川給食センター（第二）が昭和 5 1 年、五日市学校給食センターが昭和 4 6 年であり、竣工後 3 0 年から 3 6 年を経過し、老朽化している。

建物の老朽化とともに、耐用年数を超えた調理器具などが問題となっているため、より機能的な器具類に更新するなどの対応に努めている。

【表 1 5】施設の概要（平成 1 8 年 1 2 月 1 日現在）

施設(学校)名	建築年度	増改築年度	大規模改造	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
秋川学校給食センター(第一)	昭和 45 年度		————	757.08 [860.20]	鉄筋コンクリート造 地上 1 階
秋川学校給食センター(第二)	昭和 51 年度	————	————	545 [—]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
五日市学校給食センター	昭和 46 年度	昭和 53 年度 昭和 63 年度	————	649.30 [667.43]	鉄骨造 地上 2 階

② 立地課題等

調理した学校給食については、細菌の発生率等などから試算し、基本的には、給食を作ってから 2 時間以内に各小中学校へ運搬する必要がある。秋川地区と五日市地区の給食センターを統廃合した場合、2 時間以内に全小中学校へ給食を運搬する際に支障が出る。

2-1 図書館

公立図書館は、幼児から高齢者までの住民すべての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場であり、生涯学習の振興を図る上でも住民の身近にあって人々を支援する重要な社会教育施設である。

また、住民に最も身近な市町村立図書館は、住民のための資料や情報の提供等の直接的な学習援助を行う機関として、地域の実情に即した運営を行うとともに、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮して整備を行う必要がある。

(1) 図書館の現状と課題

市民参画により策定した「図書館整備プラン」では、図書館を単独の建物として見るのではなく、各館をネットワークの一部として捉えた検討が行われている。

その結果、ネットワークを構成するそれぞれのサービスポイント（館）は、一定以上の規模と能力を有することが重要であるとし、利用圏域や運営効率等を勘案しつつ、5 つの分室（多西児童館分室・千代里分室・増戸分室・戸倉分室・小宮分室）を廃止し、1 中央館 3 地区館（東部図書館エル・五日市図書館・増戸分室）体制を採ることが、市の図書館サービス網として最も効率的である旨の結論に至っている。

また、中央図書館が整備されることにより、秋川図書館の機能はすべて移管されるが、秋川図書館は建築後 3 4 年を経えており、老朽化が進んでいる。雨漏りなどが随所に見られることや特殊な構造をしていることと併せ、現行の耐震基準を満たした施設ではないことなどから、別用途の公共施設として活用する場合には課題がある。

① 施設概要

現在、市内には、分室を含め 8 か所の図書館機能を有する施設があるが、これまで主要な役割を担ってきた秋川図書館と五日市図書館は、共に建築後 3 0 年前後の年数を経過しており、老朽化が進んでいる。また、現在、中央図書館が平成 1 9 年 8 月の開館を目指し、建設されており、秋川図書館は廃止となる。

耐震化対策については、秋川図書館、秋川図書館千代里分室、五日市図書館において未実施である。

【表 1 6】 施設概要（平成 1 8 年 8 月 1 日現在）

施設(学校)名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
秋川図書館	昭和 47 年度	平成 6 年度	— [925]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
東部図書館エル	平成 16 年度	—	920.08 [1,375.22]	鉄骨造 地上 2 階
秋川図書館多西児童館分室 (多西児童館内)	平成 4 年度	—	分室開架室 [60]	鉄筋コンクリート造 地上 1 階
秋川図書館千代里分室 (千代里会館内)	昭和 50 年度	—	分室開架室 [63]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
五日市図書館	昭和 53 年度	—	428 [832]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
五日市図書館増戸分室 (増戸会館内)	昭和 58 年度	—	375 [231]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
五日市図書館戸倉分室 (戸倉会館内)	昭和 61 年度	—	148 [124]	鉄筋コンクリート造 地上 1 階
五日市図書館小宮分室 (小宮会館内)	昭和 60 年度	—	141 [57]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階

② 蔵書について

日本図書館協会の「公立図書館の任務と目標・解説」によると、図書館の最低蔵書数は 50,000 冊、地域館の蔵書数は 30,000 冊とされている。

【表 1 7】 蔵書数（平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在）（単位：冊）

施設名	蔵書数
秋川図書館	163,225
東部図書館エル	44,383
秋川図書館多西児童館分室	—
秋川図書館千代里分室	—
五日市図書館	123,195
五日市図書館増戸分室	77,541
五日市図書館戸倉分室	17,145
五日市図書館小宮分室	12,063

※ 秋川図書館多西児童館分室及び千代里分室の蔵書数については、秋川図書館に含む。

③ 利用状況等について

平成 1 7 年 8 月に新設された東部図書館エルの利用率は、非常に高く、貸出しでは秋川図書館に次ぐ件数があり、施設利用者数については最も多くなっている。

過去 3 年間の施設利用状況を見ると、市内全館の利用件数の合計は減少傾向であるが、東部図書館エルが新設されたことにより、平成 1 7 年度の利用件数は急激な伸びを示している。

公共施設再配置計画

【表 1 8】貸出人数及び冊数（平成 1 7 年度）

施設名	貸出人数(人)	貸出冊数(冊)
秋川図書館	49,113	223,469
東部図書館エル	42,994	134,738
秋川図書館多西児童館分室	—	1,201
秋川図書館千代里分室	—	769
五日市図書館	26,005	93,494
五日市図書館増戸分室	13,550	49,444
五日市図書館戸倉分室	503	1,382
五日市図書館小宮分室	574	1,161

【表 1 9】施設利用状況（過去 3 年間）

（単位：人）

施設名	年度	利用者計	市民	市民以外
秋川図書館	平成 15 年度	77,781	77,057	724
	平成 16 年度	83,176	80,916	2,260
	平成 17 年度	69,709	67,056	2,653
東部図書館エル	平成 15 年度	—	—	—
	平成 16 年度	—	—	—
	平成 17 年度	114,443	—	—
秋川図書館多西児童館分室	平成 15 年度	1,974	1,974	0
	平成 16 年度	2,309	2,309	0
	平成 17 年度	1,716	1,716	0
秋川図書館千代里分室	平成 15 年度	569	569	0
	平成 16 年度	596	596	0
	平成 17 年度	408	408	0
五日市図書館	平成 15 年度	40,944	40,608	336
	平成 16 年度	40,305	39,391	914
	平成 17 年度	37,150	36,021	1,129
五日市図書館増戸分室	平成 15 年度	27,493	27,461	32
	平成 16 年度	22,653	22,392	261
	平成 17 年度	19,357	18,967	390
五日市図書館戸倉分室	平成 15 年度	686	686	0
	平成 16 年度	506	506	0
	平成 17 年度	503	501	2
五日市図書館小宮分室	平成 15 年度	1,449	1,449	0
	平成 16 年度	959	959	0
	平成 17 年度	574	574	0
合 計	平成 15 年度	150,896	—	—
	平成 16 年度	150,504	—	—
	平成 17 年度	243,860	—	—

※ 東部図書館エルは、平成 1 7 年 8 月に開館している。また、本施設は、エルホールや学習室などの貸出施設の利用者がいるため、市民と市民以外の利用者は区分していない。

2-2 公民館

公民館は、社会教育法の中で、市町村が設置することが定められている。また、その目的は、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」とされている。

(1) 公民館の現状と課題

中央公民館では、施設の貸出しのほか、各種講座や寿大学、市民大学などの事業が活発に行われている。今後は、団塊の世代の大量退職により生涯学習活動の場としての役割が重要になる。

また、五日市地区における生涯学習活動の機会や場が少ない状況であることから、今後、事業等の充実を図ることが課題である。

① 施設概要

中央公民館は、秋川体育館とともに平成16年8月に大規模な改修工事を行っている。これにより、利用者にとって使いやすい施設に改善されており、あわせて耐震改修工事も完了している。

【表20】施設概要（平成18年8月1日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
中央公民館	昭和50年度	平成16年度	1,224.3 [3,053.5]	鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階

② 利用状況等

【表21】利用状況（平成17年度）

(単位：人)

部屋の名称	定員	利用者数	部屋の名称	定員	利用者数
第1研修室	30	4,763	和室(東側)	25	6,851
第2研修室	12	702	和室(西側)	25	6,293
第3研修室	30	5,631	小会議室	10	2,083
第4研修室	10	1,882	集会室	150[100]	19,585
第5研修室	24	2,511	準備室	8	1,309
第6研修室	24	3,548	市民ギャラリー	—	—
第7研修室	45	5,156	音楽室	120[60]	6,707
第8研修室	15	3,197	第1工作室	12	1,709
第9研修室	18	2,023	第2工作室	36	1,787
実習室	40	2,250	保育室	—	496

※ []内は、机を利用した場合の定員である。

公共施設再配置計画

【表 2 2】施設利用状況の推移 (単位：人)

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
中央公民館	23,947	69,799	78,483

※ 平成 15 年度から 16 年度にかけて改修工事を行ったため、施設の稼働日数には差がある。

2-3 ホール

当市には、「音楽の殿堂」として高く評価されている音楽ホール「秋川キララホール」のほか、可動いすや照明音響操作設備をもつ「ふれあいホール」、講演やクラシック演奏などの多目的な使用が可能な「まほろばホール」等があり、各ホールとも市民が文化活動を行うための施設として、また、各種イベントの開催など、市民同士が交流できる施設としての充足度は高いものとなっている。

(1) ホールの現状と課題

秋川キララホールは、音響効果に優れているため、この特性を生かし様々なジャンルに柔軟に対応しているが、開館以来 18 年経過し、設備等が老朽化しているため、計画的な改修が必要である。

五日市会館については、平成 17 年度に改修工事を行っているが、その他のホールについては、計画的な維持管理が必要である。

① 施設概要

市内にある 5 か所のホールについては、現行の耐震基準を満たしている建物である。

【表 2 3】施設概要 (平成 18 年 8 月 1 日現在)

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
秋川キララホール	昭和 63 年度	——	2,471 [3,580]	鉄筋コンクリート造 一部 S 造 地上 4 階
ふれあいホール (秋川ふれあいセンター内)	平成 5 年度	——	—— [291.201]	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 地上 2 階
ルピアホール (あきる野ルピア内)	平成 7 年度	——	—— [289]	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 地上 4 階
まほろばホール (五日市地域交流センター内)	——	平成 13 年度	—— [120]	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 地上 3 階、地下 1 階
五日市会館	昭和 34 年度	平成 18 年度	1,067.8 [——]	鉄筋コンクリート造 地上 1 階

② 利用状況等

【表 2 4】 施設利用状況の推移

(単位：人)

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
秋川キララホール	71,958	75,344	78,097
ふれあいホール	—	21,424	26,974
ルピアホール	28,873	25,966	22,334
まほろばホール	5,174	6,114	8,171
五日市会館	31,259	19,780	12,811

※ 五日市会館は、平成 17 年 1 月以降、改修工事により休館している。

2-4 会館（ホールを除く）

会館は、市民の生涯にわたる学習活動の振興を図るとともに、市民相互の交流を深め、豊かな地域社会の形成と住民福祉の向上に寄与している。

(1) 会館の現状と課題

あきる野ルピアの利用者は減少傾向にあるため、施設の利用方法について検討する必要がある。また、施設及び附属設備等は設置後 10 年を経過しており、修繕・更新の時期にきている。特に、冷暖房器の故障が頻繁に発生している。

① 施設概要

あきる野ルピアは、現行の耐震基準を満たしている建物であり、あきる野市、(株)秋川総合開発公社、あきる野商工会で区分所有しており、土地はあきる野市の所有である。

【表 2 5】 施設概要（平成 18 年 8 月 1 日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数等
あきる野ルピア (施設全体)	平成 7 年度	—	1,947 [6,752]	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上 4 階
あきる野ルピア (市の施設部分)	—	—	1,947 [1,593]	あきる野ルピア内 3 階部分 (商工会を除く。)
あきる野生涯学習センター	—	—	1,947 [1,200]	あきる野ルピア内 4 階部分
五日市地域交流センター	—	平成 13 年度	1,522 [2,150]	施設の 2 階・3 階部分 (五日市出張所を除く。)

公共施設再配置計画

② 利用状況等

【表 2 6】 利用状況（平成 1 7 年度）

あきる野ルピア（ホールは除く。）

（単位：人）

部屋の名称	定員	利用者数	部屋の名称	定員	利用者数
会議室	24	8,786	集会室（和室）	60	9,491
産業情報研修室	48	12,716	展示室	40	7,575

あきる野生涯学習センター

（単位：人）

部屋の名称	定員	利用者数	部屋の名称	定員	利用者数
学習室（5）	——	28,858	C I センター	——	483

五日市地域交流センター（ホールは除く。）

（単位：人）

部屋の名称	定員	利用者数	部屋の名称	定員	利用者数
第 1 会議室	12	2,573	第 3 研修室	30	3,390
第 2 会議室	10	1,453	第 1 展示室	——	1,266
第 3 会議室	12	1,773	第 2 展示室 A	——	1,188
第 4 会議室	24	3,415	第 2 展示室 B	——	923
第 5 会議室	24	2,871	茶室 1	14	2,026
第 6 会議室	24	2,499	茶室 2	14	1,382
第 7 会議室	12	2,097	録音室	——	209
第 1 研修室	16	1,733	リハーサル室	——	5,878
第 2 研修室	20	2,694	コミュニティコーナー	——	735

※ 定員は、いすの数等による。

【表 2 7】 施設利用状況の推移

（単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
あきる野ルピア	55,177	45,238	38,568
あきる野生涯学習センター	22,886	25,238	29,341
五日市地域交流センター	24,143	24,133	38,105

※ あきる野ルピア及びあきる野生涯学習センターは、ホールの利用者を除く。

2-5 郷土館

郷土館は、あきる野市の歴史、民俗、自然等に関する資料を収集、保管、展示し、市民の利用に供し、その教養、学術及び文化の発展に寄与している。

（1）郷土館の現状と課題

収蔵庫が満杯の状態であり、新たな収蔵施設の設置が求められている。

二宮考古館の敷地については平成 2 1 年度に、また、五日市郷土館の敷地については平成 2 2 年度に借地契約が切れることから、借地継続や土地の取得について検討する必要がある。

五日市郷土館については、建物の老朽化が著しいことから、土地の問題や利用者の減少等も視野に入れ、二宮考古館との統廃合や新たな博物館類似施設の建設について検討していく必要がある。

① 施設概要

五日市郷土館の建物については、昭和56年の建築であるため、現行の耐震基準を満たしていない。また、地盤の不等沈下や建物の老朽化が進んでいる。

【表28】施設概要（平成18年8月1日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
二宮考古館	平成 元年度	——	396.57 [337.12]	木造 地上1階
五日市郷土館	昭和55年度	平成4年度	474 [908]	鉄筋コンクリート造 地上2階

② 利用状況等

【表29】施設利用状況の推移（単位：人）

施設名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
二宮考古館	3,851	3,094	2,741
五日市郷土館	8,469	7,629	8,318

2-6 アトリエ

当市には、芸術文化振興事業の一環として、アーティスト・イン・レジデンス事業を展開しているアートスタジオ五日市がある。

若手版画家（外国人1人、日本人2人）を3か月間招聘し、共同生活をしながら創作活動を行う事業であり、市民とアーティストとの相互交流を通して芸術文化の振興と国際理解を深めることに寄与している。

(1) アートスタジオ五日市の現状と課題

施設の敷地は市の所有であるが、建物は地元自治会の所有になっていることや、事業の運営を専門家等で組織するアートスタジオ五日市運営委員会に委託していることなどを踏まえ、今後は、自治会や地域住民、芸術家等により施設の維持管理や運営を担える自立した組織づくりや施設の利用促進について検討していく必要がある。

① 施設概要

アートスタジオ五日市は、平成5年に旧戸倉村役場の建物を改築した施設であり、施設や設備の老朽化が進んでいる。

公共施設再配置計画

【表 3 0】施設概要（平成 1 8 年 8 月 1 日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(㎡) [延床面積]	構造・階数
アートスタジオ五日市	平成 4 年度	——	—— [249]	木造 地上 2 階

②利用状況等

【表 3 1】施設利用状況の推移

(単位：人)

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
アートスタジオ五日市	224	230	250

2-7 学習等供用施設

学習等供用施設は、地域住民の市民生活の安定、文化の向上、コミュニティ活動の増進及び社会福祉の増進に寄与している。

(1) 学習等供用施設の現状と課題

施設によっては、敷地が借地であること、施設内に図書館の分館、児童館及び学童クラブが設置されていることなどから、学習等供用施設の有効活用を図るため、地域の実情に沿って検討する必要がある。

建物の老朽化が進み、維持費に多額の費用を要している。また、全体的に利用者の減少が見られる。

このようなことから、施設のあり方等について検討する必要がある。

① 施設概要

老朽化している施設が多く維持費が多くかかっており、現行の耐震基準を満たしている施設は約半分の 5 施設である。

千代里会館と増戸会館には図書館分室が設置され、野辺地区会館には児童館が設置されている。さらに、増戸会館においては学童クラブも設置されている。

【表 3 2】施設概要（平成 1 8 年 8 月 1 日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(㎡) [延床面積]	構造・階数
二宮地区会館	昭和 47 年度	——	289 [531]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
千代里会館	昭和 49 年度	——	266 [532]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
御堂会館	平成 12 年度	——	316 [590]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
鳥居場会館	昭和 53 年度	——	272 [499]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
玉見会館	昭和 56 年度	——	321 [557]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
野辺地区会館	昭和 58 年度	——	341 [648]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
草花台会館	昭和 60 年度	——	274 [423]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
楓ヶ原会館	平成 元年度	——	285 [489]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
増戸会館	昭和 58 年度	——	375 [645]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階

② 利用状況等

【表 3 3】施設利用状況（平成 1 7 年度）

（単位：件）

施設名	会議室	学習室	休養室	保育室	集会室	計
二宮地区会館	46	183	164	79	212	684
千代里会館	130	77	8	——	121	336
御堂会館	203	37	82	268	242	832
鳥居場会館	117	203	114	——	236	670
玉見会館	——	26	——	43	76	145
野辺地区会館	——	62	286	——	247	595
草花台会館	——	2	162	38	90	292
楓ヶ原会館	——	45	209	188	223	665
増戸会館	——	——	93	——	211	304

公共施設再配置計画

【表 3 4】施設利用状況の推移 (単位：人)

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
二宮地区会館	13,041	9,183	8,656
千代里会館	4,202	3,123	3,452
御堂会館	14,580	13,035	12,480
鳥居場会館	13,330	10,225	9,437
玉見会館	2,702	2,175	1,959
野辺地区会館	9,040	7,825	6,699
草花台会館	4,281	2,928	3,032
楓ヶ原会館	7,049	7,569	7,284
増戸会館	4,232	4,089	3,886

2-8 コミュニティ会館

コミュニティ会館は、地域住民の市民生活の安定、文化の向上、コミュニティ活動の増進及び社会福祉の増進に寄与している。

(1) コミュニティ会館の現状と機能

小宮会館と戸倉会館については、児童クラブや図書館の分室を設置していることから、コミュニティ会館としての有効活用について検討する必要がある。

① 施設概要

施設については、現行の耐震基準を満たしている。

小宮会館については、1階を児童クラブと図書館分室で使用している。また、戸倉会館については、2階を図書館分室として使用している。

【表 3 5】施設概要 (平成 1 8 年 8 月 1 日現在)

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
小宮会館	昭和 60 年度	——	141 [268]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
戸倉会館	平成元年度	——	148 [282]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
代継会館	平成 48 年度	平成 8 年度	204 [204]	鉄筋コンクリート造 地上 1 階
北伊奈会館	平成元年度	——	79 [159]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階

② 利用状況等

【表 3 6】施設利用状況（平成 1 7 年度）

（単位：件）

施設名	会議室	和 室	休養室	計
小宮会館	264	55	—	319
戸倉会館	95	43	—	138
代継会館	47	68	63	178
北伊奈会館	—	—	—	102

※ 北伊奈会館は、平成 1 7 年度まで利用料金制をとっており、合計のみを表示する。

【表 3 7】施設利用状況の推移

（単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
小宮会館	3,830	3,083	4,402
戸倉会館	2,754	2,304	2,484
代継会館	2,710	2,908	3,204
北伊奈会館	1,751	2,742	1,470

3-1 スポーツ施設

近年、年間労働時間の短縮や学校週 5 日制の実施等による自由時間の増大、仕事中心から生活重視への国民の意識の変化などにより、主体的に自由時間を活用し、精神的に豊かなライフスタイルを構築したいという要望は年々強まっている。

一方、科学技術の高度化、情報化等の進展により、人間関係が希薄となり、精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少し、体力が低下したりするなどの心身両面にわたる健康上の問題が顕在化してきている。スポーツを振興することは、国民の心身両面にわたる健康の保持増進に大きく貢献するとともに、医療費節減の効果等にも寄与する。

また、スポーツを通じて住民が交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進するとともに、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生にもつながるなど、地域における連帯感の醸成にも資する。

現在、我が国は、平均寿命の伸長と出生率の長期的な低下という少子・高齢化に直面しており、2050 年には、ほぼ 3 人に 1 人が 6 5 歳以上の高齢者になることが予測されている。また、2007 年から 2009 年にかけて、全人口の約 5.3%（6 8 0 万人）を占める団塊の世代が一斉に退職することから、スポーツで余暇を過ごす人の数が増加することも予測されており、新たなニーズに対応した施設運営が求められてくると思われる。

(1) スポーツ施設の現状と課題

健康づくりや生きがいくくりという生涯スポーツや地域、世代間、家庭の連帯を深めるためのスポーツ・レクリエーション活動に対する感心の高まりとともに、団塊の世代の一斉退職に伴う施設利用者の増加も予測されることから、市民が日常的に気楽に楽しめるスポーツ施設の充実が必要となる。

また、市民の健康増進の観点から、施設利用の促進を図るとともに、施設を効率的かつ効果的に運用するため、利用しやすい料金設定や指定管理者制度の活用等を検討する必要がある。

公共施設再配置計画

① 施設概要

当市のスポーツ施設は、近隣市町村と比べても施設数が高い水準にあり、多くの市民に利用されている。しかし、一部の施設では、利用者の減少が見られる。

施設の維持管理については、多くの施設があることと施設の老朽化が進んでいることなどから、多額の経費を要している。

なお、現在、市内にあるスポーツ施設には、建物が5施設あるが、すべて現行の耐震基準を満たしている。

【表38】施設概要・建造物（平成18年8月1日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
秋川体育館	昭和54年度	平成15年度	3,932 [5,782]	鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
五日市ファインプラザ	平成3年度	———	2,271.910 [5,477.771]	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 地上2階
市民プール（屋内）	平成8年度	———	——— [1,453]	鉄筋コンクリート造 地上2階
市民プール（屋外）	昭和56年度	———	敷地面積 [7,993]	———
いきいきセンター	平成4年度	平成14年度	726 [1,153]	鉄筋コンクリート造 地上2階
草花公園クラブハウス	平成3年度	———	117 [—]	木造 地上1階

【表39】施設概要・グラウンド等（平成18年8月1日現在）

施設名	敷地面積(m ²)	備考
総合グラウンド	74,082	野球場（2面）、ソフトボール場（3面）、少年野球場（1面）、テニスコート（6面）、クラブハウス（1棟） ※河川占用申請 74,082 m ²
総合グラウンド（玉見ヶ崎）	8,148	テニスコート（4面）、ゲートボール場、ジョギングコース、芝生広場
山田グラウンド	20,234	野球場（1面：夜間照明4基）、テニスコート（2面）
秋川グリーンズスポーツ公園（雨間1946）	1,279	テニスコート（2面）、ペースメーカー、ランニングバーン、遊具（すべり台、ブランコ等）
秋川グリーンズスポーツ公園（切欠1857）	17,264	少年サッカー場、少年野球場、ソフトボール場
あきる野市民球場	18,466	野球場（1面：夜間照明6基）
市民運動広場	19,609	野球場（2面）、相撲場（2面）
山田テニスコート	1,398	テニスコート（1面）
小和田グラウンド	39,630	ソフトボール場（3面）、管理棟（1棟）
戸倉グラウンド	6,745	少年野球場（1面）
秋川駅南口運動広場	2,947	クラブハウス
小峰台公園	3,256	ソフトボール場
第3水辺公園	31,556	サッカーグラウンド（3面）

※ 敷地面積は、小数点以下を切り捨てて表示している。

② 利用状況等について

【表 4 0】貸出件数及び人数（平成 1 7 年度）

施設名		件数（件）	人数（人）
秋川体育館	大体育室	5,360	47,190
	小体育室	2,408	18,640
	第 1 トレーニング室	1,792	15,550
	第 2 トレーニング室	6,523	6,523
	剣道場	1,335	19,057
	柔道場	935	5,545
	弓道場	2,395	4,379
	幼児コーナー	不明	不明
五日市ファインプラザ	室内水泳場	29,564	39,627
	体育室	12,366	41,949
	武道場	2,475	29,356
	トレーニング室	18,922	18,922
	第 1 研修室	192	3,652
	第 2 研修室	268	5,560
	第 3 研修室	245	14,901
	幼児体育室	不明	不明
市民プール	屋内プール	22,218	30,218
	屋外プール	27,538	27,538
いきいきセンター	水着リフレッシュゾーン	15,541	18,623
	サウナ室	6,411	6,411
	トレーニング室	878	878
	集会室	98	2,472
草花公園クラブハウス	休憩室	469	7,048

【表 4 1】利用者数の推移（過去 3 年）

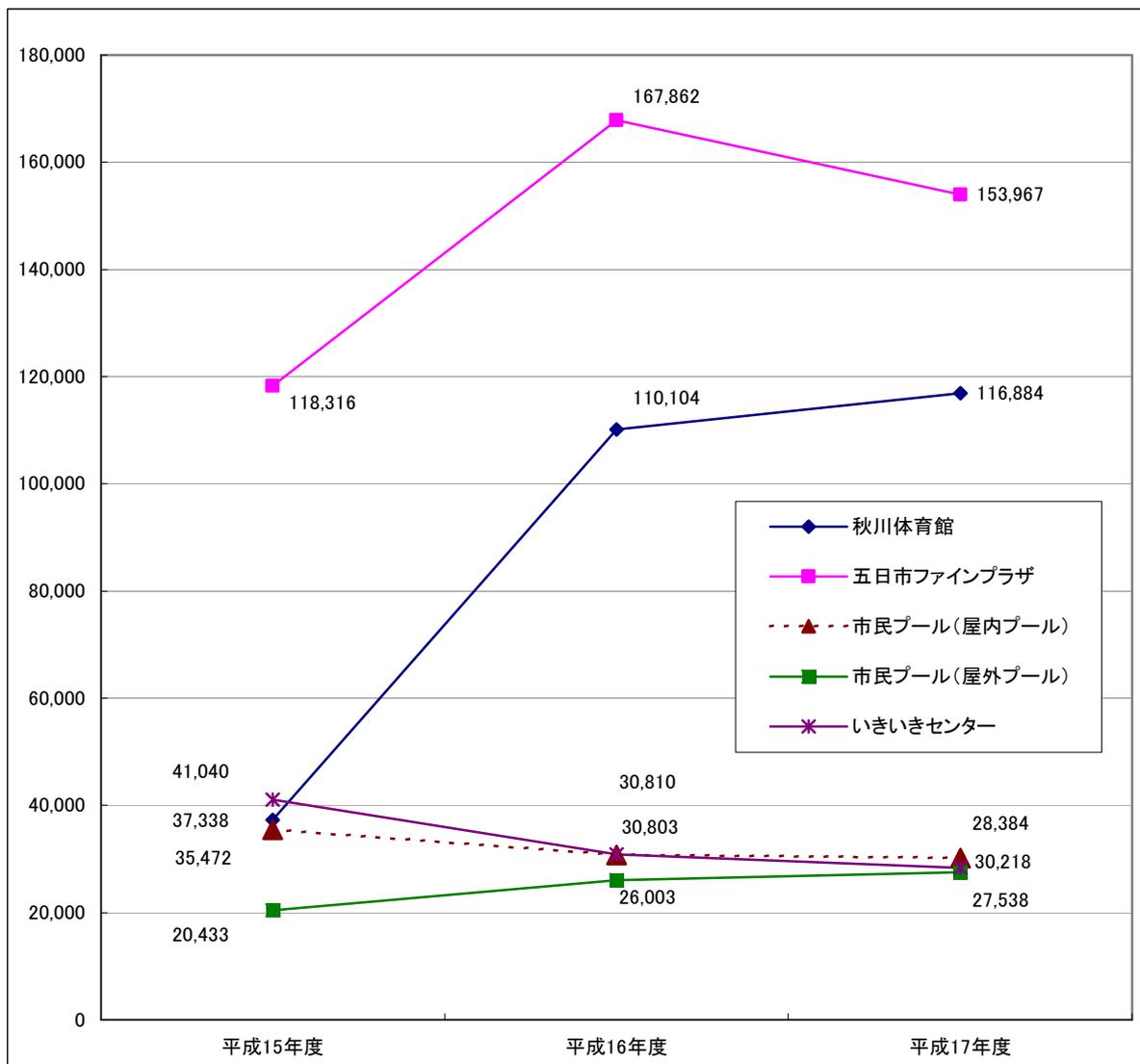
（単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
秋川体育館	37,338	110,104	116,884
五日市ファインプラザ	118,316	167,862	153,967
市民プール（屋内プール）	35,472	30,803	30,218
市民プール（屋外プール）	20,433	26,003	27,538
いきいきセンター	41,040	30,810	28,384
草花公園クラブハウス	—	—	7,048
計	252,599	365,582	364,039

※ 秋川体育館は、平成 1 5 年度中に実施した大規模改修工事に伴う休館期間があったため、利用者数に大幅な差が生じている。

※ 草花公園クラブハウスの平成 1 5 年度・平成 1 6 年度の利用者数は不明である。

【図3】利用者数の推移：グラフ（過去3年）



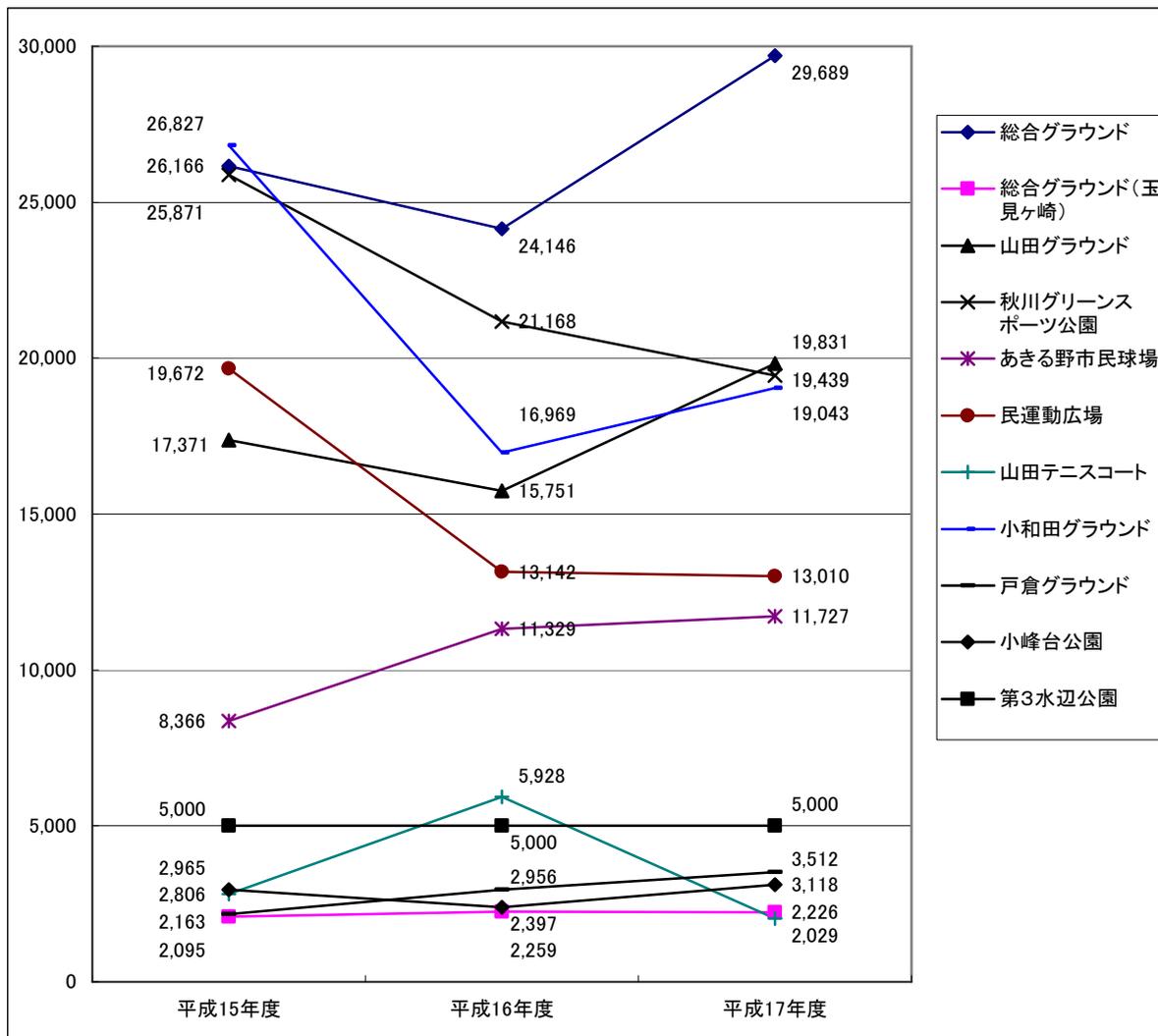
【表 4 2】 貸出件数及び人数（平成 1 7 年度） （単位：人）

施設名		人数
総合グラウンド	野球場	6,635
	ソフトボール場	10,507
	少年野球場	4,045
	テニスコート	8,268
	クラブハウス	234
総合グラウンド（玉見ヶ崎）	テニスコート	2,226
山田グラウンド	野球場	6,535
	夜間照明	7,849
	テニスコート	2,029
秋川グリーンスポーツ公園	テニスコート	4,863
	少年野球場	14,576
あきる野市民球場	野球場	11,727
市民運動広場	野球場	13,010
山田テニスコート	テニスコート	2,029
小和田グラウンド	ソフトボール場	19,043
戸倉グラウンド	少年野球場	3,512
小峰台公園	ソフトボール場	3,118
第 3 水辺公園	サッカーグラウンド	約 5,000

【表 4 3】 利用者数の推移（過去 3 年） （単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
総合グラウンド	26,166	24,146	29,689
総合グラウンド（玉見ヶ崎）	2,095	2,259	2,226
山田グラウンド	17,371	15,751	19,831
秋川グリーンスポーツ公園	25,871	21,168	19,439
あきる野市民球場	8,366	11,329	11,727
市民運動広場	19,672	13,142	13,010
山田テニスコート	2,806	5,928	2,029
小和田グラウンド	26,827	16,969	19,043
戸倉グラウンド	2,163	2,956	3,512
小峰台公園	2,965	2,397	3,118
第 3 水辺公園	約 5,000	約 5,000	約 5,000
計	139,302	121,045	128,624

【図4】利用者数の推移：グラフ（過去3年）



3-2 レクリエーション施設

当市は、秋川溪谷などの自然の観光資源に恵まれており、都民の身近なレクリエーションの場としての高い評価を得ている。

(1) レクリエーション施設の現状と課題

ふるさと工房五日市及び国民宿舎止水荘の運営については、その方向性が決定している。

グリーンキャンプ場については、施設の老朽化が著しいことや利用者が少ないことなどから廃止の方向で検討する必要がある。

① 施設概要

「ふるさと工房五日市」は、平成19年度から「あきる野ふるさと工房（愛称）」としてリニューアルオープンし、指定管理者である新四季創造株式会社が運営している。

また、国民宿舎止水荘については、老朽化が著しいことと併せ、敷地が民地であり、その賃貸借契約が平成20年度に切れることから、施設の廃止を予定している。

【表44】施設概要（平成18年8月1日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
ふるさと工房五日市	昭和60年度	平成2年度 平成18年度	— [1,065.8]	鉄骨造 地上2階
国民宿舎止水荘	昭和34年度	昭和46年度	567.5 [904.8]	鉄筋コンクリート造 地上2階
グリーンキャンプ場 (バンガロー6棟)	平成56年度	—	— [—]	木造 地上1階
秋川橋河川公園	—	—	— [22,729]	河川敷
第1水辺公園 リバーサイドパークーの谷	—	—	— [9,829]	河川敷
第4水辺公園 秋川ふれあいランド	—	—	— [7,912]	河川敷

※ 秋川橋河川公園、第1水辺公園及び第4水辺公園は敷地面積である。

② 利用状況等

【表45】施設利用状況の推移

(単位：人)

施設名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ふるさと工房五日市	15,611	15,277	13,316
国民宿舎止水荘	5,240	5,271	5,385
グリーンキャンプ場	576	797	484
秋川橋河川公園	約51,000	約60,000	約60,000
第1水辺公園 リバーサイドパークーの谷	約5,000	約6,200	約5,300
第4水辺公園 秋川ふれあいランド	約9,800	約12,400	約13,100

4-1 保育所

我が国の合計特殊出生率は、平成17年において、全国で1.25、東京都で0.98を記録しており、少子化の傾向をより顕著にしている。急速な少子・高齢化の進行とともに、都市化や核家族化、女性の社会進出の増加、地域の相互扶助機能の低下などにより、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、「児童の権利宣言(注1)」の精神や「子どもの権利条約(注2)」を踏まえ、子どもが家庭や地域社会で心身ともにすこやかに育ち、子どもの権利や立場を最大限に配慮し、尊重される社会づくりが求められている。このような状況に対応するために、国では少子化社会への対策を進め、平成16年12月には「子ども・子育て応援プラン」が提示されるなど、次世代育成支援施策は最も重要な政策の一つに位置付けられている。

市としては、入所児童の保育や保護者への関わりだけでなく、地域の在宅児童家庭を対象として、育児相談や園庭開放等の子育て支援活動も実施しているが、地域の人間関係の希薄化が進むとともに、メディアによる子育て情報の氾濫などによって育児に対する不安感や負担感が増加してきており、保育所が蓄積する子育てのノウハウや場の提供が求められている。

保育所は、保護者の労働、疾病、その他の理由により、その監護する児童の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて児童を保育することを目的として設置する児童福祉施設である。地域における貴重な社会資源として、また、子育ての中核的な拠点として、今後、更なる社会的な役割と責任を担っていく必要がある。

参 考

(注1) 国際連合総会が1959年に公布した宣言。児童が幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のために、その権利と自由を享有することができるようにするため、すべての人は、児童に対して、最善のものを与える義務を負わなければならないことを謳っている。

(注2) 子どもの権利条約は、「児童の権利宣言」の精神を踏まえ、子どもの教育を受ける権利をはじめとした、子どもに保障されるべき諸権利を規定し、権利行使の主体としての子どもへと、子ども観を転換している。1989年、国際連合で採択され、日本は1994年3月に批准国になっている。

(1) 保育所の現状と課題

西秋留保育園を除く保育園は、施設の老朽化が進んでいることから、改修工事などが必要である。また、すぎの子保育園については、地域的に園児の減少があることから、複合施設としての活用や統廃合の検討が必要である。

また、西秋留保育園は、指定管理者により運営されているが、その他の施設については、効率的かつ効果的な保育所運営を図るため、指定管理者制度の活用や民設民営を検討する必要がある。

① 施設概要

保護者の労働、疾病、その他の理由により、その看護する児童の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて児童を保育しているが、待機児童が多いことから、定員拡大の対応が求められている。

また、施設については、西秋留保育園を除き耐震化対策が未実施であり、老朽化も進んでいる。

【表 4 6】施設概要・建造物（平成 1 8 年 8 月 1 日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
東秋留保育園	昭和 42 年度	昭和 50 年度	463 [463]	鉄筋コンクリート造 地上 1 階
西秋留保育園	平成 14 年度	———	560.12 [806.51]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
屋城保育園	昭和 45 年度	昭和 56 年度	463 [—]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
神明保育園	昭和 52 年度	———	404 [441]	鉄筋コンクリート造 地上 1 階
すぎの子保育園	昭和 44 年度	———	276 [276]	鉄筋コンクリート造 地上 1 階

② 利用状況

【表 4 7】保育園の入所状況（平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在）（単位：人）

施設名	定員	入所数	備考
東秋留保育園	120	116 (1)	
西秋留保育園	100	124 (3)	公設民営
屋城保育園	90	95 (1)	
神明保育園	60	70 (2)	
すぎの子保育園	40	15 (0)	
計	410	420 (7)	

※（ ）は、受託児数（内数）である。

4-2 児童館・学童クラブ

児童館の機能は、利用児童に対するサービスの提供、留守家庭児童等の健全育成、児童のための地域センターなどである。

近年の子どもと家庭を取り巻く環境の変化は、子どもから遊びの時間、空間、仲間を奪っており、不登校やいじめなど深刻な問題をもたらしている。また、子育てをする親にも不安感や負担感を招き、その結果虐待につながることもある。

このため、児童館については、利用の中心である幼児と小学生のために活動を更に活発化するとともに、中学生・高校生向けの活動を広めていくことが求められている。

(1) 児童館・学童クラブの現状と課題

若草児童館は、平成 4 年に多西小学校に隣接して多西児童館が開館したことに伴い、児童館としての運営が終了し、現在は、「こすもす福祉作業所」が施設を利用している。

公共施設再配置計画

平成17年度には、若草児童館活用等検討PT（プロジェクト・チーム）により、高齢者の健康づくり・日中活動の場や子育てグループの交流の場としての利用、災害時の避難所としての活用が示されている。

また、平成19年度に国において創設される総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」とともに、児童館・学童クラブの運営について検討する必要がある。

全体的に施設の老朽化対策や待機児解消の対策を検討する必要がある。

① 施設概要

現在、1小学校区に1児童館又は1児童クラブが設置されているが、若草児童館は建設から33年が経過し、建物の耐震性等の問題もあるため、施設の改修工事を実施し、児童館以外の利用を図る予定である。

また、耐震化対策については、全15施設中、5施設が未実施である。

【表48】施設概要（平成18年8月1日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
若草児童館	平成48年度	昭和59年度 平成2年度	155 [332]	鉄筋コンクリート造 地上2階
若竹児童館	昭和48年度	———	164 [332]	鉄筋コンクリート造 地上2階
若葉児童館	昭和50年度	———	204 [333]	鉄筋コンクリート造 地上4階
南秋留児童館	昭和55年度	———	332 [332]	鉄筋コンクリート造 地上1階
屋城児童館	昭和56年度	———	367 [367]	鉄筋コンクリート造 地上1階
一の谷児童館	昭和58年度	———	399 [399]	鉄筋コンクリート造 地上1階
草花児童センター	昭和59年度	———	468 [468]	鉄筋コンクリート造 地上1階
多西児童館	平成3年度	———	510 [510]	鉄筋コンクリート造 地上1階
前田児童館 (野辺地区会館内)	昭和60年度	———	——— [332]	鉄筋コンクリート造 地上2階
五日市児童館 (五日市小学校校舎内)	———	平成13年度	——— [241]	鉄筋コンクリート造 地上2階
五日市児童館増戸分館 (増戸小学校校舎内)	———	平成13年度	——— [142]	鉄筋コンクリート造 地上2階
五日市学童クラブ	昭和53年度	———	60 [60]	プレハブ 地上1階
増戸学童クラブ (増戸会館内)	昭和58年度	———	——— [62]	鉄筋コンクリート造 地上1階
戸倉児童クラブ (五日市図書館戸倉分室内)	平成14年度	———	——— [241]	鉄筋コンクリート造 地上2階
小宮児童クラブ (五日市図書館小宮分室内)	平成14年度	———	——— [142]	鉄筋コンクリート造 地上2階

② 利用状況

【表 4 9】施設利用状況の推移（過去 3 年）（単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
若草児童館	4,848	1,577	5,091
若竹児童館	13,060	11,452	13,042
若葉児童館	10,047	10,971	15,111
南秋留児童館	16,348	17,450	20,555
屋城児童館	13,671	14,686	14,025
一の谷児童館	10,075	10,753	10,368
草花児童センター	25,763	23,684	22,740
多西児童館	23,517	25,196	25,296
前田児童館	15,853	16,437	22,204
五日市児童館	11,610	10,710	9,478
五日市児童館増戸分館	11,328	10,687	11,247
五日市学童クラブ	5,565	6,010	6,124
増戸学童クラブ	8,579	7,936	8,215
戸倉児童クラブ	3,504	3,257	2,890
小宮児童クラブ	7,571	6,327	5,842
計	176,511	177,153	190,359

※ 若草児童館は、選挙の投票所としての利用人数である。

5-1 障害者福祉施設

障がいのある人もない人も、誰もが地域の中で同じような生活を営めるべきであるという認識から、地域の中で生活し、就労などを通じた社会参加を望む障がい者が増加している。

このようなことから、障がい者の福祉の向上及び健康の保持増進を図るため、通所により、市内に居住する心身障がい者（児）に指導・訓練を行い、自立更生を促進している。

(1) 障害者福祉施設の現状と課題

こすもす福祉作業所は、現在、若草児童館を利用しているが、若草児童館については、建設から 33 年が経過し、建物の耐震性等の問題もあるため、施設の改修工事を実施し、児童館以外の利用を図る予定である。

また、こすもす福祉作業所は、あきる野市社会福祉協議会が運営をしており、指定管理者として運営しているひばり訓練所とともに、同じ施設において一体的に運営することが望ましいことから、施設の再配置計画において検討する必要がある。

① 施設概要

障がい者の施設は 3 施設あり、このうち五日市希望の家及びひばり訓練所は指定管理者であるあきる野市社会福祉協議会により運営されている。

公共施設再配置計画

【表 5 0】施設概要・建造物（平成 1 8 年 8 月 1 日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
五日市希望の家	昭和 61 年度	———	307.46 [—]	鉄筋造及び軽量鉄骨造 地上 1 階
ひばり訓練所 (秋川ふれあいセンター内)	———	———	——— [—]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
こすもす福祉作業所 (若草児童館内)	昭和 48 年度	———	128.5 [—]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階

② 利用状況

【表 5 1】施設利用状況の推移（過去 3 年）（単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
五日市希望の家	19	19	19
ひばり訓練所	8	8	7
こすもす福祉作業所	16	16	14
計	43	43	40

6-1 老人福祉施設

在宅サービスセンターでは、福祉サービスとして生活指導、機能訓練、介護、給食、入浴等のデイサービスが行われている。

また、介護保険指導により、要支援、要介護状態と認定された高齢者の通所介護サービスとともに、介護保険で自立と判定された比較的元気な高齢者が生きがいや健康づくりのために利用されている。

(1) 老人福祉施設の現状と課題

萩野センターについては、デイサービス等の事業を実施していない状況であることから、今後、事業等の充実を図る必要がある。

① 施設概要

萩野センター、開戸センター及び五日市センターの 3 施設は、平成 1 8 年度から指定管理者であるあきる野市社会福祉協議会が運営をしている。

また、これらの老人福祉施設は、現行の耐震基準を満たしている。

【表 5 2】施設概要・建造物（平成 1 8 年 8 月 1 日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
萩野センター	平成 5 年度	———	260.9 [367.7]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
開戸センター	平成 5 年度	———	291.8 [362.0]	地上 2 階
五日市センター	平成 11 年度	———	748.7 [532.3]	鉄筋コンクリート造 地上 1 階

② 利用状況

【表 5 3】施設利用状況の推移（過去 3 年）（単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
萩野センター	5,227	5,068	5,360
開戸センター	4,747	4,726	4,911
五日市センター	5,560	6,406	6,219
計	15,534	16,200	16,490

7-1 医療・保健施設

市民一人ひとりが生き生きと健康に暮らすためには、生涯を通じた健康づくりや健康的なライフスタイルを確立する必要がある。乳児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた身近で適切な保健サービスの提供が求められていることから、医療・保健施設の充実を進めている。

(1) 医療・保健施設の現状と課題

介護保険制度や医療制度の改革に対応するため、健康課における保健センターの強化が求められている。施設については、老朽化及び利用率の減少が見られる。また、市民の利便性の向上や事業の充実を図る必要がある。

このようなことから、保健センター機能をもつ施設に改善するため、健康課の 3 系の統合や施設の統廃合を検討する必要がある。

また、五日市保健センターについては、現在、予防接種や育児相談、市民健診などに利用しているが、地域の福祉施設としての利用とともに、様々な課題に対応できる施設としての利用を検討する必要がある。

① 施設概要

市内にある医療・保健施設は、4 施設あり、特に、秋川健康会館は老朽化が進んでいる。

五日市保健センターは、職員が常駐しておらず、施設の貸出しを行うとともに、予防接種や市民健診などで定期的に利用している。

【表 5 4】施設概要・建造物（平成 1 8 年 8 月 1 日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
秋川ふれあいセンター	平成 5 年度	———	2,884.2 [3,834.2]	鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造地上 2 階
秋川健康会館（休日診療所）	昭和 55 年度	平成 2 年度	404.5 [670.0]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
五日市保健センター	昭和 63 年度	———	479.8 [819.4]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
あきる野保健相談所	昭和 59 年度	平成 元年度	293.0 [574.0]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階

公共施設再配置計画

② 利用状況

【表 5 5】施設利用状況の推移（過去 3 年）（単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
秋川ふれあいセンター	41,769	35,221 (21,424)	41,057 (26,974)
秋川健康会館	14,244	9,599	6,394
五日市保健センター	11,736	9,212	10,306
あきる野保健相談所	25,063	16,629	21,077
計	92,812	49,237	50,090

※（ ）は、ホールの利用者数（内数）である。

8-1 その他の施設

(1) 農業会館

農業経営の安定、農家生活の向上及び住民福祉の増進に寄与している。

建物の老朽化や利用形態、利用率の減少などから、施設の利活用を検討する必要がある。

① 施設概要

昭和 55 年に建築した建物であることから、老朽化が進んでいるとともに、現行の耐震基準を満たした施設ではない。

利用形態としては、サークル活動の利用が多く、公民館的な利用形態になっている。

【表 5 6】施設概要・建造物（平成 18 年 8 月 1 日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
農業会館	昭和 54 年度	———	227.0 [351.1]	鉄筋コンクリート造 地上 2 階

② 利用状況

【表 5 7】施設利用状況の推移（過去 3 年）（単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
農業会館	20,361	6,984	5,277

(2) 秋川ファーマーズセンター

農業経営の安定、農家生活の向上及び住民福祉の増進に寄与している。

建物の老朽化対策が大きな課題となっている。

① 施設概要

本施設は、農業の複合拠点施設として、あきる野市の農業の振興と市民の交流の場としての機能を発揮し、市内で生産された新鮮で安全・安心な農畜産物を市民（消費者）に供給している。

【表 5 8】施設概要・建造物（平成 1 8 年 8 月 1 日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(㎡) [延床面積]	構造・階数
秋川ファーマーズセンター	平成 5 年度	平成 14 年度	1,479.9 [955.9]	木造 地上 1 階

② 利用状況

【表 5 9】施設利用状況の推移（過去 3 年）（単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
秋川ファーマーズセンター	322,416	337,213	345,486

(3) 五日市ひろば

商店街の振興と地域産業の総合的な発展を図るとともに、市民の交流の場として利用されていることから、更に施設利用の充実を図る必要がある。

① 施設概要

本施設は、商店会、商工会などの産業団体が物品販売を目的としたイベントや自治会が使用することを主目的とした広場であり、イベントのないときは公園として利用されている。

【表 6 0】施設概要・建造物（平成 1 8 年 8 月 1 日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	敷地面積 (㎡)	構造・階数
五日市ひろば	平成 15 年度	———	1,946.6	———

② 利用状況

【表 6 1】施設利用状況の推移（過去 3 年）（単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
五日市ひろば	———	4,279	15,688

※ 五日市ひろばは、平成 1 6 年 4 月の開設である。

(4) あきる野市役所

庁舎は、平成 1 3 年 5 月の開庁から 6 年が経過しており、施設、機械設備等に修繕を要する箇所がでてきていることから、計画的な修繕が必要である。

庁舎別館は、建設から 3 0 年以上が経過し、全体的に老朽化が進んでいることから、必要に応じた修繕が必要である。また、本施設は、当初、福社会館として建設しているが、現在は、庁舎的利用形態であるため、より実態に合った見直しを検討する必要がある。

① 施設概要

庁舎は、市民への行政サービスの中核施設として分かりやすく、効率的な運営が行われている。

公共施設再配置計画

庁舎別館は、秋川流域市町村視聴覚教育協議会とともに、あきる野ハローワーク求人情報コーナー、教育相談室、せせらぎ教室、会議室及び展示室として利用している。

【表 6 3】施設概要・建造物（平成 1 8 年 8 月 1 日現在）

施設名	建築年度	増改築年度	建築面積(m ²) [延床面積]	構造・階数
あきる野市役所庁舎	平成 12 年度	———	32,790.5 [14,070.3]	鉄筋コンクリート造 地上 7 階・地下 1 階
庁舎別館	昭和 46 年度	———	321.0 [1,414.0]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階・地下 1 階
五日市出張所	昭和 58 年度	平成 13 年度	1,521.6 [2,242.9]	鉄筋コンクリート造 地上 3 階・地下 1 階
増戸連絡所 (五日市ファインプラザ内)	平成 3 年度	———	2,271 [5,478]	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 地上 3 階・地下 1 階

※ 五日市出張所の延床面積は、施設の地下 1 階・1 階部分であり、五日市地域交流センターを除く。

※ 増戸連絡所の延床面積と構造等は、五日市ファインプラザのものである。

Ⅲ 公共施設再配置計画

1 施設の再配置計画

前述の施設の現況と課題及び平成13年3月策定の「公共施設再配置計画」の検証結果に基づき、施設の統廃合について検討した結果、次に示す施設について統廃合等を行う。

(1) 戸倉小学校及び小宮小学校の統廃合

【現状】

戸倉・小宮地区においては、過疎化が進み児童数が大きく減少していることから、教育委員会では、地域住民を交えて組織された「あきる野市小規模学校対策検討委員会」の報告を受け、学区の弾力化や放課後及び休日の児童対策の充実を図るなど、教育効果を維持するよう取り組んでいる。また、市では、地域の活性化や定住化の促進対策などの取組を進めている。

【課題】

今後においても児童数は減少していく傾向にあるが、学校は集団教育の場であり、児童数の極端な減少は、少人数による人間関係の固定化や集団生活への適応力の低下などの様々な問題を誘発する可能性があることから、五日市小学校への統合について検討していく必要がある。

(単位：人)

学 校 名	児 童 数				児童数（予測）		
	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
戸倉小学校	35	31	32	36	33	27	27
小宮小学校	43	39	32	29	29	25	24

【対策】

現在、市では、本地域の活性化を図るため、十里木・長岳周辺地域観光拠点整備事業を展開しているとともに、優良田園住宅制度の導入を進めている。これにより、住宅を建築しやすい環境を整備し、定住化を促進するなど、人口の増加などの対策を計画している。

このようなことから、両校の統廃合については、これらの対策の成果を検証しながら、引き続き検討していくものとする。

(2) 秋川図書館の廃止

【現状】

秋川図書館は、合併以来、市民から多くの整備要望が寄せられており、市では、合併後の図書館ネットワークのあり方について検討を行うため、市民参画による「あきる野市図書館整備計画検討委員会」を組織し、市の図書館整備について検討を行い、あきる野市図書館整備プランを策定している。

本プランでは、中央図書館の整備を最重要課題と位置付けており、秋川図書館を廃止し、秋川駅前に中央図書館として整備することがネットワーク上などから望ましいとしている。

公共施設再配置計画

これを受け、現在、秋川駅北口の秋川キララホール隣接地において中央図書館を整備しており、平成19年8月に開館する予定である。

【課題】

秋川図書館については、建設から30年余を経て、老朽化が進んでおり、雨漏りなどが随所に見られる。また、耐震施設ではなく図書館という特殊な構造であることから、別用途への活用は難しい状況である。

さらに、敷地については市街化調整区域内にあることから、公共施設以外の建物は建設できない。

【対策】

秋川図書館については、取り壊す方向で検討する。また、敷地については、有効利用を検討する。

(3) 図書館分室の一部廃止

【現状】

図書館の分室は、五日市図書館増戸分室、五日市図書館戸倉分室、五日市図書館小宮分室、秋川図書館多西児童館分室及び秋川図書館千代里分室の5施設があり、地区会館や児童館の施設内に設置している。

【課題】

全体的に利用率が低下している。

あきる野市図書館整備プランでは、五日市図書館増戸分室について、運営形態や市民の利用状況から地区館としての役割を果たしているが、五日市図書館戸倉分室、五日市図書館小宮分室、秋川図書館多西児童館分室及び秋川図書館千代里分室については、利用者の実態からみて図書館ネットワークの拠点として機能しているとはいえないことから、廃止の方向で検討するとしている。

(単位：人)

施設名	利用状況		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度
五日市図書館増戸分室 (増戸会館内)	27,493	22,653	19,357
五日市図書館戸倉分室 (戸倉会館内)	686	506	503
五日市図書館小宮分室 (小宮会館内)	1,449	959	574
秋川図書館多西児童館分室 (多西児童館内)	1,974	2,309	1,716
秋川図書館千代里分室 (千代里会館内)	569	596	408

【対策】

利用圏や運営効率等を勘案し、増戸分室を除く4つの分室を廃止するとともに、増戸分室を地区館として1中央館3地区館体制を図る。

(4) 国民宿舎止水荘の廃止

【現状】

国民宿舎止水荘は、昭和34年7月に建築し、昭和46年11月に増改築しているが、老朽化が進んでいる。

施設の管理・運営については、(有)うめやと賃貸借契約委託している。また、利用状況においては、宴会利用者を含め、年間5,300人程度で推移している。

【課題】

(有)うめやとの施設及び土地の賃貸借契約については、平成21年3月31日をもって満了となる。その後の契約については、施設の老朽化、施設改修費の負担などを理由に契約更新を行わない意向を示している。

【対策】

施設については、老朽化が著しいことにより平成21年3月31日をもって廃止し、取り壊す。また、敷地については、借地であることから、現状に戻し所有者に返還する。

(5) グリーンキャンプ場の廃止

【現状】

グリーンキャンプ場には、バンガロー6棟、トイレ、調理棟及び管理棟があり、開業期間については、6月16日から9月15日までの夏季期間の開業である。

施設の管理については、(社)あきる野市シルバー人材センターに委託している。

【課題】

グリーンキャンプ場は、昭和56年の建築であり、老朽化が進んでいるが、過去において施設が老朽化した場合は、大規模な改修等を行わず、本施設を取り壊す旨の決定がされている。

また、施設の利用状況としては、平成17年度の利用件数が21件であり、利用率が低い状況であるとともに、限られた団体が利用している。

【対策】

施設の老朽化及び利用者の減少により、本施設を廃止し、取り壊すものとする。

公共施設再配置計画

- (6) 健康課における3係（健康づくり係、母子保健係、予防係）の統合に伴う、
施設の取扱い

【現状】

健康課には、現在、3つの係があり、健康づくり係が「秋川ふれあいセンター」、母子保健係が「あきる野保健相談所」、予防係が「秋川健康会館」と3か所に分散している。

【課題】

健康課の3係が3施設に分かれて業務を行っていることは、市民にとって不便であるとともに、課としての連絡調整や効率的かつ効果的な運営に支障をきたしている。また、介護保険制度や医療制度の改革に適切に対応するため、健康課における保健センター機能の強化が求められている。

【対策】

① 秋川ふれあいセンターの機能転換

秋川ふれあいセンターについては、健康課の3係を集約して、保健センター機能を有する施設とする。

これに伴い、現在、秋川ふれあいセンター内に設置しているあきる野市社会福祉協議会秋川事務所、社協ケアセンター、こども家庭支援センター、ファミリーサポートセンター、障害者地域自立生活支援センター及びひばり訓練所については、秋川ふれあいセンターから移転する。

② （仮称）秋川ふれあいセンター別館の設置

秋川ふれあいセンターの機能転換等に伴い、あきる野市社会福祉協議会秋川事務所、社協ケアセンター及びひばり訓練所については、これらを1つの施設にまとめて効率的かつ効果的な運営を図るため、新たに（仮称）秋川ふれあいセンター別館を設置する。

また、若草児童館を利用しているこすもす福祉作業所については、ひばり訓練所と同じ施設において一体的に運営を行うため、（仮称）秋川ふれあいセンター別館に移転する。

なお、（仮称）秋川ふれあいセンター別館の建設場所については、秋川ふれあいセンター南側の駐車場敷地を候補地とする。

③ あきる野保健相談所の目的及び機能の転換

秋川ふれあいセンターの機能転換等に伴い、こども家庭支援センター、ファミリーサポートセンター、障害者地域自立生活支援センター及び秋川健康会館内に設置している精神障害者地域生活支援センターについては、あきる野保健相談所に移転する。

④ 秋川健康会館の廃止

秋川健康会館からの予防係及び精神障害者地域生活支援センターの移転に伴い、この施設を廃止する。

なお、施設の老朽状況から、その後の利用計画がないため、原則的に施設を取り壊した後、駐車場としての活用を図る。

(単位：人)

建築年月	昭和56年1月(増改築 平成2年10月)		
利用状況	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	14,244	9,599	6,394
施設については、精神障害者地域生活支援センターが使用しているため、貸出しは行っていない。また、公民館が改修されたことにより利用希望もない。			

⑤ 五日市保健センターの有効利用

現在、五日市保健センターには職員が常駐していないものの、施設の貸出しをはじめ、予防接種、育児相談、市民健診及びがん検診などを実施している。

また、秋川ふれあいセンターなどの他の福祉施設からも距離があるため、地域の福祉施設としての役割は大きなものがある。

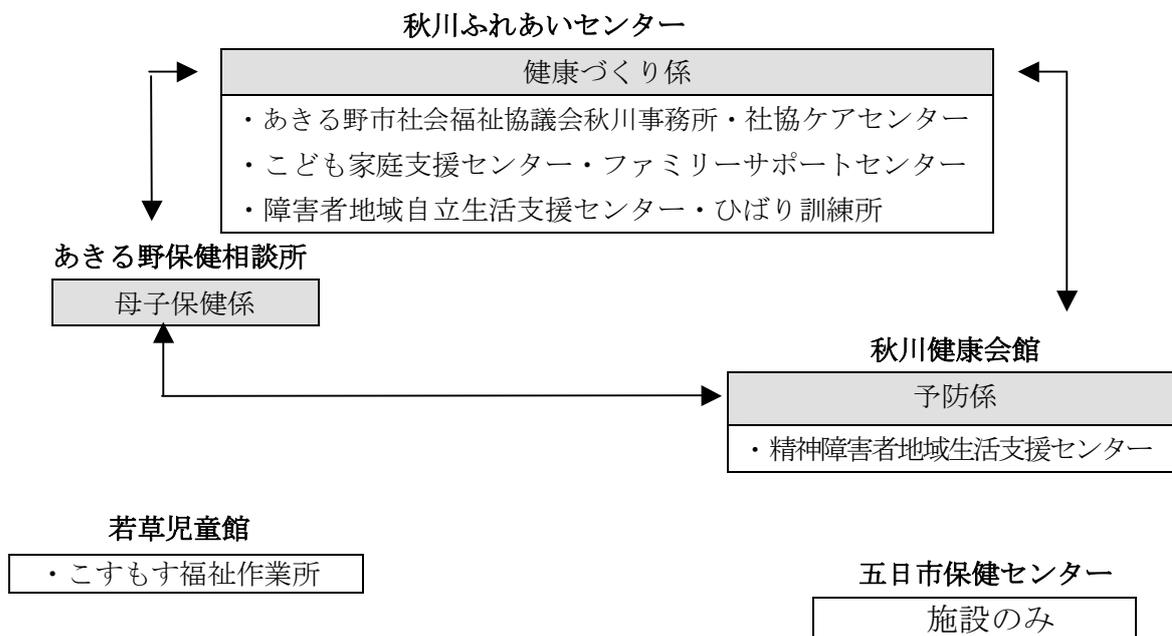
しかし、施設の利用状況は、年々、減少傾向にあることから、福祉事業の充実を図るとともに、施設の有効利用について検討する必要がある。

(単位：人)

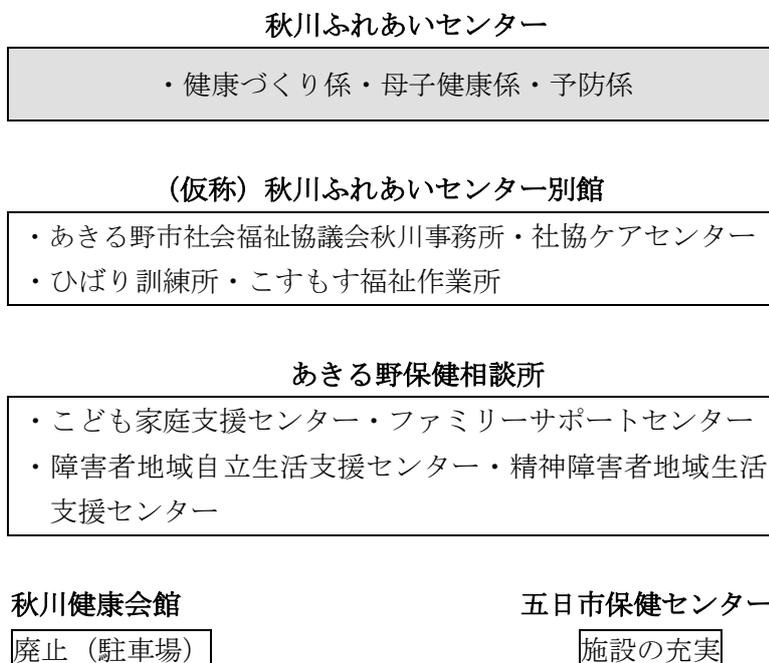
利用状況	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	11,736	9,212	10,306

公共施設再配置計画

福祉関係施設の再配置計画（現状）



福祉関係施設の再配置計画（再配置後）



2 施設の有効利用の推進

様々な行政課題等に柔軟に対応し、施設の有効利用を推進する観点から、現在の施設の設置目的から他の目的でも施設の利用ができるものを検討した結果、次のとおり施設の有効利用を推進する。

(1) 学童クラブの施設利用

【現状】

増戸学童クラブは、増戸会館内に設置されており、年間 8,000 人以上が利用している。また、五日市学童クラブは、五日市小学校の敷地内に設置されており、年間約 6,000 人以上が利用している。

【課題】

これらの施設については、保護者から待機児の解消が求められている。特に、五日市学童クラブについては、昭和 53 年に建築したプレハブの建物であり、老朽化が著しいことや施設が狭いことから、改築が求められている。

【対策】

待機児の解消を行うため、増戸学童クラブについては、現在、使用している増戸会館の利用スペースを更に拡大する。また、五日市学童クラブについては、老朽化が著しいことから、施設を廃止し、五日市小学校の余裕教室（放課後子どもプランの推進）や学校周辺の公の施設など、設置目的が異なる施設の利用を図ることとするが、他の施設の有効利用が図れない場合には、改築も視野に入れて対応する。

(2) (仮称) あきる野市教員研修センターの設置

【必要性】

現在、教育に携わる者の課題としては、学力低下、学校の安全安心、いじめ・不登校、非行・問題行動、食育、読書指導、小中一環教育、小規模校、子どもの放課後対策等の問題など多岐にわたっており、複雑で深刻なものが多い。特に、教師の資質向上については、最も重要な課題である。

当市の小中学校の教員は、約 400 人いるが、この内の 4 分の 1 は教員歴 10 年未満の教員である。さらに今後、団塊世代の退職等により、多くの新規教員が採用される見込みである。

このような状況を踏まえ、教育委員会においては、あきる野市の教育の更なる充実を図ることを目的に、その拠点となる「(仮称) あきる野市教員研修センター」の平成 20 年度の設置に向けて検討している。

【設置場所】

「(仮称) あきる野市教員研修センター」の設置については、新規の建設が困難であるため、既存施設の有効利用を図ることを検討した結果、研修会場の確保等が必要であることから、五日市地域交流センター内に設置することが望ましいとの見解が教育委員会から示されており、その方向性で検討する。

公共施設再配置計画

【利用形態】

「(仮称) あきる野市教員研修センター」の設置に当たっては、今後、詳細について協議する必要があるが、事務局を設置し、常設とする。

また、研修等の実施については、五日市地域交流センターをはじめとする公共施設の研修室及び会議室を使用するものとする。

【その他の効果】

「(仮称) あきる野市教員研修センター」を五日市地域交流センター内に設置することにより、毎日ではないものの、市内の小中学校や西多摩地域の市町村等から多くの教員が研修に訪れ、施設の利用率が上がることにより、有効利用が図られるとともに、地域においても飲食業をはじめとする商店などで活性化が図られるものである。

3 施設の適正管理の実施

【現状】

施設の現況調査によって老朽化している施設の実態が明確となっている。

【課題】

施設の現況を踏まえ、市民が安全で安心して利用できる施設の適正管理が求められている。

【対策】

市民が安全で安心して施設を利用できるようにするため、公の施設等の現況調査を基礎として、個々の施設の老朽化状況や施設改修の必要性等の検討を行った上で、管理経費や財政状況を踏まえながら、施設の管理計画を策定し、計画的かつ効率的な施設の適正管理を推進するものとする。なお、検討については、平成19年度に実施する。

また、施設の管理計画に基づき、総合的に施設の適正管理を推進する必要があるため、新たな組織の設置を検討する。

4 施設使用目的終了に伴う考え方

使用目的が終了し、老朽化している施設については、原則的に速やかな取り壊しを行うものとする。

委託・民営化推進計画

目 次

I	指定管理者制度の活用方針	5 3
1	指定管理者制度の制定経緯	5 3
2	指定管理者制度活用の現状	5 3
	(1) 多摩(市町村)の現状	5 3
	(2) 当市の現状	5 5
3	今後の指定管理者制度の活用方針	5 5
	(1) 施設の分類別の活用方針	5 5
	(2) 今後の対応方針	6 0
II	公共サービスの民間委託化の推進方針	6 2
1	民間委託化の現状	6 2
	(1) 当市における民間委託の状況	6 2
	(2) 公共サービスを巡る改革の動き	6 2
	(3) 公共サービス改革法の概要	6 3
2	公共サービスの民間委託化の推進方針	6 4
	(1) 公共サービスの民間委託化の基本原則	6 4
	(2) 公共サービス改革法に基づく民間委託化方針	6 5
	(3) 行政の守備範囲外の事務事業見直しの方針	6 6
	(4) 推進体制	6 6
《 卷末資料 》		
	別表 1 多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に 関する調査結果	6 7
	別表 2 施設分類別の指定状況一覧表	8 0
	別表 3 民間企業を指定管理者としているスポーツ施設における 指定管理者制度導入の効果について	8 5
	別表 4 あきる野市公の施設一覧表	8 6
	別表 5 委託料の推移一覧表	8 8
	別表 6 委託料の具体的事例一覧表	8 8

委託・民営化推進計画

行政改革推進プランに位置付けられたとおり、公共サービスの提供において、市場メカニズムをできるだけ活用していくため、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、公共サービスの提供主体を官から民に委ねていこうとする動きが加速しつつあり、今後の行財政運営において、限られた行政資源を重要な施策に配分するためには、こうした民間活力の活用が必要不可欠である。

このため、本市においては、効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、行政の守備範囲の再構築の観点から、委託・民営化に関する方針を次に示す。

I 指定管理者制度の活用方針

1 指定管理者制度の制定経緯

近年、民間企業や NPO 等の民間団体においても、十分な公共サービス提供能力が認められる団体が増加してきているとともに、多様化する住民ニーズに対して、より効果的かつ効率的に対応するため、民間の団体が有するノウハウ等の能力を活用することが有効であると考えられるようになってきた。

このため、公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、それまでの委託契約として、受託主体の公共性に着目してきた従来の考え方を転換し、受託主体を法律上制限せずに、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって市が指定（行政処分）するものに、公の施設の管理を行わせることができるものとしたものである。

2 指定管理者制度活用の現状

(1) 多摩（市町村）の現状

多摩の30市町村における平成18年4月時点での指定管理者制度の導入状況については、別表1に示すとおり、総施設数1,008施設について、指定管理者による運営を行っている。この調査結果に基づき、主な施設について、施設の分類別どのような団体に対して、指定管理者の指定をしているか等を整理した結果、別表2に示すとおり一覧表としてまとめた。

この一覧表に基づき、施設ごとにその傾向を示した。

施設の分類	指定の状況
学童施設	① 学童施設については、4市で指定しており、市の社会福祉協議会を指定した施設が94施設と全体の8割を超えているが、これは、指定手続として「公募せず現受託団体を選定」したものである。 ② 市の社会福祉協議会以外の団体（1団体を除く。）については、指定手続において「条件付き公募」により選定されている。
保育園	① 保育園については、多摩の中でも指定管理者の指定状況は10施設と少ない状況であり、1施設が NPO 法人であるが、その他9施設は社会福祉法人である。 ② 選定手続は、2施設が「条件付き公募」であり、その他8施設が「公募せず現受託団体を選定」したものである。

施設の分類	指定の状況
児童館	<p>① 児童館については、多摩の中でも指定管理者の指定状況は5施設と少ない状況であり、3施設が社会福祉法人であり、2施設がNPO法人である。</p> <p>② 選定手続は、3施設が「条件付き公募」であるが、東久留米市の施設は新設のため、「広く公募」を実施して、応募団体の4団体から選定を行っている。</p>
ホール、市民会館等	<p>① これらの施設については、1施設を除いた17施設において、各市で設置した財団法人等を指定しているが、これらの団体は、「公募せず現受託団体」として選定されたものである。</p> <p>② 1施設については、調布市の既設の市民プラザであるが、「広く公募」を実施して、応募団体の15団体から選定を行っている。</p>
展示施設	<p>① これらの施設については、4施設を除いた10施設（約7割）において、各市で設置した財団法人を指定しているが、これらの財団法人は、「公募せず現受託団体」として選定されたものである。</p> <p>② 残りの4施設のうち、日野市の既設の市民ギャラリーについては、「広く公募」を実施したが、応募団体は1団体であるとともに、この団体は市の第3セクターである。</p>
体育施設	<p>① 体育施設については、9市が指定をしており、3施設を除いた48施設（約94%）において、各市で設置した財団法人や公社、事業団を指定しているが、これらの団体は「公募せず現受託団体を選定」又は「公募せず団体を選定」したものである。</p> <p>② 残りの3施設は、3市において既設の温水プール等について、「広く公募」を実施しており、3団体から7団体までの民間企業等からの応募があり、選定を行ったものである。</p> <p>③ 特に、この3施設については、民間企業による施設運営の効果について、別表3としてまとめた結果、次に示すとおり大きな効果があることが明らかになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3施設は、平成18年4月から指定管理者による運営が行われているが、年間の管理運営経費については、最大で町田市の施設で28,139千円、最小で東久留米市の施設で8,471千円が削減されている。 ・ 市民に対するサービス面については、開館時間の延長や休館日の廃止・縮小、新たなスポーツ教室等の自主事業の展開、送迎バスの運行、回数券・定期券の発行、セット料金の新設など、大幅な充実が図られている。 ・ 東久留米市の施設では、前年度対比（4月～8月）において、利用者が15,000人（約13%）増加している。
駐輪場	<p>① 駐輪場については、9市町が指定をしており、社団、財団の法人が36施設（約57%）、民間団体が24施設（約38%）であり、すべての施設において、駐輪する場合には、有料である。</p> <p>② この施設の特徴として、選定手続において、「広く公募」と「条件付き公募」の施設数は36施設であり、全体の約57%である。</p>

施設の分類	指定の状況
駐車場	① 駐車場については、指定団体は財団や第3セクター、民間団体等、様々な種類の団体が指定されており、一般車両を対象として運営されている。
公園	① 公園については、4市が指定しているが、指定状況は、八王子市が大半を占めている。 ② 特に、八王子市の場合、選定手続については、主に「条件付き公募」により対応しており、3団体から4団体の応募があり、民間団体を指定している。
市営住宅	① 市営住宅については、指定管理者により管理をしている自治体は、八王子市のみである。 ② 選定手続については、「公募せず現受託団体を選定」したものであり、市が設置した整備公社である。
産業振興施設	① 産業振興施設については、温浴施設とファーマーズセンターについて、3市において指定されているが、産業振興施設については、多摩においては施設数が少ない。

(2) 当市の現状

現在、当市における公の施設については、別表4に示すとおり、医療・社会福祉施設や文教施設、レクリエーション・スポーツ施設など、179施設が設置されているが、当市における指定管理者制度の導入状況については、平成19年1月時点において、「秋川ファーマーズセンター」や「五日市希望の家」等の10施設について、指定管理者による運営を行っている。

これらの10施設については、地方自治法の一部改正による指定管理者制度の導入時において、改正前の規定により管理委託を行っていた施設を対象として、一部改正の経過措置（平成18年9月までに指定管理者とするかを決定する。）を踏まえて、平成18年4月から指定管理者制度の導入を行ったものである。また、これらの10施設の選定に当たっては、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下、指定管理者条例という。）の規定に基づき、公募を実施せずに、それまで継続して管理委託していた団体に対して、管理委任を行っているものである。

なお、平成19年4月から、新たに「秋川溪谷瀬音の湯」及び「ふるさと工房五日市」については、指定管理者によって管理運営されている。

3 今後の指定管理者制度の活用方針

前述の指定管理者制度の制定経緯や多摩の現状等を踏まえ、施設の分類別に主な施設について、今後の指定管理者制度の活用方針を次のとおり示す。

(1) 施設の分類別の活用方針

ア 医療・社会福祉施設

医療・社会福祉施設においては、保育園1園、高齢者在宅サービスセンター3施設及び障害者施設2施設について、平成18年4月から指定管理者による管理運営を行っているが、医療・社会福祉施設について、次のとおり活用方針を示す。

施設の分類	活用方針
学童施設	<p>① 学童施設については、学童クラブとして2施設があり、秋川地区では、児童館において児童育成会として要綱により運営されているため、ここでは、この2施設について検討する。</p> <p>なお、今後、「学童クラブ条例」と「児童育成会運営要綱」の統一化の課題がある。</p> <p>② 当市の学童クラブは、現在、五日市と増戸の各地区に施設を設置して対応しているが、施設には市の職員を配置せず、指導員として保育士の資格を持った非常勤職員により運営を行っている。</p> <p>③ 多摩の自治体では、指定している自治体は4市と少ない状況であり、指定手続としては、8割を超える施設が「公募せず現受託団体を選定」したものである。</p> <p>④ 以上を踏まえ、当市の学童クラブは、現状において非常勤職員により運営が行われており、指定管理者の運営による経費の削減やサービスの向上面でのメリットがあるのか、運営可能な団体等を把握した上で、状況に応じて対応するものとする。</p>
保育園	<p>① 保育園については、多摩の中で指定件数は少ないものの、当市では、5園のうちの1施設について指定管理者により管理運営を行っているが、運営のサービスレベルが上がるなど、保護者から一定の評価を受けている。</p> <p>② このため、残りの4園については、今後の職員の適正配置や施設の老朽化状況等を勘案しながら、原則的に指定管理者の活用を図るものとする。</p>
児童館	<p>① 当市における児童館の設置状況は、小学校区に1施設が設置され、各館とも職員が1人配置されており、多摩の自治体の中で最も充実している。</p> <p>② 児童館における指定管理者の指定状況は、多摩の中でも4市町村の5施設と少なく、このうち3施設が「公募をせずに現受託団体を選定」している。</p> <p>③ これは、児童館の事業を施設の設置目的等から見た場合、指定管理者としての社会福祉法人等の団体における管理運営に明確な利点が見出せないものとする。</p> <p>④ 以上を踏まえ、児童館については、指定管理者による運営において、児童館設置の目的を達成するために、どのようなメリットがあるか、指定を受けようとする団体の専門性の有無などの状況等を検討した上で、状況に応じて対応するものとする。</p>

イ 文教施設

文教施設においては、ふるさと工房五日市が平成19年4月から指定管理者による管理運営に移行しているとともに、コミュニティ会館と学習等供用施設の13施設については、地方自治法改正時に町内会・自治会に管理委託していたものを市の直営に戻したものである。

このような状況の中で、文教施設について、次のとおり活用方針を示す。

施設の分類	活用方針
ホール、市民会館等	<p>① 秋川キララホールについては、市の直営として、館長以下5人の職員により運営されており、平成17年度の運営状況としては、施設の稼働率85.8%、年間入場者数78,097人である。</p> <p>② 多摩の状況は、前述のとおり、1施設を除き「公募せず現受託団体」として各市の財団法人を選定しており、その1施設の調布市の市民プラザは、「広く公募」を実施しており、応募団体が15団体と民間団体の運営に対する関心の高さが伺える。</p> <p>③ 以上を踏まえ、秋川キララホールについては、指定管理者による施設の管理運営について、メリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を検討した上で、状況に応じて対応するものとする。</p>
展示施設	<p>① 当市においては、郷土資料の展示等施設として、二宮考古館と五日市郷土館が設置されているが、これらの施設は、市の直営として、社会教育課において、再任用職員、非常勤職員及びパート職員により管理運営されている。また、各館において、講座等開催事業や展示会の開催等を実施しており、平成17年度の入館者数は、二宮考古館が2,741人、五日市郷土館が8,318人である。</p> <p>② 多摩の状況は、前述のとおり、約8割の施設が各市で設置した財団法人を指定しており、これらの団体は、「公募せず現受託団体」として選定されたものである。また、1施設が「広く公募」を実施したものの、応募団体は1団体でありこの団体は市の第3セクターである。</p> <p>③ 以上を踏まえ、二宮考古館と五日市郷土館については、指定管理者による施設の管理運営について、メリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を検討した上で、状況に応じて対応するものとする。</p>
公民館	<p>① 中央公民館については、市の直営として、館長以下4人の職員と1人の再任用職員により運営されており、公民館事業や一般講座等を実施して、平成17年度の施設利用者数は、78,483人である。</p> <p>② 多摩の状況としては、指定管理者による運営は行われていない。</p> <p>③ 以上を踏まえ、中央公民館については、市の主催事業が多く実施されているため、公民館の設置目的を充分勘案した上で、指定管理者による施設の管理運営について、メリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を検討した上で、状況に応じて対応するものとする。</p>
図書館	<p>① 図書館については、秋川図書館、東部図書館及び五日市図書館等の施設を設置しているが、市の直営として、館長以下20人の職員により運営されており、館の主催事業や学校支援事業等を実施して、平成17年度の全館における個人貸出冊数は、498,975冊である。</p> <p>② 図書館は、司書資格を持つ非常勤職員の採用を行っており、職員数を抑えた運営に取り組んでいるとともに、平成19年8月からは中央図書館の運営が開始される。</p>

施設の種類	活用方針
(図書館)	<p>③ 多摩の状況としては、指定管理者による運営は行われていないが、全国的に見た場合、事例は少ないものの、専門性を持つ NPO や民間企業による運営が見られる。</p> <p>④ 以上を踏まえ、図書館については、指定管理者による施設の管理運営について、メリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を検討した上で、状況に応じて対応するものとする。</p>

ウ レクリエーション・スポーツ施設

レクリエーション・スポーツ施設においては、秋川橋河川公園等の3つの河川公園について、平成18年4月から指定管理者による管理運営を行っているが、レクリエーション・スポーツ施設について、次のとおり活用方針を示す。

施設の種類	活用方針
体育施設	<p>① 体育施設については、秋川体育館や五日市ファインプラザ、総合グラウンド等の様々な形態の施設（学校開放施設を除く。）を設置しているが、市の直営として、体育課の課長以下14人の職員により運営されており、課の主催事業として、講習会やスポーツ教室、健康関係事業等を実施し、平成17年度の全施設の利用者数は、446,921名である。</p> <p>② 多摩の状況は、前述のとおり、9割を超える施設が「公募せず現受託団体を選定」又は「公募せず団体を選定」したものであるが、温水プール等の3施設が「広く公募」により選定したものであり、これらの3施設は、民間企業による施設運営により、大きな効果が得られている。</p> <p>③ 以上を踏まえ、体育施設の中で、温水プールが設置されている五日市ファインプラザ、市民プール及びいきいきセンターの3施設については、今後の職員の適正配置や施設の老朽化状況、指定を受けようとする団体の実態等を勘案しながら、原則的に指定管理者の活用を図るものとする。</p> <p>④ また、前述の3施設を除く秋川体育館や総合グラウンド、小和田グラウンド等の施設については、各施設の特性等を踏まえて、指定管理者による施設の管理運営について、メリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を検討した上で、状況に応じて対応するものとする。</p>

エ 基盤施設

基盤施設については、駐輪場や公園、市営住宅など、これまで当市においては、指定管理者による管理運営は行われていない状況であるが、基盤施設について、次のとおり活用方針を示す。

施設の分類	活用方針
駐輪場	<p>① 駐輪場については、JR 五日市線の5つの駅前に合計12施設が設置されており、市の直営により一部業務（自転車整理、清掃）を委託しながら管理運営しているとともに、特に、武蔵五日市駅、武蔵増戸駅及び武蔵引田駅の駐輪場については、管理経費の1/2を日の出町からの負担により運営している。</p> <p>② 駐輪場の使用料については、あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、「当分の間、無料」としている。</p> <p>③ 多摩の状況は、前述のとおり、9市町が指定をしており、そのすべての施設が有料の施設であるが、多摩市では無料の駐輪場も設置しており、この無料の施設については、指定管理者による管理運営を行っていない。</p> <p>④ また、選定手続において、「広く公募」と「条件付き公募」の施設数は、36施設（約57%）である。</p> <p>⑤ 以上を踏まえ、駐輪場については、指定管理者による施設の管理運営について、メリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を検討した上で、状況に応じて対応するものとする。</p>
駐車場	<p>① 駐車場については、秋川駅北口駐車場と武蔵五日市駅前駐車場を設置しており、市の直営により、バス及びタクシーに対する駐車施設の使用に対する業務や施設の管理を行っており、この2つの施設は一般車両に対する駐車施設ではない。</p> <p>② 多摩の状況は、前述のとおり、様々な種類の団体が指定されており、一般車両を対象とし、使用料を徴収して運営されている。</p> <p>③ 以上を踏まえ、駐車場については、指定管理者による施設の管理運営について、メリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を検討した上で、状況に応じて対応するものとする。</p>
公園	<p>① 公園については、市立公園や都市公園等の59施設を設置しており、市の直営により、施設の管理運営を行っている。</p> <p>② 多摩の状況は、前述のとおり、4市の指定と少なく、八王子市が大半を占めており、八王子市の場合、主に「条件付き公募」により選定し、民間団体を指定している。</p> <p>③ 以上を踏まえ、公園については、指定管理者による施設の管理運営について、メリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を検討した上で、状況に応じて対応するものとする。なお、指定管理者以外の管理として、市民との協働の観点から、町内会、自治会等の地域住民による管理について検討するものとする。</p>

施設の種類	活用方針
市営住宅	<p>① 市営住宅については、秋留野ハイツや山田ハイツ等、13施設を設置しており、市の直営により、施設の管理運営を行っている。</p> <p>② 多摩の状況は、前述のとおり、指定管理者により管理をしている自治体は、八王子市のみであり、選定手続については、「公募せず現受託団体を選定」しており、その団体は市が設置した整備公社であることから、指定管理者となりうる団体について把握する必要がある。</p> <p>③ 以上を踏まえ、市営住宅については、指定管理者による施設の管理運営について、メリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を検討した上で、状況に応じて対応するものとする。</p>

オ 産業振興施設

産業振興施設については、秋川ファーマーズセンターが平成18年4月から、また、秋川溪谷瀬音の湯が平成19年4月から指定管理者による管理運営を行っているが、産業振興施設について、次のとおり活用方針を示す。

施設の種類	活用方針
産業振興施設	<p>① 産業振興施設については、あきる野ルピア、農業会館及び五日市ひろばが設置されており、市の直営により、施設の管理運営を行っている。</p> <p>② 多摩の状況は、前述のとおり、温浴施設とファーマーズセンターについて、3市において指定されている。</p> <p>③ 以上を踏まえ、産業振興施設については、施設によっては民間の団体による管理運営による効果が期待できるものと勘案されるため、各施設の設置目的を踏まえながら、指定管理者による施設の管理運営について、メリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を検討した上で、原則的に制度の活用を進めるものとする。</p>

(2) 今後の対応方針

これまでの本市における指定管理者制度の導入については、前述のとおり、地方自治法の一部改正による指定管理者制度の導入時において、改正前の規定により管理委託を行っていた施設を対象として、一部改正の経過措置を踏まえて、10施設について導入を進めてきたものであり、その選定に当たっては、「公募せず現受託団体」を指定したものである。

また、その後、2施設について、指定管理者による管理運営に移行等をしている。

一方、コミュニティ会館と学習等供用施設の13施設については、地方自治法の一部改正時に町内会・自治会に管理委託していたものを市の直営に戻したものであるため、原則的にこの体制を堅持するものとする。

以上のことから、今後、公の施設について、指定管理者に管理運営の委任を行う場合は、指定管理者制度の制定経緯の趣旨を踏まえながら、指定管理者条例に基づき、原則的に広く公募により選定を進めるものとし、図1に示す流れに基づき、次に示す対応方針により進めるものとする。

ア 施設部会での検討

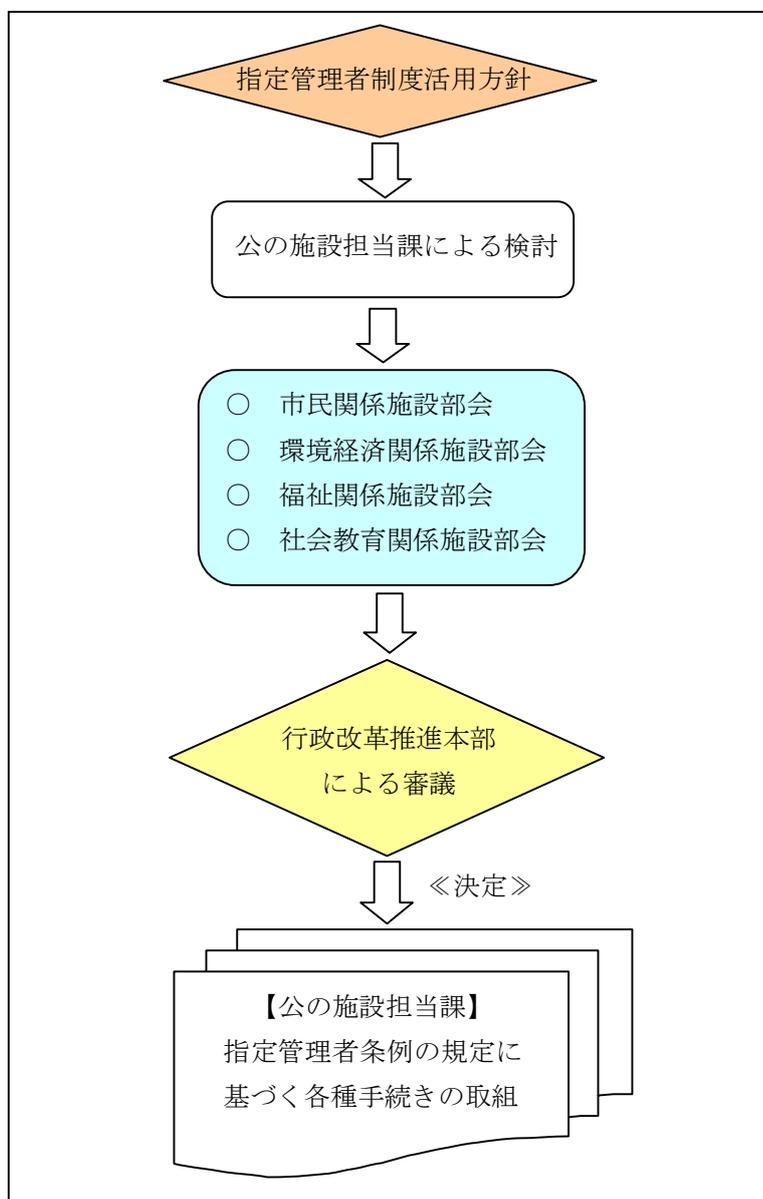
各公の施設の担当課は、前述の「施設の分類別の活用方針」を踏まえ、対象施設の現状把握や指定管理者の候補者の実態等について検討した上で、庁内組織である4つの施設部会により、指定管理者制度の活用について検討を進めるものとする。

なお、「施設の分類別の活用方針」に示されていない施設については、施設の設置目的を踏まえながら、指定管理者による施設の管理運営について、メリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を検討した上で、状況に応じて対応するものとする。

イ 行政改革推進本部による決定

各施設部会において検討した結果に基づき、当該公の施設について、指定管理者の管理運営により効率的、効果的な成果が見込まれる場合については、行政改革推進本部において審議し、決定するものとする。

図1 指定管理者制度導入の流れ



II 公共サービスの民間委託化の推進方針

前述のとおり、公の施設の管理運営については、地方自治法の一部改正により、指定管理者制度として、法人その他の団体であって市が指定するものに管理委任できるようになったものであるが、この項目では、指定管理者により管理運営される施設を除く公共サービス全般について、民間委託化に関する推進方針を定めるものである。

1 民間委託化の現状

(1) 当市における民間委託の状況

当市における事務事業の民間企業等への委託状況について、平成9年度から平成17年度までの予算における委託料とその比率の推移をみると、別表5に示すとおり、総予算額に占める委託料の比率は、平成12年度を除き、概ね20%前後で推移している。なお、平成12年度は、新庁舎建設に伴う工事請負費により予算総額が増大したため、比率が下がっている。

委託料の具体的な事例については、委託分類として、「施設・設備の管理関係」、「工事の設計・測量・監理関係」、「調査・研究等関係」、「各種事務事業関係」及び「受付窓口業務関係」の5つに分類しており、別表6に示すとおりである。

これらの委託分類に示す委託業務については、主に民間企業が有する専門の技術やノウハウ等を活用して、高度な技術による業務遂行や効率的な運営、公共サービスの向上等を図っているものである。

(2) 公共サービスを巡る改革の動き

公共サービスに対する民間委託化促進の動きは、1980年代半ば以降、欧米諸国において、民間企業の経営の考え方や手法を公共部門に導入することにより、公共部門の効率化と活性化を図ることを目的としたニュー・パブリック・マネジメント（NPM、新公共経営）を推進する流れの中で、PPP（Public Private Partnership）として、公民パートナーシップにより公共サービスを民間開放する発想により展開されてきた。なお、当計画書では、PPPの定義を「公的機関が民間との連携を通じて公共サービスの提供や行政事務を行うこと」とする。

近年、地方公共団体を取り巻く状況については、厳しい財政状況の下、多様化する住民ニーズや少子高齢化の進行等、多くの行政課題を抱えており、これらを背景として、効率的かつ効果的な行政経営が求められている。

このような中、特に、公共サービスについては、このPPPの発想により、我が国においては、これまで多くの制度改正が行われており、具体的には、PFIやアウトソーシング、指定管理者、市場化テスト等の制度が制定された。

この中で、市場化テストについては、「民間にできることは民間に」という構造改革を図る観点から、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を推進するため、平成18年7月に施行された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下、「公共サービス改革法」という。）に基づき、国や地方公共団体において運用が開始されたものである。

(3) 公共サービス改革法の概要

公共サービス改革法において、特に、地方公共団体に関する主な規定の概要について、次に示す。

ア 法律制定の趣旨

- ① 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して、官民競争入札（注）又は民間競争入札に付すものである。
- ② これにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（競争の導入による公共サービスの改革）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定及び競争入札の手続等、必要な事項を定めるものである。
（注）官民競争入札：公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、米国、英国、豪州等で実施済である。

イ 基本理念

- ① 競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。
- ② 前項の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。

ウ 地方公共団体の責務

- ① 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定する。
- ② また、地方公共団体は、自らの関与その他の規制を必要最小限のものとするにより、民間事業者の創意と工夫が、その実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために、必要かつ適切な監督を行うものとする。

エ 地方公共団体の特定公共サービス

次に掲げる地方公共団体の業務は、特定公共サービスとして法律の特例が適用され、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

- ① 戸籍法の規定に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及び引渡し
- ② 地方税法の規定に基づく納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- ③ 外国人登録法の規定に基づく登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し
- ④ 住民基本台帳法の規定に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し
- ⑤ 住民基本台帳法の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- ⑥ 市長が作成する印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し

2 公共サービスの民間委託化の推進方針

当市における公共サービスの民間委託化については、前述の民間委託化の現状を踏まえ、特に、公共サービス改革法に規定された基本理念や地方公共団体の責務等に基づき、次に示す基本原則及び方針により推進するものとする。

(1) 公共サービスの民間委託化の基本原則

ア 住民負担の最小化及び住民便益の最大化の原則

当市では、「成果志向の行財政運営を行い、説明責任や職員の意識改革を進めながら、市民本位の行政を目指す」ことを目的に、行政評価システムを導入して、効率的かつ効果的な行政運営に取り組んでいるが、公共サービス改革法に基づく取組は、このような効率的かつ効果的な行政運営の延長上にある。

このため、公共サービス改革法の趣旨に基づく取組を進めることにより、全庁的に事務事業における公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図り、もって、住民負担の最小化及び住民便益の最大化を図ることを原則とする。

イ 住民自治の強化を踏まえた地域協働の原則

行政改革推進プランに位置付けられた「協働と参画による住民自治の強化」に示されているとおり、厳しい財政状況の下、様々な行政課題に対処していくためには、行政の力だけでは限界があり、公共的問題の解決を担う様々な主体と市との協働と参画の仕組みを構築していくことが求められているとしている。

このため、公共サービスの民間委託化に当たっては、このような協働と参画の趣旨を踏まえ、当市に不足する技術やノウハウ等をもって、自ら公共的問題の解決や公共の機能を担おうとする高い意志を有した民間企業やNPO等に対して、積極的な提案を求めることを原則とする。

ウ 行政の守備範囲の明確化と責任堅持の原則

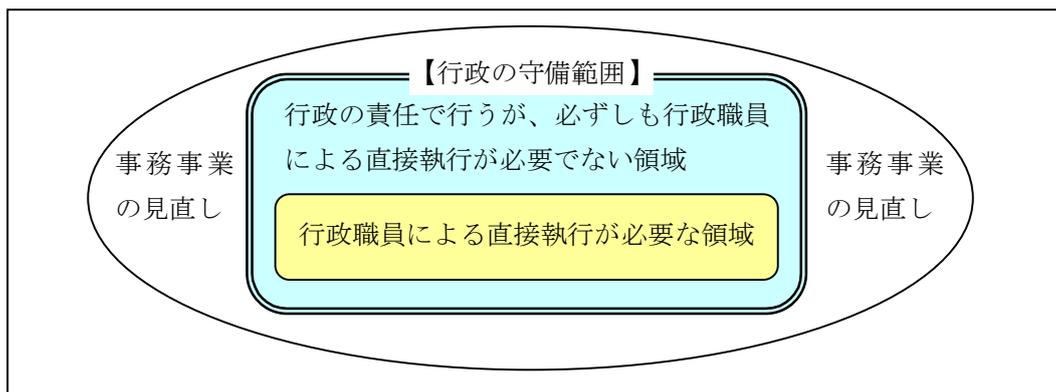
行政における各種事務事業は、図2に示すとおり、法律に基づく各種制度の運用や住民ニーズ等を踏まえた公共事業等、人的及び財政的状况を勘案しながら、行政の責任の範囲内で執行してきたが、この行政の責任権限の及ぶ範囲を行政の守備範囲とするものである。

前述したとおり、PPPの定義を「公的機関が民間との連携を通じて公共サービスの提供や行政事務を行うこと」としたが、この定義を踏まえると、公共サービスの民間委託化を行う領域は、行政の守備範囲において、行政の責任権限の及ぶ範囲であり、必ずしも行政職員による直接執行が必要でない領域で実施するものである。

このため、公共サービスの民間委託化に当たっては、行政の守備範囲における必ずしも行政職員による直接執行が必要でない領域の明確化として、事務事業の全部又は一部について、委託範囲の明確化を進めるとともに、行政の責任が果たせるよう、委託業者の選定から委託後の指導監督までのすべての過程において、管理に万全を期し、行政の責任を堅持して執行することを原則とする。

なお、行政の守備範囲を超える事務事業については、事務事業のあり方について、見直しを行うものとする。

図2 行政の守備範囲



(2) 公共サービス改革法に基づく民間委託化方針

ア 特定公共サービスの民間委託化方針

公共サービス改革法に規定された特定公共サービスについては、戸籍謄本や住民票の写し、印鑑登録証明書等に対する交付の請求の受付及び引渡しの業務であるが、これらの業務は、市民課や五日市出張所等における窓口業務の一部であり、これらの特定公共サービスについては、公共サービス改革法の規定に基づき、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができるようになった。

しかしながら、当市の市民課の窓口においては、市民等の利便性を図るため、これらの特定公共サービスに限定せず、印鑑登録の申請・廃止、身分証明書や評価証明書の交付、仮ナンバーの交付や軽自動車の登録、母子手帳の交付等の受付を行うとともに、必要に応じて端末操作による本人確認や証明書の作成等も行っている。また、五日市出張所の窓口では、これらの業務の受付から作成、交付までを一人の職員が行っており、さらに、福祉関係の受付や相談等も行っている。

このようなことから、これらの特定公共サービスを他の業務と分けて民間委託することについては、公共サービスの質の維持向上や経費の削減につながらないため、現在の公共サービス改革法による特例の範囲においては、民間委託化を行わないものとする。

イ 一般公共サービスの民間委託化方針

特定公共サービス以外の公共サービスについては、行政の守備範囲における必ずしも行政職員による直接執行が必要でない領域において取り組んでいるすべての事務事業における公共サービスが対象となるものであり、当計画書では、これらの特定公共サービス以外の公共サービスを一般公共サービスと位置付けるものとする。

以上を踏まえ、一般公共サービスの民間委託化方針を次のとおり定める。

(ア) 行政の守備範囲の明確化

行政の守備範囲における必ずしも行政職員による直接執行が必要でない領域の明確化については、公共サービス改革法の趣旨・基本理念等や前述した公共サービスの民間委託化の基本原則を踏まえ、事務事業の目的の明確化や業務分析による委託化の可能性の検討、人件費等のコスト計算、職員の配置等を把握した上で、総合的な見地から全庁的に明確化を進めるものとする。なお、これらの検討に当たっては、行政評価システムの事務事業評価における目的妥当性、効率性評価や業務量調査における業務分析に基づき検討するものとする。

また、行政の守備範囲において、「行政職員による直接執行が必要な領域」において、民間委託化を図るべき事務事業がある場合は、市から国に対して委託化ができるよう要請を行うものとする。

(イ) 一般公共サービスの民間委託化方針

一般公共サービスの民間委託化方針については、前項の行政の守備範囲の明確化に基づき、民間委託化により成果が期待できる事務事業について、広く民間企業等に対して、提案を公募し、公共サービス改革法に規定された地方公共団体による民間競争入札の実施等を参考として、公平かつ透明性の高い民間企業等の選定の仕組みを構築して取り組むものとする。

(3) 行政の守備範囲外の事務事業見直しの方針

行政の守備範囲における必ずしも行政職員による直接執行が必要でない領域の明確化の検討を踏まえ、行政の守備範囲を超えた事務事業については、原則として次のとおり扱うものとする。

ア 目的妥当性がない事務事業の廃止

行政評価システムの事務事業評価における目的妥当性評価により、公共関与の妥当性がないものや政策体系との結びつきがないもの等、目的妥当性がない事務事業については、廃止するものとする。

イ 公共関与の妥当性が低い事務事業の民営化

行政評価システムの事務事業評価における目的妥当性評価により、政策体系との結びつきはあるが、公共関与の妥当性が低い事務事業については、状況に応じて民間による運営に移行（民設民営化）するものとする。

(4) 推進体制

前述した「公共サービス改革法に基づく民間委託化方針」及び「行政の守備範囲外の事務事業見直しの方針」に基づき、全庁的に検討を進め、この結果に基づき、行政改革推進本部において、委託化について審議し決定するとともに、委託化の進行管理を担うものとする。

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態 (注1)	選定手続 (注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間 (注3)	指定管理者（団体名）等
八王子市	1	子安学童保育所	新設	—	2	6	H18.4.1	5	株式会社 プロケア
	2	東浅川小学童保育所	新設	—	2	5	H18.4.1	5	社会福祉法人 敬愛学園
	3	由木東小学童保育所	新設	—	2	5	H18.4.1	5	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
	4	柵田小学童保育所	新設	—	2	2	H18.4.1	5	特定非営利活動法人 くぬぎだ
	5	八木町学童保育所（外39施設）	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
	6	式分方小学童保育所	新設	—	2 3	1 —	H17.4.1 H18.4.1	1 4	株式会社 プロケア
	7	楯原小学童保育所	新設	—	2 3	4 —	H17.4.1 H18.4.1	1 4	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
	8	高倉小学童保育所	新設	—	2 3	3 —	H17.4.1 H18.4.1	1 4	社会福祉法人 清心福祉会
	9	小宮小学童保育所	新設	—	2 3	3 —	H17.4.1 H18.4.1	1 4	株式会社 プロケア
	10	第九小学童保育所（外5施設）	既設	1	3 3	— —	H16.4.1 H18.4.1	2 3	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
	11	八王子市高齢者在宅サービスセンター やまゆり	既設	1	2	5	H18.4.1	5	社会福祉法人 清明会
	12	八王子市高齢者在宅サービスセンター 長沼	既設	1	2	3	H18.4.1	5	社会福祉法人 東京都福祉事業協会
	13	八王子市高齢者在宅サービスセンター 石川	既設	1	2	2	H18.4.1	5	社会福祉法人 清心福祉会
	14	八王子市高齢者在宅サービスセンター 長房	新設	—	2 3	9 —	H17.4.1 H18.4.1	1 4	医療法人社団 光生会
	15	八王子市高齢者在宅サービスセンター 中野	新設	—	2 3	2 —	H16.4.1 H18.4.1	2 3	社会福祉法人 親和福祉会
	16	八王子市中心身障害者福祉センター	既設	1	2	1	H18.4.1	5	社会福祉法人 武蔵野会
	17	八王子市障害者療育センター	既設	1	2	2	H18.4.1	5	社会福祉法人 みずき福祉会
	18	恩方老人憩の家	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
	19	戸吹湯ったり館	既設	1	2	2	H18.4.1	3	八王子浴場組合・株式会社山武 共同事業体
	20	北野余熱利用センター	既設	1	2	8	H18.4.1	3	株式会社 京王設備サービス ・ジョンソンコントロールズ株式会社 共同事業体
	21	八王子市恩方農村環境改善センター	既設	1	2	1	H18.4.1	3	東京都森林組合
	22	八王子市上川農村環境改善センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	上川農村環境改善センター運営委員会
	23	長池公園	既設	1	2	4	H18.4.1	3	フュージョン長池公園
	24	南部地区公園グループ（290施設）	既設	1	2	3	H18.4.1	3	日産グループ マルベリーパーク
	25	上柚木公園	既設	1	3	—	H18.4.1	3	八王子市学園都市文化ふれあい財団
	26	運動施設公園グループ（大塚公園外6施設）	既設	1	3	—	H18.4.1	1	八王子市住宅・都市整備公社
	27	長房西保育園	既設	1	2	4	H18.4.1	5	社会福祉法人 相友会
	28	八王子市営駐車場 （八王子駅北口地下、旭町、南大沢）	既設	1	2	8	H18.4.1	3	東急コミュニティーグループ連合体
	29	高尾山麓駐車場	既設	1	3	—	H18.4.1	1	社団法人 観光協会
	30	市民センター（17施設）	既設	1	3	—	H18.4.1	5	八王子市学園都市文化ふれあい財団
	31	地区会館（17施設）	既設	1	3	—	H18.4.1	5	

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態 (注1)	選定手続 (注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間 (注3)	指定管理者（団体名）等
八王子市	32	長房ふれあい館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
	33	市民会館	既設	1	3	—	H18.4.1	5	八王子市学園都市文化ふれあい財団
	34	芸術文化会館	既設	1	3	—	H18.4.1	5	
	35	南大沢文化会館	既設	1	3	—	H18.4.1	5	
	36	学園都市センター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	
	37	夢美術館	既設	1	3	—	H18.4.1	5	
	38	市民活動支援センター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会
	39	夕やけ小やけふれあいの里	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社団法人 観光協会
	40	市営住宅（23施設）	既設	1	3	—	H18.4.1	1	八王子市住宅・都市整備公社
立川市	1	市民会館	既設	1	3	—	H18.4.1	5	財団法人 立川市地域文化振興財団
	2	シルバーワークセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社団法人 立川市シルバー人材センター
	3	斎場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	4	柏地域福祉サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 至誠学舎立川
	5	羽衣地域福祉サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 恵比寿会
	6	上砂地域福祉サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 桜栄会
	7	総合福祉センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会
	8	自転車等駐車場（第1ブロック）	既設	1	1	3	H18.4.1	3	再開発振興株式会社
	9	自転車等駐車場（第2ブロック）	既設	1	1	2	H18.4.1	3	社団法人 日本駐車場工学研究会
	10	駐車場	既設	1	1	12	H18.4.1	3	三井不動産販売株式会社
武蔵野市	1	境南コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	境南コミュニティ協議会
	2	西久保コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	西久保コミュニティ協議会
	3	吉祥寺東コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	吉祥寺東コミュニティ協議会
	4	中央コミュニティセンター中町集会所	既設	1	3	—	H17.4.1	5	中央コミュニティ協議会
	5	中央コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	
	6	吉祥寺北コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	吉祥寺北コミュニティ協議会
	7	本町コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	本町コミュニティセンター協議会
	8	八幡町コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	八幡町コミュニティ協議会
	9	関前コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	関前コミュニティ協議会
	10	関前コミュニティセンター分館	既設	1	3	—	H17.4.1	5	
	11	御殿山コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	御殿山コミュニティ協議会
	12	桜堤コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	桜堤コミュニティ協議会
	13	吉祥寺南町コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	吉祥寺南町コミュニティ協議会
	14	緑町コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	緑町コミュニティ協議会
	15	西部コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	西部コミュニティ協議会
	16	吉祥寺西コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	吉祥寺西コミュニティ協議会
	17	吉祥寺西コミュニティセンター分館	既設	1	3	—	H17.4.1	5	
	18	けやきコミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	けやきコミュニティ協議会
	19	本宿コミュニティセンター	既設	1	3	—	H17.4.1	5	本宿コミュニティ協議会
	20	武蔵野市立武蔵野公会堂	既設	1	5	—	H17.4.1	5	財団法人 武蔵野文化事業団

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態(注1)	選定手続(注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間(注3)	指定管理者(団体名)等
武蔵野市	21	武蔵野市立武蔵野市民文化会館	既設	1	5	—	H17.4.1	5	財団法人 武蔵野文化事業団
	22	武蔵野市立武蔵野芸能劇場	既設	1	5	—	H17.4.1	5	
	23	武蔵野市立武蔵野スイングホール	既設	1	5	—	H17.4.1	5	
	24	武蔵野市立吉祥寺美術館	既設	1	5	—	H17.4.1	5	
	25	武蔵野市立松露庵	既設	1	5	—	H17.4.1	5	
	26	武蔵野市立吉祥寺シアター	新設	—	8	—	H16.12.1	5・4	
	27	武蔵野市立自然の村	既設	1	5	—	H17.4.1	5	財団法人 武蔵野スポーツ振興事業団
	28	武蔵野市立0123吉祥寺	既設	1	5	—	H17.4.1	5	武蔵野市子ども協会
	29	武蔵野市立0123はらっぱ	既設	1	5	—	H17.4.1	5	社会福祉法人 武蔵野
	30	武蔵野市くぬぎ園	既設	1	5	—	H17.4.1	5	
	31	武蔵野市桜堤ケアハウス	既設	1	5	—	H17.4.1	5	財団法人 武蔵野市福祉公社
	32	武蔵野市立北町高齢者センター コミュニティケアサロン	既設	1	5	—	H17.4.1	5	
	33	武蔵野市立高齢者総合センター デイサービスセンター	既設	1	5	—	H17.4.1	5	社会福祉法人 武蔵野
	34	武蔵野市桜堤ケアハウスデイサービスセンター	既設	1	5	—	H17.4.1	5	
	35	武蔵野市立高齢者総合センター 老人介護支援センター	既設	1	5	—	H17.4.1	5	財団法人 武蔵野市福祉公社
	36	武蔵野市桜堤ケアハウス老人介護支援センター	既設	1	5	—	H17.4.1	5	社会福祉法人 武蔵野
	37	武蔵野市立高齢者総合センター	既設	1	5	—	H17.4.1	5	財団法人 武蔵野市福祉公社
	38	武蔵野市立北町高齢者センター	既設	1	5	—	H17.4.1	5	財団法人 武蔵野市福祉公社
39	武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室	既設	1	5	—	H17.4.1	5	武蔵野商工会議所	
40	武蔵野市立武蔵野陸上競技場	既設	1	5	—	H17.4.1	5	財団法人 武蔵野スポーツ振興事業団	
41	武蔵野市立武蔵野軟式野球場	既設	1	5	—	H17.4.1	5		
42	武蔵野市立武蔵野庭球場	既設	1	5	—	H17.4.1	5		
43	武蔵野市立武蔵野プール	既設	1	5	—	H17.4.1	5		
44	武蔵野市立武蔵野総合体育館	既設	1	5	—	H17.4.1	5		
45	武蔵野市立武蔵野温水プール	既設	1	5	—	H17.4.1	5		
三鷹市	1	川上郷自然の村	既設	1	3	—	H18.4.1	3	財団法人 三上村振興公社
	2	山本有三記念館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	財団法人 三鷹市芸術文化振興財団
	3	美術ギャラリー	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	4	芸術文化センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	財団法人 徳間記念アニメーション文化財団
	5	アニメーション美術館	既設	1	3	—	H18.4.1	10	
	6	公会堂	既設	1	3	—	H18.4.1	3	財団法人 三鷹市芸術文化振興財団
	7	コミュニティ・センター(7施設)	既設	1	3	—	H18.4.1	10	住民協議会
	8	三鷹国際交流センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	財団法人 三鷹国際交流協会
	9	女性交流室	既設	1	3	—	H18.4.1	3	町会・自治会・管理運営委員会
	10	地区公会堂(32施設)	既設	1	3	—	H18.4.1	10	
	11	みたか井心亭	既設	1	3	—	H18.4.1	3	財団法人 三鷹市芸術文化振興財団
	12	福祉会館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態 (注1)	選定手続 (注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間 (注3)	指定管理者（団体名）等
三鷹市	13	高齢者センター いちょう苑	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 東京弘済園
	14	高齢者センター けやき苑	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 東京弘済園
	15	高齢者センター どんぐり山	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 楽山会
	16	特別養護老人ホーム どんぐり山	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 楽山会
	17	牟礼老人保健施設	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団
	18	母子生活支援施設三鷹寮	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団
	19	学童保育所（19施設）	既設	1	3	—	H18.4.1	3※	※一部1年のものもある。 社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会
	20	大沢住宅集会所	既設	1	3	—	H18.4.1	10	大沢宿町会
	21	市民保養所 箱根みたか荘	既設	2	1	7	H18.4.1	3	株式会社 レストラン・ピガール
	22	下連雀市民住宅	既設	2	3	—	H18.4.1	3	株式会社 まちづくり三鷹
23	農業公園	新設	—	7	—	H16.4.1	10	東京むさし農業協同組合	
24	三鷹ネットワーク大学	新設	—	7	—	H17.10.1	10	特定非営利活動法人 三鷹ネットワーク大学推進機構	
25	三鷹駅南口東駐輪場	新設	—	7	—	H18.4.1	3	株式会社 まちづくり三鷹	
青梅市	1	青梅市福祉センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会
	2	青梅市沢井保健福祉センター	既設	1	2	1	H18.4.1	5	社会福祉法人 青梅市社会福祉事業団
	3	青梅市小曾木保健福祉センター	既設	1	2	1	H18.4.1	5	社会福祉法人 青梅市社会福祉事業団
	4	青梅市子育て支援センター	既設	1	2	2	H18.4.1	5	特定非営利活動法人 青梅こども未来
	5	青梅市学童保育所（16施設）	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会
	6	青梅市自立センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 青梅市社会福祉事業団
	7	青梅市しろまえ児童学園	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 青梅市社会福祉事業団
	8	青梅市釜の淵市民館	既設	2	2	1	H18.4.1	5	社団法人 青梅市シルバー人材センター
	9	青梅市御岳山ふれあいセンター	既設	1	2	1	H18.4.1	5	御岳山自治会
	10	青梅市上成木ふれあいセンター	既設	1	2	1	H18.4.1	5	東京都森林組合
	11	青梅市北小曾木ふれあいセンター	既設	1	2	1	H18.4.1	5	社団法人 青梅市シルバー人材センター
	12	青梅市永山ふれあいセンター	既設	1	2	1	H18.4.1	5	社団法人 青梅市シルバー人材センター
府中市	1	市立心身障害者福祉センター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会
	2	市立特別養護老人ホームよつや苑	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 正吉福祉会
	3	市立特別養護老人ホームあさひ苑	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 多摩同胞会
	4	市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 正吉福祉会
	5	市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 多摩同胞会
	6	市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会
	7	市立府中グリーンプラザ	既設	1	3	—	H18.4.1	5	財団法人 府中文化振興財団
	8	市立府中の森芸術劇場	既設	1	3	—	H18.4.1	5	財団法人 府中文化振興財団
	9	市立ふれあい会館	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会
	10	市営駐車場	既設	1	3	—	H18.4.1	5	株式会社 府中駐車場管理公社
	11	郷土の森博物館	既設	1	3	—	H18.4.1	5	財団法人 府中文化振興財団
	12	市立高倉保育所	新設	—	2	2	H18.4.1	5	社会福祉法人 多摩養育園
	13	市立介護予防推進センター	新設	—	2	2	H18.4.1	5	社会福祉法人 多摩養育園
	14	在宅介護支援センター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態 (注1)	選定手続 (注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間 (注3)	指定管理者（団体名）等
府中市	15	市立よつや苑高齢者在宅介護支援センター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 正吉福祉会
	16	市立あさひ苑高齢者在宅介護支援センター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 多摩同胞会
	17	市立しみずがおか高齢者在宅介護支援センター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会
昭島市		該当なし							
調布市	1	ふれあいの家（14施設）	既設	1	3	—	H16.4.1	5	ふれあいの家運営委員会
	2	市民プラザ あくろす	既設	2	1	15	H17.4.1	3	三幸株式会社
	3	文化会館たづくり	既設	1	3	—	H18.4.1	3	財団法人 調布市文化・コミュニティ振興財団
	4	グリーンホール	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	5	総合体育館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社団法人 調布市体育協会
町田市	6	八ヶ岳少年自然の家	既設	2	1	4	H18.4.1	3	株式会社 レストラン・ピガール
	1	町田市民ホール	既設	1	3	—	H18.4.1	5	財団法人 町田市文化・国際交流財団
	2	町田市大賀蕨絲館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 まちだ育成会
	3	町田市わさびだ療育園	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 合掌園
	4	町田市精神障がい者地域生活支援センター	既設	1	3	—	H18.4.1	0・6	特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会
	5	町田市フォトサロン	既設	1	3	—	H18.4.1	3	ワークショップハーモニー
	6	町田市美術工芸館	既設	2	7	—	H17.4.1	3	社会福祉法人 まちだ育成会
	7	小山田高齢者在宅サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会
	8	つくし野デイサービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	9	デイサービス鶴川	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 福音会
	10	デイサービス森野	既設	1	3	—	H18.4.1	3	特定非営利活動法人 みずきの会
	11	デイサービス南大谷	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	12	玉川学園高齢者在宅サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	特定非営利活動法人 桜実会
	13	デイサービス成瀬会館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい町田たすけあいワーカーズ
	14	本町田高齢者在宅サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	特定非営利活動法人 湧和
	15	デイサービス忠生	既設	1	3	—	H18.4.1	3	町田市農業協同組合
	16	デイサービス三輪	既設	1	3	—	H18.4.1	3	医療法人社団 三医会
	17	デイサービス榛名坂	既設	1	3	—	H18.4.1	3	特定非営利活動法人 明るい老後を考える会
	18	デイサービス高ヶ坂	既設	1	3	—	H18.4.1	3	特定非営利活動法人 楓の風
	19	デイサービスあいほら	新設	—	7	—	H17.10.1	4・6	特定非営利活動法人 相原やまゆり会
	20	わくわくプラザ町田	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社団法人 町田市シルバー人材センター
	21	ふれあい桜館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会
	22	町田市準夜急患子どもクリニック	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社団法人 町田市医師会
	23	休日歯科応急診療所	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社団法人 東京都町田市歯科医師会
	24	玉川学園子どもクラブころころ児童館	既設	2	7	—	H16.4.1	3	
	25	ころころ学童保育クラブ	既設	2	7	—	H16.4.1	3	特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグボート
	26	高ヶ坂学童保育クラブ	既設	1	3	—	H16.4.1	2	
27	藤の台学童保育クラブ	既設	1	3	—	H16.4.1	2	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態 (注1)	選定手続 (注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間 (注3)	指定管理者（団体名）等	
町田市	28	木曾学童保育クラブ	既設	1	3	—	H16.4.1	2	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	
	29	木曾境川学童保育クラブ	既設	1	3	—	H16.4.1	2		
	30	竹ん子学童保育クラブ	既設	1	3	—	H16.4.1	2		
	31	学童21保育クラブ	既設	1	3	—	H16.4.1	2		
	32	野津田学童保育クラブ	既設	1	3	—	H16.4.1	2		
	33	すまいる学童保育クラブ	既設	1	3	—	H16.4.1	2		
	34	なんなる学童保育クラブ	既設	1	3	—	H16.4.1	2		
	35	七国山学童保育クラブ	新設	—	7	—	H16.4.1	2		
	36	鶴間ひまわり学童保育クラブ	新設	—	7	—	H16.4.1	2		
	37	金森学童保育クラブ	既設	2	2	2	H17.4.1	3		
	38	鶴川第二学童保育クラブ	既設	2	2	2	H17.4.1	3		
	39	小山学童保育クラブ	新設	—	2	2	H17.4.1	3		社会福祉法人 貴静会
	40	小山ヶ丘学童保育クラブ	新設	—	2	2	H17.4.1	3		社会福祉法人 景行会
	41	どろん子学童保育クラブ	新設	—	2	2	H17.4.1	3		特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会
	42	小山田学童保育クラブ	新設	—	2	2	H18.4.1	3		社会福祉法人 貴静会
	43	成瀬学童保育クラブ	既設	1	3	—	H18.4.1	3	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	
	44	なかよし学童保育クラブ	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	45	相原たけの子学童保育クラブ	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	46	わんぱく学童保育クラブ	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	47	そよかぜ学童保育クラブ	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	48	大蔵学童保育クラブ	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 景行会	
	49	藤の台ポケット組学童保育クラブ	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	50	町田市立わかば保育園	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	
	51	町田市立森野三丁目保育園	既設	1	3	—	H18.4.1	3	特定非営利活動法人 育児サポートあつぷの会	
	52	原町田一丁目駐車場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	町田市スポーツ振興公社	
	53	町田市ふるさと農具館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	七国山ふれあいの里組合	
	54	町田市七国山ファーマーズセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	町田市農業協同組合	
	55	町田市原町田一丁目自転車駐車場	既設	1	1	12	H18.4.1	3	日本環境マネジメント株式会社	
	56	町田市原町田三丁目自転車駐車場	既設	1	1	12	H18.4.1	3		
	57	町田市原町田四丁目自転車駐車場	既設	1	1	12	H18.4.1	3		
58	町田市町田ターミナル自転車駐車場	既設	1	1	8	H18.4.1	3			
59	町田市玉川学園二丁目自転車駐車場	既設	1	1	8	H18.4.1	3			
60	町田市なるせ駅前市民センター地下自転車駐車場	既設	1	1	8	H18.4.1	3	センターパーキング町田連合体		
61	町田市すずかけ台駅前自転車駐車場	既設	1	1	7	H18.4.1	3			
62	町田市相原駅東口自転車駐車場	既設	1	1	7	H18.4.1	3			
63	町田市成瀬駅北口自転車駐車場	既設	1	1	7	H18.4.1	3	町田市スポーツ振興公社		
64	町田市立総合体育館	既設	2	7	—	H18.4.1	3			
65	サン町田旭体育館	既設	1	3	—	H16.4.1	3			
66	町田市立室内プール	既設	1	1	3	H18.4.1	3	協栄ビルメンテナンス株式会社・セントラルスポーツ株式会社・東京体育機器株式会社共同事業体		

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態 (注1)	選定手続 (注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間 (注3)	指定管理者（団体名）等
町田市	67	町田市立陸上競技場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	町田市スポーツ振興公社
	68	町田市民球場	既設	2	7	—	H18.4.1	3	
	69	小野路球場	新設	—	7	—	H18.4.1	3	
	70	藤の台球場	既設	2	7	—	H18.4.1	3	
	71	鶴川球場	既設	2	7	—	H18.4.1	3	
	72	三輪みどり山球場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	73	忠生公園ソフトボール場	既設	2	7	—	H18.4.1	3	
	74	小野路グラウンド	新設	—	7	—	H18.4.1	3	
	75	木曾山崎グラウンド	新設	—	7	—	H18.4.1	3	
	76	上の原グラウンド	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	77	相原中央グラウンド	新設	—	7	—	H18.4.1	3	
	78	鶴間公園運動広場	既設	2	7	—	H18.4.1	3	
	79	町田中央公園テニスコート	既設	2	7	—	H18.4.1	3	
	80	鶴川中央公園テニスコート	既設	2	7	—	H18.4.1	3	
	81	鶴川第2テニスコート	既設	2	7	—	H18.4.1	3	
	82	鶴間公園テニスコート	既設	2	7	—	H18.4.1	3	
83	野津田公園テニスコート	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
84	成瀬クリーンセンターテニスコート	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
85	相原中央テニスコート	新設	—	7	—	H18.4.1	3		
86	町田市自然休暇村	既設	1	3	—	H18.4.1	3	財団法人 川上村振興公社	
小金井市	1	小金井市障害者福祉センター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 まりも会
	2	小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 聖ヨハネ会
	3	小金井市福祉会館	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会
	4	武蔵小金井南第1自転車駐車場外18施設 (すべて自転車駐車場)	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社団法人 小金井市シルバー人材センター
小平市	1	有料自転車駐車場（2施設）	新設	—	1	6	H17.4.1	3	日本環境マネジメント株式会社
	2	有料自転車駐車場（9施設）	既設	1	1	9	H18.4.1	5	社団法人 小平市シルバー人材センター
	3	市民文化会館	既設	1	5	—	H18.4.1	3	財団法人 小平市文化振興財団
	4	子ども家庭支援センター	新設	—	2	2	H16.1.29	2・2	社会福祉法人 雲柱社
	5	高齢者館（2施設）	既設	1	1	4	H18.4.1	5	社団法人 小平市シルバー人材センター
	6	高齢者デイサービスセンター	既設	1	2	4	H18.4.1	5	社会福祉法人 竹恵会
	7	高齢者交流館	既設	1	5	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 小平市社会福祉協議会
	8	障害者福祉施設（2施設）	既設	1	5	—	H18.4.1	5	
日野市	1	とよだ市民ギヤラリー	既設	1	1	1	H18.4.1	3	株式会社 日野市企業公社
	2	八ヶ岳高原大成荘	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
	3	市民会館	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
	4	七生公会堂	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
	5	東部会館	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
	6	乗鞍高原日野山荘	既設	1	5	—	H18.4.1	3	

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態(注1)	選定手続(注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間(注3)	指定管理者(団体名)等
日野市	7	勤労・青年会館	既設	1	5	—	H18.4.1	3	株式会社 日野市企業公社
	8	日野駅西駐輪場	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
	9	豊田駅南第4駐輪場	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
	10	中央福祉センター	既設	1	5	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 日野市社会福祉協議会
	11	特別擁護老人ホーム 浅川苑	既設	1	5	—	H18.4.1	3	日野市福祉事業団
	12	浅川苑サービスセンター	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
	13	栄町高齢者在宅サービスセンター	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
	14	つばさ学園(やまびこ・ひばり)	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
15	はくちょう学園	既設	1	5	—	H18.4.1	3		
16	希望の家	既設	1	5	—	H18.4.1	3		
東村山市	1	ふれあいセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	ふれあいセンター市民協議会
	2	第8保育園	既設	1	5	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 ユーカリ福祉会
	3	社会福祉センター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社団法人 東村山市社会福祉協議会
	4	東村山市有料自転車駐輪場	既設	1	1	7	H18.4.1	5	社団法人 シルバー人材センター
国分寺市	1	国分寺市立国分寺Lホール	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社団法人 国分寺市シルバー人材センター
	2	国分寺市高齢者生きがいセンターひかり	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会
	3	国分寺市高齢者生きがいセンターもとまち	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	4	国分寺市高齢者生きがいセンターほんだ	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社団法人 国分寺市シルバー人材センター
	5	国分寺市いきいきセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	6	有料自転車等駐車場(12施設)	既設	1	1	7	H18.4.1	2	再開発振興株式会社
	7	有料自転車等駐車場(4施設)	既設	1	3	—	H18.4.1	2	社団法人 国分寺市シルバー人材センター
	8	国分寺市プレイステーション	既設	1	3	—	H18.4.1	1	特定非営利活動法人 冒険遊び場の会
国立市	1	くにたち福祉会館	既設	1	3	—	H18.9(予定)	4・7	社会福祉法人 国立市社会福祉協議会
	2	くにたち福祉会館 高齢者在宅サービスセンター	既設	1	3	—	H18.9(予定)	4・7	
	3	くにたち心身障害者通所訓練施設 あすなる	既設	1	3	—	H18.9(予定)	4・7	
	4	国立市障害者センター	既設	1	3	—	H18.9(予定)	4・7	
	5	国立市立北保育園	既設	1	3	—	H18.9(予定)	4・7	社会福祉法人 国立保育園
	6	くにたち市民芸術小ホール	既設	1	3	—	H18.9(予定)	2・7	財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団
	7	くにたち市民総合体育館	既設	1	3	—	H18.9(予定)	2・7	
	8	くにたち郷土文化館	既設	1	3	—	H18.9(予定)	2・7	

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態 (注1)	選定手続 (注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間 (注3)	指定管理者（団体名）等	
国立市	9	国立市古民家	既設	1	3	—	H18.9 (予定)	2・7	財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団	
	10	地域集会所等（22施設）	既設	1	3	—	H18.9 (予定)	2・7	各地域の運営委員会等	
	11	くにたち北高齢者在宅サービスセンター	既設	1	3	—	H18.9 (予定)	4・7	社会福祉法人 弥生会	
福生市	1	福生市福祉センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 福生市社会福祉協議会	
	2	福生市営福生駅西口駐車場	既設	2	4	—	H18.4.1	3	福生市商工会	
狛江市	1	狛江市立岩戸児童センター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 雲柱社	
	2	狛江市立和泉児童館	既設	1	3	—	H18.4.1	5		
	3	狛江市民ホール（愛称ECORMAホール）	既設	1	3	—	H18.4.1	3	狛江市文化振興事業団	
	4	狛江市立古民家園（愛称むいから民家園）	既設	1	3	—	H18.4.1	3	狛江市立古民家園運営市民協議会	
東大和市	1	東大和市南部地域包括支援センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 多摩大和園	
	2	高齢者在宅サービスセンター きよはら	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	3	高齢者在宅サービスセンター むこうはら	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 向会	
清瀬市	1	清瀬市民センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	清瀬文化スポーツ事業団	
	2	下宿地域市民センター（市民体育館）	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	3	竹丘地域市民センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	4	中清戸地域市民センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	5	松山集会所	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	6	竹丘集会所	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	7	中央公園（テニスコート）	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	8	下宿運動公園（広場・市民プール）	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	9	下宿第二運動公園（運動場）	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	10	下宿第三運動公園（野球場・テニスコート）	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	11	清瀬内山運動公園（運動場）	既設	1	3	—	H18.4.1	3	清瀬都市開発株式会社	
	12	下清戸運動公園（テニスコート）	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	13	クレア市営駐車場	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	14	清瀬駅北口地下駐輪場	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	15	駅前乳児保育園	既設	1	3	—	H18.4.1	5		
	16	障害者福祉センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3		社会福祉法人 千曲会
	17	清瀬市立科山荘	既設	2	1	7	H16.12.1	5・4		社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会 株式会社 フードサービス シンワ
東久留米市	1	さいわい福祉センター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会	
	2	地区センター 浅間町地区センター	既設	1	1	4	H18.4.1	5	社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会	
	3	地区センター 野火止地区センター	既設	1	1	4	H18.4.1	5		
	4	地区センター 八幡町地区センター	既設	1	1	4	H18.4.1	5		
	5	地区センター 南町地区センター	既設	1	1	4	H18.4.1	5		

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態 (注1)	選定手続 (注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間 (注3)	指定管理者（団体名）等	
東久留米市	6	地区センター 中央町地区センター	新設	—	1	4	H18.4.1	5	社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会	
	7	市民プラザ	既設	1	1	6	H18.4.1	5	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	
	8	地域センター 西部地域センター (No.9 滝山地区センターを含む複合施設)	既設	1	1	5	H18.4.1	5		
	9	地区センター 滝山地区センター	既設	1	1	5	H18.4.1	5		
	10	地域センター 南部地域センター (No.11ひばりが丘地区センターを含む複合施設)	既設	1	1	5	H18.4.1	5		
	11	地区センター ひばりが丘地区センター	既設	1	1	5	H18.4.1	5		
	12	地域センター 東部地域センター (No.13大門町地区センターを含む複合施設)	既設	1	1	5	H18.4.1	5		
	13	地区センター 大門町地区センター	既設	1	1	5	H18.4.1	5		
	14	児童館 子どもセンターひばり	新設	—	1	4	H18.4.1	5		
	15	東久留米市スポーツセンター	既設	2	1	7	H18.4.1	5	共同事業体 東京ドームグループ	
	武蔵村山市	1	市民総合センター 在宅介護支援センター	既設	1	5	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 武蔵村山市社会福祉協議会
		2	市民総合センター 高齢者在宅サービスセンター	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
		3	市民総合センター 地域包括支援センター	新設	—	8	—	H18.4.1	3	
		4	市民総合センター 身体障害者福祉センター	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
		5	市民総合センター 障害者地域自立生活支援センター	既設	1	5	—	H18.4.1	3	
6		市民総合センター 子ども家庭支援センター	既設	1	5	—	H18.4.1	3		
7		市民総合センター 訪問看護ステーション	既設	1	5	—	H18.4.1	3	社団法人 武蔵村山市医師会	
8		市民総合センター ボランティアセンター	既設	1	5	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 武蔵村山市社会福祉協議会	
9		緑が丘高齢者サービスセンター 在宅介護支援センター	既設	1	5	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 武蔵村山正徳会	
10		緑が丘高齢者サービスセンター 高齢者在宅サービスセンター	既設	1	5	—	H18.4.1	3		
11		緑が丘高齢者サービスセンター 地域包括支援センター	新設	—	8	—	H18.4.1	3		
12		のぞみ福祉園	既設	1	2	2	H18.4.1	5	社会福祉法人 武蔵村山市社会福祉協議会	
多摩市	1	複合文化施設	既設	1	3	—	H18.4.1	5	財団法人 多摩市文化振興財団	
	2	多摩中央公園内駐車場	既設	1	3	—	H18.4.1	5		
	3	関戸・一ノ宮コミュニティセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	関戸・一ノ宮コミュニティセンター運営協議会	
	4	桜ヶ丘コミュニティセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	桜ヶ丘コミュニティセンター運営協議会	

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態 (注1)	選定手続 (注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間 (注3)	指定管理者（団体名）等	
多摩市	5	乞田・見取コミュニティセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	乞田・見取コミュニティセンター運営協議会	
	6	鶴牧・落合・南野コミュニティセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	鶴牧・落合・南野コミュニティセンター運営協議会	
	7	見取コミュニティセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	見取コミュニティセンター運営協議会	
	8	聖ヶ丘コミュニティセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	聖ヶ丘コミュニティセンター運営協議会	
	9	愛宕コミュニティセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	愛宕コミュニティセンター運営協議会	
	10	永山駅駐輪場	既設	1	3	—	H18.4.1	5	財団法人 自転車駐車場整備センター	
	11	多摩センター駅東駐輪場	既設	1	3	—	H18.4.1	5	財団法人 自転車駐車場整備センター	
	12	多摩センター駅西駐輪場	既設	1	3	—	H18.4.1	5		
	13	永山複合施設駐車場	既設	1	1	7	H18.4.1	3	新都市センター開発株式会社	
	稲城市	1	福祉センター	既設	1	3※	—	H18.4.1	5	※「5」も視野に入れているが、現在のところ未定。 社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会
		2	市立第六保育園	既設	2	3※	—	H18.4.1	5	※「5」も視野に入れているが、現在のところ未定。 社会福祉法人 東保育会
		3	市立公園	既設	2	3※	—	H18.4.1	5	※「5」も視野に入れているが、現在のところ未定。 財団法人 いなぎグリーンウェルネス財団
		4	市立公園内の体育施設 (総合体育館、テニスコート等)	既設	1	3※	—	H18.4.1	5	
5		集会施設（地区会館、地区ごとに計3施設）	既設	1	3※	—	H18.4.1	5	※「5」も視野に入れているが、現在のところ未定。 各地区の自治会	
6		上谷戸体験学習館	新設	—	7※	—	H18.4.1	5	※「8」も視野に入れているが、現在のところ未定。 坂浜自治会	
7		防災コミュニティセンター（4施設）	既設	1	3※	—	H16.4.1	10	※「5」も視野に入れているが、現在のところ未定。 各地区の自治会	
羽村市	1	羽村市農産物直売所	既設	1	1	1	H17.4.1	2	羽村市農産物直売所運営委員会	
	2	羽村市弓道場	新設	—	1	1	H17.4.1	2	特定非営利活動法人 羽村市体育協会	
	3	羽村市自然休暇村清里	既設	1	1	5	H17.10.1	3・6	株式会社 レバスト	
	4	羽村市自然休暇村八ヶ岳少年自然の家	既設	1	1	5	H17.10.1	3・6		
	5	羽村市水上公園	既設	2	1	1	H18.4.1	4	大和興産株式会社	
	6	羽村市スイミングセンター	既設	2	1	4	H18.4.1	4	大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会	
西東京市	1	アスタ市民駐車場	既設	1	5	—	H18.4.1	1	株式会社 アスタ西東京	
	2	保谷こもれびホール	既設	1	5	—	H18.4.1	2	財団法人 西東京文化・スポーツ振興財団	
	3	芝久保地区会館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	芝久保地区会館管理運営協議会	
	4	南町地区会館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	南町地区会館管理運営協議会	
	5	緑町地区会館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	緑町地区会館管理運営協議会	
	6	向台地区会館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	向台地区会館管理運営協議会	
	7	谷戸地区会館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	谷戸地区会館管理運営協議会	
	8	下宿地区会館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	下宿地区会館管理運営協議会	
	9	ふれあいセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	ふれあいセンター協議会	
	10	東伏見コミュニティセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	東伏見コミュニティセンター協議会	

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態 (注1)	選定手続 (注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間 (注3)	指定管理者（団体名）等
西東京市	11	スポーツセンター	既設	1	5	—	H18.4.1	2	財団法人 西東京文化・スポーツ振興財団
	12	健康広場	既設	1	5	—	H18.4.1	2	
	13	東町テニスコート	既設	1	5	—	H18.4.1	2	
	14	ひばりが丘運動場	既設	1	5	—	H18.4.1	2	
	15	武道場	既設	1	5	—	H18.4.1	2	
瑞穂町	1	瑞穂町高齢者福祉センター「寿楽」	既設	2	2	4	H17.4.1	5	社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会
	2	箱根ヶ崎駅自転車等駐車場及び箱根ヶ崎駅東西自由通路	新設	—	2	2	H17.4.1	5	瑞穂町商工会
	3	瑞穂町立むさしの保育園	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 高峰福祉会
	4	瑞穂町シルバーワークプラザ	新設	—	3	—	H18.2.1	5・2	社団法人 瑞穂町シルバー人材センター
	5	瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみ	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会
	6	瑞穂町精神障害共同作業所「箱根ヶ崎共同作業所」	既設	1	3	—	H18.4.1	5	特定非営利活動法人 みずほまち精神保健福祉会
	7	瑞穂町精神障害共同作業所「駒形富士山共同作業所」	既設	1	3	—	H18.4.1	5	
	8	瑞穂町産業会館	既設	1	3	—	H18.9.1	5	瑞穂町商工会
日の出町	1	日の出町コミュニティ施設（25施設）	既設	1	3	—	H18.4.1	3	各自治会
	2	日の出町心身障害児（者）福祉作業所（日の出町ユートピアサンホーム）	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 日の出町社会福祉協議会
	3	日の出町精神障害者共同作業所（日の出町ユートピアひまわりホーム）	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	4	日の出町老人福祉センター（3施設）	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	5	ひのでグリーンプラザ	既設	1	3	—	H18.4.1	3	日の出町商工会
	6	日の出団地多目的施設	新設	—	7	—	H17.5.1	2.11	日の出団地会
檜原村	1	檜原村ふれあいセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会
	2	檜原村福祉作業所	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	3	檜原村児童館	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	4	檜原村高齢者在宅サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	檜原村観光協会
	5	檜原村地域交流センター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	6	檜原温泉センター数馬の湯	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
奥多摩町	1	奥多摩町高齢者在宅サービスセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	3	社会福祉法人 奥多摩町社会福祉協議会
	2	大丹波国際釣場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	大丹波川国際虹鱒釣場運営委員会
	3	氷川国際釣場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	氷川漁業協同組合
	4	大沢国際釣場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	大沢国際釣場運営委員会
	5	日原溪流釣場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	日原保勝会
	6	峰谷川溪流釣場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	小河内漁業協同組合
	7	川井キャンプ場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	奥多摩総合開発株式会社
	8	氷川キャンプ場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	9	鳩の巣荘	既設	1	3	—	H18.4.1	3	
	10	おくとまコミュニティセンター（もえぎの湯）	既設	1	3	—	H18.4.1	3	

多摩の市町村における公の施設に係る指定管理者に関する調査結果（平成18年4月1日現在）

別表 1

市名	番号	施設名	新設・既設	従前の管理形態 (注1)	選定手続 (注2)	応募団体数	導入等年月日	指定期間 (注3)	指定管理者（団体名）等	
奥多摩町	11	氷川駐車場	既設	1	3	—	H18.4.1	3	奥多摩総合開発株式会社	
	12	奥多摩町特産物加工販売施設（四季の家）	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	13	奥多摩町特産物販売施設（丹三郎直売所）	既設	1	3	—	H18.4.1	3		
	14	奥多摩町山里体験施設（そば打ち体験道場）	既設	1	3	—	H18.4.1	3		都民の森境管理運営委員会
	15	奥多摩町交流宿泊体験施設 （やすら樹の宿 ねねんぼう）	既設	1	3	—	H18.4.1	3		日原自治会
	16	奥多摩水と緑のふれあい館休息所	既設	1	3	—	H18.4.1	3		社団法人 奥多摩湖愛護会
あきる野市	1	西秋留保育園	既設	1	3	—	H18.4.1	5	社会福祉法人 秋川あすなろ会	
	2	高齢者在宅サービスセンター（3施設）	既設	1	3	—	H18.4.1	2	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	
	3	心身障害者通所授産施設 五日市希望の家	既設	1	3	—	H18.4.1	2		
	4	心身障害者（児）通所訓練施設 ひばり訓練所	既設	1	3	—	H18.4.1	2		
	5	秋川ファーマーズセンター	既設	1	3	—	H18.4.1	5	秋川農業協同組合	
	6	秋川橋河川公園	既設	1	3	—	H18.4.1	5	あきる野市観光協会	
	7	第1水辺公園リバーサイドパークーの谷	既設	1	3	—	H18.4.1	5		
	8	第4水辺公園秋川ふれあいランド	既設	1	3	—	H18.4.1	5		
施設総数				1,008						

(注意事項)

(注1) 既設施設における従前の管理形態について

- 1：管理委託制度
- 2：直営（業務委託）

(注2) 指定管理者の選定手続について

- 1：広く公募
- 2：条件付き公募
- 3：公募せず現受託団体を選定
- 4：公募せず現受託団体以外の団体を選定
- 5：当面現受託団体を選定し、更新時に公募
- 6：当面現受託団体以外の団体を選定し、更新時に公募
- 7：公募せず団体を選定
- 8：公募せず団体を選定し、更新時に公募

(注3) 指定管理者の指定期間について

5年4か月間の場合は「5・4」、4年6か月は「4・6」、2年11か月は「2・11」のように表現しています。

施設分類別の指定状況一覧表

施設の種類	設置市	施設名	指定管理者名	選定 手続 (注1)	指定状況		
医療・ 社会福祉施設	学童施設	八王子市	子安学童保育所	株式会社 プロケア	2	市社会福祉協議会：94施設 社会福祉法人：6施設 NPO法人：11施設 民間法人：3施設 合計：114施設	
			東浅川小学童保育所	社会福祉法人 敬愛学園	2		
			由木東小学童保育所	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	2		
			梶田小学童保育所	特定非営利活動法人 くぬぎだ	2		
			八木町学童保育所（外3施設）	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	3		
			式分方小学童保育所	株式会社 プロケア	2		
			楢原小学童保育所	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	2		
			高倉小学童保育所	社会福祉法人 清心福祉会	2		
			小宮小学童保育所	株式会社 プロケア	2		
			第九小学童保育所（外5施設）	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	3		
	三鷹市	学童保育所（19施設）	社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会	3			
	青梅市	青梅市学童保育所（16施設）	社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会	3			
	町田市	ころころ学童保育クラブ	特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグポート	7			
		高ヶ坂学童保育クラブ（外12施設）	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	3			
		小小学童保育クラブ	社会福祉法人 貴静会	2			
		小山ヶ丘学童保育クラブ	社会福祉法人 景行会	2			
		どろん子学童保育クラブ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	2			
		小山田学童保育クラブ	社会福祉法人 貴静会	2			
		成瀬学童保育クラブ（外5施設）	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会	3			
		藤の台ポケット組学童保育クラブ	社会福祉法人 景行会	3			
	保育園	八王子市	長房西保育園	社会福祉法人 相友会	2	社会福祉法人：9施設 NPO法人：1施設 合計：10施設	
		府中市	市立高倉保育所	社会福祉法人 多摩養育園	2		
		町田市	町田市立わかば保育園	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	3		
			町田市立森野三丁目保育園	特定非営利活動法人 育児サポートあつぷの会	3		
		東村山市	第8保育園	社会福祉法人 ユーカリ福祉会	5		
		国立市	国立市立北保育園	社会福祉法人 国立保育園	3		
		清瀬市	駅前乳児保育園	社会福祉法人 千曲会	3		
稲城市		市立第六保育園	社会福祉法人 東保育会	3			
瑞穂町		瑞穂町立むさしの保育園	社会福祉法人 高峰福祉会	3			
あきる野市		西秋留保育園	社会福祉法人 秋川あすなる会	3			
児童館		町田市	玉川学園子どもクラブころころ児童館	特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグポート	7		社会福祉法人：3施設 NPO法人：2施設 合計：5施設
		狛江市	狛江市立岩戸児童センター	社会福祉法人 雲柱社	3		
			狛江市立和泉児童館	社会福祉法人 雲柱社	3		
		東久留米市	児童館 子どもセンターひばり	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	1		
	檜原村	檜原村児童館	社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会	3			

施設分類別の指定状況一覧表

別表 2

施設の分類	設置市	施設名	指定管理者名	選定 手続 (注1)	指定状況	
文教施設	ホール、 市民会館 等	八王子市	市民会館	八王子市学園都市文化ふれあい財団	3	財団法人：16施設 事業団：1施設 民間法人：1施設 合計：18施設
			芸術文化会館			
			南大沢文化会館			
			学園都市センター			
	立川市	市民会館	財団法人 立川市地域文化振興財団	3		
	武蔵野市	武蔵野市立武蔵野公会堂	財団法人 武蔵野文化事業団	5		
		武蔵野市立武蔵野市民文化会館				
		武蔵野市立武蔵野芸能劇場				
		武蔵野市立武蔵野スイングホール				
	武蔵野市立吉祥寺シアター					
	三鷹市	公会堂	財団法人 三鷹市芸術文化振興財団	3		
	府中市	市立府中の森芸術劇場	財団法人 府中文化振興財団	3		
	調布市	市民プラザ あくろす	三幸株式会社	1		
		文化会館たづくり	財団法人 調布市文化・コミュニティ振興財団	3		
		グリーンホール				
	町田市	町田市民ホール	財団法人 町田市文化・国際交流財団	3		
	国立市	くにたち市民芸術小ホール	財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団	3		
狛江市	狛江市民ホール（愛称ECORMAホール）	狛江市文化振興事業団	3			
展示施設	八王子市	夢美術館	八王子市学園都市文化ふれあい財団	3		
	武蔵野市	武蔵野市立吉祥寺美術館	財団法人 武蔵野文化事業団	5		
		武蔵野市立松露庵				
	三鷹市	山本有三記念館	財団法人 三鷹市芸術文化振興財団	3		
		美術ギャラリー				
		芸術文化センター				
		アニメーション美術館				
	府中市	郷土の森博物館	財団法人 府中文化振興財団	3		
	町田市	町田市フォトサロン	ワークショップハーモニー	3		
		町田市美術工芸館	社会福祉法人 まちだ育成会	7		
	日野市	とよだ市民ギャラリー	株式会社 日野市企業公社	1		
国立市	くにたち郷土文化館	財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団	3			
	国立市古民家					
狛江市	狛江市立古民家園（愛称むいから民家園）	狛江市立古民家園運営市民協議会	3			
体育施設	八王子市	運動施設公園グループ（大塚公園外6施設）	八王子市住宅・都市整備公社	3		
	武蔵野市	武蔵野市立武蔵野陸上競技場	財団法人 武蔵野スポーツ振興事業団	5		
		武蔵野市立武蔵野軟式野球場				
		武蔵野市立武蔵野庭球場				
		武蔵野市立武蔵野プール				

施設分類別の指定状況一覧表

別表 2

施設の分類	設置市	施設名	指定管理者名	選定 手続 (注1)	指定状況
レクリエーション・スポーツ施設		武蔵野市立武蔵野総合体育館			
		武蔵野市立武蔵野温水プール			
	町田市	町田市立総合体育館	町田市スポーツ振興公社	7	
		サン町田旭体育館		3	
		町田市立室内プール	協栄ビルメンテナンス株式会社・セントラルスポーツ株式会社・東京体育機器株式会社共同事業体	1	
		町田市立陸上競技場	町田市スポーツ振興公社	3 : 5施設	7 : 14施設
		町田市民球場			
		小野路球場			
		藤の台球場			
		鶴川球場			
		三輪みどり山球場			
		忠生公園ソフトボール場			
		小野路グラウンド			
		木曾山崎グラウンド			
		上の原グラウンド			
		相原中央グラウンド			
		鶴間公園運動広場			
		町田中央公園テニスコート			
		鶴川中央公園テニスコート			
		鶴川第2テニスコート			
		鶴間公園テニスコート			
		野津田公園テニスコート			
	成瀬クリーンセンターテニスコート				
	相原中央テニスコート				
	国立市	くにたち市民総合体育館	財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団	3	
	清瀬市	下宿地域市民センター（市民体育館）	清瀬文化スポーツ事業団	3	
		中央公園（テニスコート）			
		下宿運動公園（広場・市民プール）			
		下宿第二運動公園（運動場）			
		下宿第三運動公園（野球場・テニスコート）			
		清瀬内山運動公園（運動場）			
	下清戸運動公園（テニスコート）				
東久留米市	東久留米市スポーツセンター	同事業体 東京ドームグループ	1		

施設分類別の指定状況一覧表

施設の種類	設置市	施設名	指定管理者名	選定 手続 (注1)	指定状況
体育施設	稲城市	市立公園内の体育施設 (総合体育館、テニスコート等)	財団法人 いなぎグリーンウェルネス財団	3	
	羽村市	羽村市スイミングセンター	大和興産株式会社・	1	
	西東京市	スポーツセンター	財団法人 西東京文化・スポーツ振興財団	5	
		健康広場			
		東町テニスコート			
ひばりが丘運動場					
武道場					
基盤施設	立川市	自転車等駐車場(第1ブロック)	再開発振興株式会社	1	社団法人：33施設 財団法人：3施設 第3セクター：2施設 商工会：1施設 民間団体：24施設 合計：63施設
		自転車等駐車場(第2ブロック)	社団法人 日本駐車場工学研究会	1	
	町田市	町田市原町田一丁目自転車駐車場	日本環境マネジメント株式会社	1	
		町田市原町田三丁目自転車駐車場			
		町田市原町田四丁目自転車駐車場			
		町田市町田ターミナル自転車駐車場			
		町田市玉川学園二丁目自転車駐車場			
		なるせ駅前市民センター地下自転車駐車場			
		町田市すずかけ台駅前自転車駐車場			
	町田市相原駅東口自転車駐車場				
	町田市成瀬駅北口自転車駐車場				
	小金井市	武蔵小金井南第1自転車駐車場外18施設	社団法人 小金井市シルバー人材センター	3	
	小平市	有料自転車駐車場(2施設)	日本環境マネジメント株式会社	1	
		有料自転車駐車場(9施設)	社団法人 小平市シルバー人材センター	1	
	日野市	日野駅西駐輪場	株式会社 日野市企業公社	5	
		豊田駅南第4駐輪場			
	東村山市	東村山市有料自転車駐輪場	社団法人 シルバー人材センター	1	
	国分寺市	有料自転車等駐車場(12施設)	再開発振興株式会社	1	
		有料自転車等駐車場(4施設)	社団法人 国分寺市シルバー人材センター	3	
	多摩市	永山駅駐輪場	財団法人 自転車駐車場整備センター	3	
多摩センター駅東駐輪場					
瑞穂町	箱根ヶ崎駅自転車等駐車場及び 箱根ヶ崎駅東西自由通路	瑞穂町商工会	2		

施設分類別の指定状況一覧表

別表 2

施設の種類	設置市	施設名	指定管理者名	選定 手続 (注1)	指定状況		
駐車場	八王子市	八王子市営駐車場 (八王子駅北口地下、旭町、南大沢)	東急コミュニティーグループ連合体	2	財団法人：1施設 社団法人：1施設 第3セクター、公社：6施設 商工会：1施設 民間団体：3施設 合計：12施設		
		高尾山麓駐車場	社団法人 観光協会	3			
	立川市	駐車場	三井不動産販売株式会社	1			
	三鷹市	三鷹駅南口東駐輪場	株式会社 まちづくり三鷹	7			
	府中市	市営駐車場	株式会社 府中駐車場管理公社	3			
	町田市	原町田一丁目駐車場	町田市スポーツ振興公社	3			
	福生市	福生市営福生駅西口駐車場	福生市商工会	4			
	清瀬市	クリア市営駐車場	清瀬都市開発株式会社	3			
		清瀬駅北口地下駐輪場					
	多摩市	多摩センター駅西駐輪場	財団法人 自転車駐車場整備センター	3			
公園	八王子市	長池公園	フュージョン長池公園	2	財団法人：2施設 民間団体：293施設 合計：295施設		
		南部地区公園グループ（290施設）	日産グループ マルベリーパーク	2			
		上柚木公園	八王子市学園都市文化ふれあい財団	3			
	三鷹市	農業公園	東京むさし農業協同組合	7			
	稲城市	市立公園	財団法人 いなぎグリーンウェルネス財団	3			
	羽村市	羽村市水上公園	大和興産株式会社	1			
	市営住宅	八王子市	市営住宅（23施設）	八王子市住宅・都市整備公社		3	
	産業 振興 施設	八王子市	戸吹湯ったり館	八王子浴場組合・株式会社山武 共同事業体		2	民間団体：2施設
			北野余熱利用センター	株式会社 京王設備サービス		2	
		ファーマ ーズセン ター	町田市	町田市七国山ファーマーズセンター		町田市農業協同組合	3
あきる野市			秋川ファーマーズセンター	秋川農業協同組合	3		

(注1) 指定管理者の選定手続について

- 1：広く公募
- 2：条件付き公募
- 3：公募せず現受託団体を選定
- 4：公募せず現受託団体以外の団体を選定
- 5：当面現受託団体を選定し、更新時に公募
- 6：当面現受託団体以外の団体を選定し、更新時に公募
- 7：公募せず団体を選定
- 8：公募せず団体を選定し、更新時に公募

民間企業を指定管理者としているスポーツ施設における指定管理者制度導入の効果について

別表 3

公の施設の名称 (建設年度) (指定管理者)	従前の 管理形態	管理運営経費の額				施設の概要	サービスの充実	施設の改修	効果	その他
		項目	平成17年度	平成18年度	差					
東久留米市スポーツセンター (平成11年度) (東京ドームグループ)	直営 (職員配置あり)	委託料等	172,518	122,547	△ 49,971	1階(第1体育室、クライミングウォール、第1・第2武道場、ファミリースポーツ室) 2階(プール(25m)、トレーニングルーム、第2・第3体育室) 3階(弓道場、第1・第2会議室)	・開館時間の延長(平日の開館時間を午後9時30分から午後11時に)、夏休みの7月21日～8月20日は午前6時の早朝開館を実施 ・年間営業(休館日を月2回と年末年始から年中無休に) ・団体貸切枠の変更(開館時間の延長に伴い5コマから6コマに) ・前払式証票の増加(プリペイドカードのみから回数券、定期券も発行) ・自主事業の展開(スタジオレッスン、プールレッスンの大幅な増加) ・自動販売機等の増設(プロショップの開設、飲料等自販機の大幅な増設) ・送迎マイクロバスの運行(平日に限り、曜日別3ルートで一日数本運行)	・プール循環ろ過装置修繕、消防設備不良箇所修繕、環水ポンプ修繕・機械室スチールドア修繕、給湯用ポンプ修繕、第1体育室ブラインド修繕、トレーニングマシン修繕、プール採暖室ベンチイス修繕など、総額4500千円	・利用者は、前年度対比(4月～8月)で、15,000人(13%)増加している。	・スポーツ振興係としては職員が1人減、係は庁舎に移動(ただし、管理部門に資格者が配置) ・50万円以上の諸修繕費として、300万円を予算計上している。
		その他	4,854	3,354	△ 1,500					
		使用料	△ 43,000	利用料金制	43,000					
		合計	134,372	125,901	△ 8,471					
町田市室内プール (平成元年度) (共栄ビルメンテナンス株式会社・セントラルスポーツ株式会社・東京体育機器株式会社共同事業体)	管理委託 (町田市施設管理公社) (職員配置なし)	委託料	273,958	181,093	△ 92,865	1階(プール室(50m、25m)、会議室) 2階(事務室、喫茶室) 3階(トレーニング室、幼児体育室、健康体力相談所)	・売店の充実(水着等の販売を拡大) ・清涼飲料水の自動販売機の増設(2台) ・セット料金の新設(プールとトレーニング室を同日利用する場合の割引料金) ・休館日の減少(毎週月曜日の休館を第1・第3月曜日に) ・トレーニング室の点検のための閉鎖時間をなくす。(正午～午後1時、5時～6時) ・開館時間は今後、利用者アンケート等により検討する。 ・自主事業として、これまでのスポーツ教室に加え、指定管理者独自の事業を展開	・指定管理者への移行に当たり、施設の改修等はない。	・利用者の状況等は、現在、取りまとめ中である。	・30万円以上の修繕は市が行う。 ・リース料は市が負担する。
		使用料	△ 64,726	利用料金制	64,726					
		合計	209,232	181,093	△ 28,139					
羽村市スイミングセンター (平成2年度) (大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会)	管理委託 (受付業務：NPO法人体育協会、プール監視等：民間業者) (職員配置なし)	委託料	73,300	78,412	5,112	プール(25m、幼児用)、スポーツサウナ、会議室2室、トレーニングルーム	・セット料金の新設(プール・スポーツサウナ) 900円→700円 ・1時間券の販売 午後4時以降 ・トレーニングルームビギナー講習会の新設(機器の説明) ・飛び込みレッスン&タイム測定、介護予防教室、誰でもかんたんエクササイズ 他	・指定管理者への移行に当たり、施設の改修等はない。		
		その他	67,593	3,035	△ 64,558					
		使用料	△ 33,679	利用料金制	33,679					
		合計	107,214	81,447	△ 25,767					

あきる野市公の施設一覧表

別表 4

施設の種類	具体的施設等	施設数	指定管理者導入状況	
医療・社会福祉施設	ふれあいセンター	1	直営	
	福祉会館	1	直営	
	西秋留保育園 神明保育園 東秋留保育園 屋城保育園 すぎの子保育園	5	・西秋留保育園→社会福祉法人 あすなろ会 ・ほか→直営	
	若草児童館 若竹児童館 若葉児童館 南秋留児童館 屋城児童館 一の谷児童館 草花児童センター 多西児童館 五日市児童館 五日市児童館増戸分館	10	直営	
	五日市学童クラブ 増戸学童クラブ	2	直営	
	萩野センター 開戸センター 五日市センター 五日市希望の家	3	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	
	ひばり訓練所	1	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	
	秋川健康会館 五日市保健センター あきる野保健相談所	3	直営	
	休日診療所（秋川健康会館内）	1	直営	
	小 計	28	6	
	文教施設	秋川キララホール	1	直営
		中央公民館	1	直営
		秋川図書館 五日市図書館 五日市図書館増戸分室 五日市図書館戸倉分室 五日市図書館小宮分室 東部図書館エル	6	直営
		二宮考古館 五日市郷土館	2	直営
		あきる野ルピア（生涯学習センター）	1	直営
		五日市会館	1	直営
五日市地域交流センター		1	直営	
小宮会館 戸倉会館 北伊奈会館 代継会館		4	旧法による管理委託から直営に移行	
二宮地区会館 千代里会館 御堂会館 鳥居場会館 玉見会館 野辺地区会館 草花台会館 楓ヶ原会館 増戸会館		9	旧法による管理委託から直営に移行	
ふるさと工房五日市		1	新四季創造株式会社	
小 計		27	1	

あきる野市公の施設一覧表

別表 4

レクリエーション・ スポーツ施設	市内18校における小中学校における以下の施設 校庭、テニスコート、体育館、クラブハウス武	18	直営	
	秋川体育館 五日市ファインプラザ 市民プール 総合グラウンド 山田グラウンド 小和田グラウンド いきいきセンター 秋川グリーンスポーツ公園 あきる野市民球場 市民運動広場 山田テニスコート	11	直営	
	秋川橋河川公園 第1水辺公園リバーサイドパークの谷 第4水辺公園秋川ふれあいランド	3	あきる野市観光協会	
	戸倉運動場	1	直営	
小 計		33	3	
基盤施設	東秋留駅北口第1自転車等駐車場 東秋留駅北口第2自転車等駐車場 東秋留駅北口第3自転車等駐車場 東秋留駅南口自転車等駐車場 秋川駅北口第1自転車等駐車場 秋川駅北口第2自転車等駐車場 秋川駅南口第1自転車等駐車場 秋川駅南口第2自転車等駐車場 武蔵引田駅自転車等駐車場 武蔵増戸駅自転車等駐車場 武蔵五日市駅自転車等駐車場 武蔵五日市駅下権田坂自転車等駐車場	12	直営	
	市立公園(59施設)	59	直営	
	草花公園クラブハウス	1	直営	
	秋川駅北口駐車場 武蔵五日市駅前駐車場	2	直営	
	折立住宅 瀬戸岡住宅 野辺住宅 油平住宅 平沢住宅 秋留野ハイツ 雨間ハイツ 山田ハイツ 伊奈ハイツ 増戸住宅 館谷住宅 中村住宅 小中野住宅	13	直営	
	河川法を適用又は準用しない河川 道路法を適用しない道路 湖沼、水路、ため池、溝渠その他の土地 上記に附属する工作物、物件又は施設	不明	直営	
	小 計		87	0
	産業振興施設	あきる野ルピア(産業)	1	直営
		農業会館	1	直営
		秋川ファーマーズセンター	1	秋川農業協同組合
五日市ひろば		1	直営	
秋川溪谷 瀬音の湯		1	新四季創造株式会社	
小 計		5	2	
合 計		180	12	

委託料の推移一覧表（予算ベース）

別表 5

区 分	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
13 委託料	4,769,057	4,882,614	5,231,478	5,034,716	5,781,993
比 率	18.7%	19.1%	19.6%	16.2%	21.8%
予算総額	25,452,200	25,523,000	26,674,000	31,098,000	26,508,300

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
13 委託料	5,247,725	5,232,368	5,440,385	5,260,941
比 率	20.1%	19.0%	18.9%	20.3%
予算総額	26,054,336	27,526,495	28,713,904	25,920,172

委託料の具体的事例一覧表（平成 17 年度決算ベース）

別表 6

委託分類	具体的事例
1 施設・設備の管理関係	本庁舎、五日市出張所、福祉施設、体育施設、教育関係施設及び市営住宅等に係る設備管理業務、清掃作業、各種設備保守点検等委託、総合情報システム機器保守委託、都市公園樹木等管理委託、駐輪場整理・清掃委託 等
2 工事の設計・測量・監理関係	温浴施設整備工事实施設設計委託、道路新設改良設計・測量委託、防火水槽新設工事設計委託、学校耐震診断業務委託、学校設備改修工事設計委託、中央図書館工事監理委託 等
3 調査・研究等関係	行政評価システム構築委託、水質分析等調査委託、環境基本計画策定委託、道路台帳調書補正委託、線引き見直し関係資料作成委託、埋蔵文化財調査委託、男女共同参画情報誌作成委託 等
4 各種事務事業関係	子育てひろば事業委託、高齢者生きがい活動支援通所事業委託、雨間ハイツ生活協力員委託、精神障害者地域生活支援センター運営委託、個別接種委託、健康診査委託、一斉清掃委託、じん芥収集委託、街路樹剪定等委託、交通擁護員委託、学校健康診断検査委託 等
5 受付窓口業務関係	体育館、総合グラウンド、山田グラウンド、小和田グラウンド及び市民球場に係る管理・受付業務委託、キララホール受付等業務委託 等

受益者負担適正化計画

目 次

I	使用料の見直し方針	9 1
1	使用料の現状	9 1
	(1) 施設使用料の現状	9 1
	(2) 5つの標準施設の利用状況	9 5
	(3) 5つの標準施設のコスト計算	9 7
	(4) その他の参考事項	9 8
2	使用料の見直し方針	1 0 1
	(1) 使用料の見直し方針	1 0 1
	(2) その他の方針	1 0 1
II	手数料の見直し方針	1 0 2
1	手数料の現状	1 0 2
	(1) 手数料の原価計算	1 0 2
	(2) 近隣市との比較	1 0 3
2	手数料の見直し方針	1 0 3
	《巻末資料》	
	近隣市手数料比較表	1 0 4

受益者負担適正化計画

I 使用料の見直し方針

市内には、様々な施設が整備され、多くの市民に利用されている。一方、これらの施設の維持管理には、多額の経費がかかっており、その多くは税金と施設を利用する方からの使用料などにより賄われている。

市は、経費の縮減や効率化に努めているところであるが、維持管理費が年々増加する一方で、使用料が据え置かれていることなどから税金の占める割合は高い。

使用料は、施設の利用者に、その利用の対価として負担していただくものである。利用者から見れば、当然、安価であればあるほど喜ばしいものであるが、その場合、施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うこととなり、市民全体で負担することとなる。

このため、施設使用料については、受益者負担の適正化の観点から、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考慮するとともに、利用者の受益の度合いに応じた負担のあり方に基づいた適正な見直しが必要となっている。

1 使用料の現状

(1) 施設使用料の現状

施設使用料の現状として、施設分類別に維持管理費、使用料収入及び減免額（平成17年度決算）を示し、維持管理費に対する使用料収入の割合及び維持管理費に対する減免額の割合を必要に応じて示す。なお、これらの割合は、人件費や施設の原価償却費等を含めたコスト計算によるものではない。

また、施設分類別に集計した合計額の結果を下表に示す。

(単位：円・%)

施設分類	維持管理費	使用料収入	割合	減免額	割合
学校教育施設(付帯施設)	299,250	4,970,310	—	3,826,370	—
社会教育・文化施設	202,093,356	45,713,995	22.6	17,226,626	8.5
スポーツ・レクリエーション施設	332,976,350	70,817,948	21.3	12,570,070	3.8
母子・児童福祉施設	5,909,000	377,100	6.4	808,200	13.7
医療・保健施設	28,473,000	1,578,400	5.5	4,961,600	17.4
その他の施設	2,485,947	457,200	18.4	72,500	2.9

※ 学校教育施設(付帯施設)の維持管理費は、校庭の夜間照明保守点検委託料のみを表記しているため、使用料収入等に対する割合は算出していない。

各施設分類別の現状は次のとおりである。

ア 学校教育施設(付帯施設)

学校教育施設については、付帯施設であるグラウンドと体育館の貸出事業を行っているが、維持管理費については、学校施設の維持管理費に含まれている。東秋留小学校、西秋留小学校、草花小学校、増戸中学校及び五日市中学校の維持管理費については、夜間照明の保守点検委託料である。

コスト的には問題はないが、減免利用割合が高い。

(単位：円)

施設名	維持管理費	使用料収入	減免額
東秋留小学校	59,850	562,550	344,500
多西小学校	—	85,900	364,100
西秋留小学校	59,850	680,200	411,200
屋城小学校	—	164,100	329,600
南秋留小学校	—	89,000	158,900
草花小学校	59,850	720,550	185,600
一の谷小学校	—	133,850	150,300
前田小学校	—	90,600	443,120
増戸小学校	—	89,700	447,000
五日市小学校	—	23,300	609,400
戸倉小学校	—	30,300	88,800
小宮小学校	—	52,900	27,800
秋多中学校	—	141,170	31,700
東中学校	—	181,950	25,500
西中学校	—	140,560	114,100
御堂中学校	—	120,030	8,100
増戸中学校	59,850	848,200	11,100
五日市中学校	59,850	815,450	75,550
合計	299,250	4,970,310	3,826,370

イ 社会教育・文化施設

五日市地域交流センター及びあきる野ルピアについては、使用料収入の割合が高く、地域の会館では、御堂会館、鳥居場会館、玉見会館及び楓ヶ原会館の使用料収入の割合が比較的高い。

また、五日市会館とともに、地域の会館では小宮会館、代継会館及び戸倉会館の減免利用割合が高い。

(単位：円・%)

施設名	維持管理費	使用料収入	割合	減免額	割合
中央公民館	19,300,000	4,623,850	24.0	2,624,800	13.6
秋川キララホール	96,303,000	16,959,425	17.6	7,622,200	7.9
あきる野ルピア（業務）	52,740,175	16,549,770	31.4	2,611,075	5.0
五日市会館	2,694,259	720,000	26.7	1,622,000	60.2
五日市地域交流センター	4,571,726	2,299,050	50.3	—	—
小宮会館	800,068	10,300	1.3	693,900	86.7
戸倉会館	1,006,228	12,500	1.2	343,200	34.1
北伊奈会館	H18から市管理	—	—	—	—
代継会館	483,597	2,800	0.6	220,050	45.5
二宮地区会館	3,134,704	563,000	18.0	253,400	8.1

受益者負担適正化計画

施設名	維持管理費	使用料収入	割合	減免額	割合
千代里会館	2,795,558	216,500	7.7	181,500	6.5
御堂会館	3,005,162	904,800	30.1	118,450	3.9
鳥居場会館	2,338,614	596,000	25.5	214,301	9.2
玉見会館	2,251,383	563,000	25.0	88,050	3.9
野辺地区会館	3,105,367	516,100	16.6	198,900	6.4
草花台会館	1,590,811	165,800	10.4	200,750	12.6
楓ヶ原会館	2,569,802	648,900	25.3	215,150	8.4
増戸会館	3,402,902	362,200	10.6	18,900	0.6
合計	202,093,356	45,713,995	22.6	17,226,626	8.5

ウ スポーツ・レクリエーション施設

秋川体育館及び戸倉グラウンドの使用料収入割合が高く、市民運動広場については、減免利用割合が高い。

体育施設使用料については、2時間単位であるが、健康増進の観点から1時間単位とする要望がある。

(単位：円・%)

施設名	維持管理費	使用料収入	割合	減免額	割合
秋川体育館	11,710,788	6,778,480	57.9	1,864,360	15.9
五日市ファインプラザ	115,888,165	23,037,820	19.9	3,873,730	3.3
市民プール(屋内)	56,364,739	8,991,850	22.5	1,828,150	3.2
市民プール(屋外)		3,717,720		減免規定なし	—
いきいきセンター	34,580,000	5,573,890	16.1	754,800	2.2
総合グラウンド	10,128,679	2,151,010	21.2	1,183,600	11.7
総合グラウンド(玉見)	8,574,679	265,260	3.1	81,500	1.0
山田グラウンド	10,551,653	3,214,700	30.5	1,300	0.0
山田テニスコート	2,382,366	244,020	10.2	250	0.0
秋川グリーンスポーツ公園	11,274,000	212,400	1.9	326,900	2.9
秋川グリーンスポーツ公園 切欠	518,000	111,300	21.5	93,300	18.0
あきる野市民球場	15,445,684	3,243,000	21.0	966,600	6.3
市民運動広場	2,139,756	164,800	7.7	797,200	37.3
小和田グラウンド	5,604,384	786,450	14.0	596,680	10.6
戸倉グラウンド	247,000	120,000	48.6	54,400	22.0
秋川南口運動広場	1,779,000	H18より	—	—	—
小峰台公園	791,000	127,500	16.1	54,000	6.8
あきる野ふるさと工房	44,478,457	11,966,448	26.9	減免規定なし	—
グリーンキャンプ場	518,000	111,300	21.5	93,300	18.0
合計	332,976,350	70,817,948	21.3	12,570,070	3.8

エ 母子・児童福祉施設

全体的に使用料収入割合が低い。

多西児童館及び前田児童館の減免利用割合が高い。

(単位：円・%)

施設名	維持管理費	使用料収入	割合	減免額	割合
若草児童館	1,205,000	0	0.0	34,500	2.9
若竹児童館	641,000	3,000	0.5	6,800	1.1
若葉児童館	708,000	0	0.0	22,500	3.2
南秋留児童館	620,000	29,000	4.7	0	0.0
屋城児童館	607,000	80,000	13.2	145,100	23.9
一の谷児童館	634,000	17,500	2.8	155,500	24.5
草花児童センター	331,000	21,600	6.5	34,000	10.3
多西児童館	911,000	151,000	16.6	331,000	36.3
前田児童館	252,000	75,000	29.8	78,800	31.3
合計	5,909,000	377,100	6.4	808,200	13.7

オ 医療・保健施設

全体的に使用料収入割合が低い。

(単位：円・%)

施設名	維持管理費	使用料収入	割合	減免額	割合
秋川ふれあいセンター	23,024,000	1,517,600	6.6	4,420,900	19.2
五日市保健センター	2,460,000	60,800	2.5	540,700	22.0
秋川健康会館	2,989,000	0	0.0	0	0.0
合計	28,473,000	1,578,400	5.5	4,961,600	17.4

カ その他の施設

全体的に使用料収入割合が低い。

(単位：円・%)

施設名	維持管理費	使用料収入	割合	減免額	割合
農業会館	2,065,000	432,200	20.9	23,700	1.1
五日市ひろば	420,947	25,000	5.9	39,800	9.5
合計	2,485,947	457,200	18.4	72,500	2.9

受益者負担適正化計画

(2) 5つの標準施設の利用状況

平成12年度に策定した「あきる野市施設使用料基本方針」で、使用料の算定に当たって選定した5つの標準施設（中央公民館・秋川キララホール・秋川体育館・市民プール・山田グラウンド）について、その利用状況を示す。

ア 中央公民館

中央公民館は、平成15年度から平成16年度に改築工事を実施しているため、特に、平成15年度は大幅に利用者数等が減少したが、その後は、増加傾向にある。

(単位：人・%)

項目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
利用者数	23,947	△69.1	69,799	191.5	78,483	12.4
徴収使用料	1,454,250	△65.2	4,249,550	192.2	4,623,850	8.8
減免使用料	211,550	—	2,376,400	1023.3	2,558,500	7.7

※ 増減率は、各年度における前年度に対する増減率である。

イ 秋川キララホール

秋川キララホールの利用者数は、増加傾向である。また、減免利用者（団体）は増加傾向にある。

平成17年度について、徴収使用料のみが極端に減少しているのは、隣接する土地で中央図書館の建設工事が行われていたため、使用料収入が見込める録音等での使用が減ったためである。

(単位：人・%)

項目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
稼働率	83.6	△4.6	88.3	5.6	85.8	△2.8
利用者数	71,958	24.7	75,344	4.7	78,097	3.7
徴収使用料	21,808,700	12.3	23,207,175	6.4	16,959,425	△26.9
減免使用料	6,415,900	—	6,472,400	0.9	7,622,200	17.8

※ 増減率は、各年度における前年度に対する増減率である。

ウ 秋川体育館

秋川体育館は改築工事のため、平成15年7月1日から平成16年2月29日まで休館したため、特に、平成15年度は大幅に利用者数等が減少したが、その後は、増加傾向であるが、減免利用者（団体）も増加している。

(単位：人・%)

項目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
利用者数	37,338	△201.2	110,104	194.9	116,867	6.1
徴収使用料	2,069,020	△63.8	6,242,040	201.7	6,778,480	8.6
減免使用料	609,950	—	1,494,730	145.1	1,864,360	24.7

※ 増減率は、各年度における前年度に対する増減率である。

エ 市民プール

屋内プールの利用者は、減少傾向であるが、屋外プールについては、増加傾向にある。
また、減免利用者（団体）は増加傾向にある。

（単位：人・％）

項目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
利用者数（屋内）	35,472	3.1	30,803	△13.2	30,218	△1.9
利用者数（屋外）	19,835	△23.1	26,003	31.1	27,538	5.9
利用者数 計	55,307		56,806	2.7	57,756	1.7
徴収使用料（円） （屋内）	11,010,500	4.5	9,225,550	△16.2	8,991,850	△2.5
徴収使用料（円） （屋外）	2,802,100	△25.2	3,541,850	26.4	3,717,720	5.0
徴収使用料 計	13,812,600		12,767,400	△7.6	12,709,570	△0.5
減免使用料（円） （屋内）	1,458,000	—	1,257,000	△13.8	1,453,500	15.6
減免使用料（円） （屋外）	—	—	—	—	—	—

※ 増減率は、各年度における前年度に対する増減率である。

オ 山田グラウンド

山田グラウンドの利用者数と徴収使用料は、増加傾向にある。また、減免利用者（団体）は減少している。

（単位：人・％）

項目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
利用者数 （野球場）	5,876	27.0	5,475	△6.8	6,535	19.4
利用者数 （夜間照明）	4,539	21.4	4,348	△4.2	7,849	80.5
利用者数 （テニスコート）	6,956	13.1	5,928	△14.8	5,447	△8.1
利用者数 計	17,371		15,751	△9.3	19,831	25.9
項目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
徴収使用料 （野球場）	904,950	—	1,015,580	12.2	1,184,800	16.7
徴収使用料 （夜間照明）	582,650	—	675,350	15.9	812,350	20.3
徴収使用料 （テニスコート）	1,372,050	—	1,313,520	△4.3	1,217,550	△7.3
徴収使用料 計	2,859,650	—	3,004,450	5.1	3,214,700	7.0

受益者負担適正化計画

項目	H.15	増減率	H.16	増減率	H.17	増減率
減免使用料 (野球場)	28,800	—	75,200	161.1	0	△100
減免使用料 (夜間照明)	—	—	—	—	—	—
減免使用料 (テニスコート)	153,400	—	11,700	△92.4	1,300	△88.9
減免使用料 計	182,200	—	86,900	△52.3	1,300	△98.5

※ 増減率は、各年度における前年度に対する増減率である。

(3) 5つの標準施設のコスト計算

「あきる野市施設使用料基本方針」で選定した5つの標準施設（中央公民館・秋川キララホール・秋川体育館・市民プール・山田グラウンド）について、総務省方式によるコスト計算の分析を次のとおり行った。

ア 施設別行政コスト計算書（平成17年度決算）

単位：円

項目		中央公民館	秋川キララホール	秋川体育館	市民プール	山田グラウンド	
行政コスト	人件費	10,661,508	20,393,802	13,630,000	14,084,928	2,951,600	
	報酬	0	0	0	0	0	
	賃金	0	0	0	0	0	
	報償費	0	0	0	0	0	
	旅費	0	0	0	0	0	
	需要費	10,355,341	17,319,000	24,299,582	24,766,290	2,945,142	
	役務費	308,502	1,030,400	536,478	71,900	41,661	
	委託料	9,547,502	19,536,000	13,660,264	37,665,639	7,366,058	
	使用料及び手数料	204,781	32,935,000	0	1,300,950	0	
	原材料費	0	120,000	0	0	0	
	備品購入費	658,350	1,739,000	696,780	0	74,445	
	負担金補助金及び交付金	0	0	29,000	0	0	
	扶助費	0	0	0	0	0	
	公課費	25,200	0	0	0	0	
	計 A	31,761,184	93,073,202	52,852,104	77,889,707	13,378,906	
	原価償却費 ①	16,641,593	37,949,411	27,945,060	22,188,409	8,622,384	
公債費（利子分） ②	3,503,113	2,270,496	4,494,785	0	434,830		
不納欠損額 ③	0	0	0	0	0		
コスト計 B (=A+①+②+③)	51,905,890	133,293,109	85,291,949	100,078,116	22,436,120		
収入	使用料手数料等 ④	(収入額) (④の1)	4,623,850	16,959,425	6,778,480	12,751,570	3,214,700
		(減免額)	2,624,800	5,915,250	1,864,360	1,828,150	1,300
		(主催事業による減免額)	947,000	1,706,950	87,300	—	—
		合計(④の2)	8,195,650	24,581,625	8,730,140	14,579,720	3,216,000
	国庫(都)支出金 ⑤	0	0	0	0	0	
その他 ⑥	401,456	0	0	0	0		
収入計 C (=④の1+⑤+⑥)	5,025,306	16,959,425	6,778,480	12,751,570	3,214,700		
国庫(都)支出金償却額 D	1,340,000	1,000,000	0	0	0		
差引純行政コスト E (=B-C-D)	45,540,584	115,333,684	78,513,469	87,326,546	19,221,420		
受益者負担率(収入額) (④の1) ÷ B	8.9%	12.7%	7.9%	12.7%	14.3%		
使用料手数料等の率 (④の2) ÷ B	15.8%	18.4%	10.2%	14.6%	14.3%		
一般財源 E ÷ B	87.7%	86.5%	92.1%	87.3%	85.7%		
その他負担比率 (⑤+⑥+D) ÷ B	3.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%		

イ 分析結果

施設別行政コスト計算書の中で、行政コストに対する使用料手数料等の収入額の割合が受益者負担率であり、平成17年度決算における5つの施設の受益者負担率は、7.9%から14.3%までになっており、低い水準である。

この結果、これらの施設を維持管理していくためには、受益者負担とその他の収入のほか、一般財源から補填しており、その負担割合は、85.7%から92.1%までと高い率になっている。

なお、減免した額を収入とみなした場合の受益者負担率は、10.2%から18.4%となる。

【総務省方式によるコスト計算の概要】

※ 総務省方式によるコスト計算

1 行政コスト

- ① 人件費は、施設の貸出し及び維持管理運営経費に係る年間の作業時間を算出し、平成17年度の人件費平均単価（4,446円/時間）を掛けた金額である。
- ② 光熱水費は、維持管理費の按分が不可能であるため、施設全体の経費である。
- ③ その他の行政コストは、施設の維持管理に必要な経常的経費である。
- ④ 原価償却費は、施設の原価償却費である。
- ⑤ 公債費（利子分）は、施設建設に要した起債の平成17年度分の償還利子である。

2 収入

- ① 使用料手数料は、施設の使用料である。
- ② その他の収入は、プリポートの原紙代及びジュースの自動販売機の電気料の収入である。

3 国庫（都）支出金償却額は、施設の建設費に充当した国・都支出金を施設の原価償却に応じて算出したものである。

4 行政コストの合計から収入合計と国・都支出金償却額を差し引いたものが差引純行政コストとなる。

5 行政コストに対する使用料手数料等の収入額の割合が受益者負担率となる。

(4) その他の参考事項

使用料を検討するに当たり、その他の参考事項として、次のとおり近隣市との比較や個人市民税の状況について整理した。

ア 近隣市との比較

中央公民館、秋川キララホール、秋川体育館、市民プール及び山田グラウンドの5施設について、近隣市である青梅市、羽村市、福生市及び昭島市にある同様の施設の使用料と比較したが、各市の施設使用料においては、面積、規模、施設の経年及び充実度などが異なること、また、使用料単価の設定についても、時間単位の設定や午前、午後及び夜間の設定など、設定単位に違いがあることなどから、単純に比較できない。

このため、5つの施設の特性に応じて、次のとおり比較する。

受益者負担適正化計画

(ア) ホール

平日／時間帯

(単位：円／席)

市名	午前	午後	夜間	全日	座席数
あきる野市	14.2	17.8	21.4	15.3	702
青梅市	5.4	5.9	8.3	5.6	615
羽村市	7.7	12.7	14.7	9.4	865
福生市	9.1	15.3	15.1	10.4	1,062
昭島市	7.7	16.1	19.6	11.7	1,261

※ 1時間当たりの使用料÷座席数

秋川キララホールのホールについては、青梅市民会館のホールや羽村市の生涯学習センターの大ホール、福生市民会館の大ホール及び昭島市民会館と比較すると、1人当たりの単価は、最も高い金額設定になっている。

(イ) 公民館研修室

平日／時間帯

(単位：円・人)

市名	午前	午後	夜間	全日	定員
あきる野市	13.3	13.3	13.3	13.3	30
青梅市	6.7	7.5	8.7	7.2	30
羽村市	6.5	7.1	8.6	5.8	36
福生市	10	12.4	13.3	9.0	30
昭島市	11.1	12.5	16.7	9.9	24

※ 1時間当たりの使用料÷定員

中央公民館の研修室については、青梅市民会館や羽村市のコミュニティセンター、福生市民会館及び昭島市民会館と比較すると、1人当たりの単価は、最も高い金額設定になっている。

(ウ) 体育室

平日／時間帯

(単位：円)

市名	午前	午後	夜間	備考
あきる野市	100.0	100.0	100.0	
青梅市	66.7	50.0	50.0	
羽村市	33.3	25.0	25.0	
福生市	100.0	100.0	100.0	
昭島市	—	—	—	個人利用単価なし

※ 体育室に係る大人の個人利用料金

秋川体育館の大体育室については、青梅市総合体育館や羽村市体育館及び福生市体育館と比較すると、1人当たりの単価は、最も高い金額設定になっている。

(エ) プール

1時間当たり (単位：円)

市名	屋内	屋外
あきる野市	200	100
青梅市	—	100
羽村市	200	150
福生市	—	100
昭島市	145	100

市民プールについては、青梅市東原公園水泳場や羽村市水上公園プール、福生市営プール及び昭島市総合スポーツセンターと比較すると、1人当たりの単価は、屋内プールは最も高い金額設定であり、屋外プールは羽村市を除き同額になっている。

(オ) グラウンド

1時間当たり (単位：円)

施設名	使用料
あきる野市	800
青梅市	1,500
羽村市	300
福生市	300
昭島市	無料

山田グラウンドについては、青梅市わかさ公園野球場や羽村市立公園、福生市営福生野球場及び昭島市くじら公園野球場と比較すると、1時間当たりの単価は、青梅市の次に高くなっている。

イ 個人市民税の状況

個人市民税については、平成16年度まで減少傾向が続いていたが、平成17年度の対前年度比較においては、増加に転じている。

今後においても、税制改正等により、増加傾向に向かうと考えられる。

(単位：円・%)

年度	1人当たり課税額	増減率
平成13年度	112,713	△1.60
平成14年度	108,695	△3.56
平成15年度	103,811	△4.49
平成16年度	98,938	△4.69
平成17年度	101,901	2.99

受益者負担適正化計画

2 使用料の見直し方針

(1) 使用料の見直し方針

施設使用料については、5つの標準施設のコスト計算の結果、全施設経費に対する使用料収入比率（受益者負担率）は、7.9%から14.3%までと低率であり、受益者負担の観点から、負担率を上げる方向性も見える。

しかしながら、参考事項を踏まえ、今後、市民の健康増進や生涯学習の推進等の観点から、施設利用の促進を図るための取組を進めていくことが必要であることから、当面は値上げをしないものとする。

また、今後の施設使用料の見直しについては、3年ごとに施設の利用状況の推移やコスト計算等を検証し、検討するものとする。

(2) その他の方針

体育施設の個人利用については、市民の健康増進を推進するため、1時間単位での利用に見直す。

II 手数料の見直し方針

手数料は、特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うためや報償として徴収する料金であり、地方公共団体においては、特定の者のために行う事務について、徴収する料金である。

今回の見直しに当たっては、普通公共団体の事務につき徴収する手数料を対象として検討を行った。

1 手数料の現状

手数料の現状を把握するため、原価計算や近隣市との比較を行い、現状分析を行った。

(1) 手数料の原価計算

手数料については、次の表に示すとおり、市民課において証明する手数料について原価計算を行った。なお、計算方法については、平成17年度の平均人件費単価(4,446円/時間)に証明書等の発行にかかる所要時間を掛けたものとする。

この結果、住民基本台帳の閲覧、戸籍の受理証明(上質紙)及び土地、家屋の公簿又は土地図面の写しの交付(A1判1枚)など、特殊な証明以外では、全体的に妥当な金額であると考ええる。

内 容	時 間 (分)	原 価 (円)	手 数 料 (円)
住民票	2	148	200
住民基本台帳の閲覧(30分)	180	13,338	400
住民基本台帳の閲覧(30分を超えるもの 30分につき追加)	0	0	200
戸籍の附票	3	222	200
戸籍の謄本・抄本	3	222	450
除籍・改正原戸籍の謄本・抄本	5~10	370~741	750
戸籍の受理証明・戸籍記載事項証明	5~10	370~741	350
戸籍の受理証明(上質紙)	35	2,593	1,400
身分証明	3	222	200
印鑑証明	2	148	200
印鑑再登録	7	518	200
外国人登録に関する証明	4	296	200
土地又は建物に関する証明、ただし、土地は4筆までを、建物は3筆までをそれぞれ1件とし、1筆又は1棟増すごとに40円を加算する。	5~15	370~1,111	200 加算額 40
市税その他諸収入金に関する証明	3	222	200

受益者負担適正化計画

内 容	時 間 (分)	原 価 (円)	手数料 (円)
土地、家屋の公簿又は土地図面の写しの 交付 (1 枚)	7	518	300
土地、家屋の公簿又は土地図面の写しの 交付 (A 1 判 1 枚)	30	2,223	900
土地、家屋の公簿又は土地図面の閲覧 (30 分につき)	10	741	200
専用住宅証明	12	889	1,300
臨時運行許可申請	7	518	750
その他諸証明	2	148	200

(2) 近隣市との比較

別表「近隣市手数料比較表」に示すとおり、近隣市との比較においては、ほとんどの手数料が同額となっている。

また、「土地もしくは家屋の公簿又は土地図面の写しの交付」や「除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付」など、一部の手数料においては、他市より 1.5 倍程度のものがある。

2 手数料の見直し方針

手数料は、原価計算や近隣市との比較を踏まえると、原価計算においては全体的に妥当な金額であり、他市との比較においても同等な金額を設定している。

このため、手数料については、当面、値上げをしないものとする。

また、今後の手数料の見直しについては、3 年ごとに他市の手数料の把握や原価計算等を実施し、検討するものとする。

近隣市手数料比較表

別表 1

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
住民票、戸籍の附票等の写しの交付（住民基本台帳法第12条の2第4項の規定による住民票の写しの交付を含む。）	1通につき200円	1通につき200円	1通につき200円	1通につき200円	1件につき200円
住民基本台帳の閲覧	1人1回30分までごとにつき200円 ただし、閲覧する事項を転記する場合は、1人分転記することにつき当該額200円を加算する。	1人30分までごとにつき200円 （住民基本台帳の一部の写しから記載事項を転記する場合は、1人分転記することにつき200円を加算する。）	1人30分までごとにつき200円 ただし、当該閲覧に供する事項を転記する場合は、当該額に転記する住民1人につき200円を加算する。	1人30分までごとにつき200円 ただし、当該閲覧に供する事項を転記する場合は、当該額に転記する住民1人につき200円を加算する。	30分までごとにつき200円 ただし、住民票の一部の写しから転記する場合は、1人分転記することにつき200円を加算する。
住民基本台帳カードの交付及び再交付	1件につき500円	1枚につき500円	1件につき500円	1件につき500円	1件につき500円
外国人登録に関する証明	1通につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円
身分に関する証明	1通につき200円	1枚につき200円	1通につき200円	1通につき200円	1通につき200円
埋火葬に関する証明	1通につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円
印鑑に関する証明	1通につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円
印鑑登録証の再交付	1通につき200円	1枚につき200円	1件につき200円		
土地又は家屋に関する証明	1件につき200円 ただし、土地は5筆までを、家屋は3棟までをそれぞれ1件とし、1筆又は1棟を増すごとに40円を加算する。	1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟までを1件とする。	1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟までを1件とし、1筆または1棟を増すごとに40円を加算する。	1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟までを1件とする。	1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟までを1件とし、1筆または1棟を増すごとに40円を加算する。
市税その他諸収入金に関する証明	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円
土地若しくは家屋の公簿又は土地図面の写しの交付	1件につき300円 ただし、A1判は1枚につき900円	1件200円		1件につき200円	1枚につき200円
土地若しくは家屋の公簿又は土地図面の閲覧	1人1回（30分以内）につき200円	1件200円 公簿にあっては1人1冊1回を1件とし、図面その他の公文書にあっては閲覧者1人1枚1回を1件とする。	1件につき200円	公簿1冊1人1回（30分ごと）200円 図面1枚1回（30分ごと）200円	公簿1冊につき200円 工図1枚につき200円
犬の登録	1頭につき3,000円	1頭につき3,000円	1頭につき3,000円	1頭につき3,000円	1頭につき3,000円
狂犬病予防注射済票の交付	1件につき550円	1件につき550円	1件につき550円	1件につき550円	1件につき550円
犬の鑑札の再交付	1件につき1,600円	1件につき1,600円	1件につき1,600円	1回につき1,600円	1回につき1,600円
狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき340円	1件につき340円	1件につき340円	1件につき340円	1件につき340円
戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき450円	1通につき450円	1通につき450円	1通につき450円	1通につき450円
戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1通につき450円		1通につき450円	1通につき450円	1通につき450円
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき750円	1通につき750円	1通につき750円	1通につき750円	1通につき750円
除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1通につき750円		証明事項1件につき450円	証明事項1件につき450円	証明事項1件につき450円
戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき350円	1件につき350円	証明事項1件につき350円	証明事項1件につき350円	証明事項1件につき350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき450円	1件につき450円	証明事項1件につき450円	証明事項1件につき450円	証明事項1件につき450円
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき350円	1通につき350円	1通につき350円	1通につき350円	1通につき350円
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1通につき1,400円	1通につき1,400円	1通につき1,400円	1通につき1,400円	1通につき1,400円
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	1通につき350円	1通につき350円	書類1件につき350円	書類1件につき350円	書類1件につき350円
市が管理する道路、水路等の境界に関する証明	1件につき500円	1件につき200円			
市が管理する道路、水路等の境界図の写しの交付	1件につき300円	1件につき200円			
市道（幅員等）に関する証明	1件につき200円	1件につき200円			
道路運送車両法に基づき自動車の臨時運行の許可	1両につき750円	1両につき750円	1両につき750円	1両につき750円	1両につき750円
租税特別措置法に基づく優良宅地造成の認定	1件につき86,000円	1件につき86,000円	1件につき86,000円	1件につき86,000円	1件につき86,000円

租税特別措置法に基づく優良住宅新築の認定

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件につき6,200円	1件につき6,200円	1件につき6,200円	1件につき6,200円	1件につき6,200円
イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき8,600円	1件につき8,600円	1件につき8,600円	1件につき8,600円	1件につき8,600円
ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき13,000円	1件につき13,000円	1件につき13,000円	1件につき13,000円	1件につき13,000円
エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき35,000円	1件につき35,000円	1件につき35,000円	1件につき35,000円	1件につき35,000円
オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき43,000円	1件につき43,000円	1件につき43,000円	1件につき43,000円	1件につき43,000円
租税特別措置法施行令に基づく住宅家屋の証明	1件につき1,300円	1件につき1,300円	1件につき1,300円	1件につき1,300円	1件につき1,300円

東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)に基づく屋外広告物の表示又は掲出の許可

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
ア 広告塔(高さ2メートル以下のものに限る。)	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円
イ 広告板(建築物の壁面を利用するものうち、20平方メートル以下のもの及び建築物の壁面から突出するものうち、10平方メートル以下のものに限る)	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円	面積5平方メートルまでごとにつき3,220円
ウ はり紙及びびばり札等	50枚までごとにつき2,250円	50枚までごとにつき2,250円	50枚までごとにつき2,250円	50枚までごとにつき2,250円	50枚までごとにつき2,250円
エ 広告旗	1本につき450円	1本につき450円	1本につき450円	1本につき450円	1本につき450円
オ 立看板等	1枚につき450円	1枚につき450円	1枚につき450円	1枚につき450円	1枚につき450円
カ アドバルーン(電飾を除く。)	1個につき2,850円	1個につき2,850円	1個につき2,850円	1個につき2,850円	1個につき2,850円
キ 広告幕(網)	1張につき990円	1張につき990円	1張につき990円	1張につき990円	1張につき990円

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に基づく工場の認可

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
ア 工場の設置の場所					
(ア) 工場の作業場の床面積の合計が500平方メートル以下のもの	1件につき8,700円	1件につき8,700円	1件につき8,700円	1件につき8,700円	1件につき8,700円
(イ) 工場の作業場の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき14,200円	1件につき14,200円	1件につき14,200円	1件につき14,200円	1件につき14,200円
(ウ) 工場の作業場の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき20,200円	1件につき20,200円	1件につき20,200円	1件につき20,200円	1件につき20,200円
イ 工場の変更の場合	1件につき7,600円	1件につき7,600円	1件につき7,600円	1件につき7,600円	1件につき7,600円
その他の証明	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円	1件につき200円

情報公開

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
市制情報の公開及び市制情報の任意的な公開	無料				
保有個人の情報の開示、訂正及び利用の停止	無料				

休日診療

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
休日診療	診断書1枚につき1,000円				

一般廃棄物

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
家庭廃棄物の排出（可燃用指定収集袋）	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円	特小袋(5%相当)1枚につき6円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円
	小袋(10%相当)1枚につき15円	小袋(10%相当)1枚につき15円	小袋(10%相当)1枚につき12円	小袋(10%相当)1枚につき15円	小袋(10%相当)1枚につき15円
	中袋(20%相当)1枚につき30円	中袋(20%相当)1枚につき30円	中袋(20%相当)1枚につき24円	中袋(20%相当)1枚につき30円	中袋(20%相当)1枚につき30円
	大袋(40%相当)1枚につき60円	大袋(40%相当)1枚につき60円	大袋(40%相当)1枚につき48円	大袋(40%相当)1枚につき60円	大袋(40%相当)1枚につき60円
家庭廃棄物の排出（不燃用指定収集袋）	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円	特小袋(5%相当)1枚につき6円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円
	小袋(10%相当)1枚につき15円	小袋(10%相当)1枚につき15円	小袋(10%相当)1枚につき12円	小袋(10%相当)1枚につき15円	小袋(10%相当)1枚につき15円
	中袋(20%相当)1枚につき30円	中袋(20%相当)1枚につき30円	中袋(20%相当)1枚につき24円	中袋(20%相当)1枚につき30円	中袋(20%相当)1枚につき30円
	大袋(30%相当)1枚につき45円	大袋(40%相当)1枚につき60円	大袋(40%相当)1枚につき48円	大袋(40%相当)1枚につき60円	大袋(40%相当)1枚につき60円
事業系一般廃棄物(可燃用指定収集袋)	小袋(15%相当)1枚につき15円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円	小袋(22.5%相当)1枚につき80.5円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円
	大袋(45%相当)1枚につき180円	小袋(10%相当)1枚につき15円	(1日45%以下の事業所)	小袋(10%相当)1枚につき15円	小袋(10%相当)1枚につき15円
	特大袋(70%相当)1枚につき280円	中袋(20%相当)1枚につき30円	大袋(45%相当)1枚につき161円	中袋(20%相当)1枚につき30円	中袋(20%相当)1枚につき30円
		大袋(40%相当)1枚につき60円	(1日45%以下の事業所)	大袋(40%相当)1枚につき60円	大袋(40%相当)1枚につき60円
事業系一般廃棄物(不燃用指定収集袋)	小袋(15%相当)1枚につき60円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円	小袋(22.5%相当)1枚につき80.5円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円	ミニ袋(5%相当)1枚につき7円
	大袋(30%相当)1枚につき120円	小袋(10%相当)1枚につき15円	(1日45%以下の事業所)	小袋(10%相当)1枚につき15円	小袋(10%相当)1枚につき15円
		中袋(20%相当)1枚につき30円	大袋(45%相当)1枚につき161円	中袋(20%相当)1枚につき30円	中袋(20%相当)1枚につき30円
		大袋(40%相当)1枚につき60円	(1日45%以下の事業所)	大袋(40%相当)1枚につき60円	大袋(40%相当)1枚につき60円
占有者が、粗大ごみ及び臨時に多量の廃棄物の処理を受けようとするとき。ただし、粗大ごみの各品目については、市長が別に定める。	1キログラムにつき30円	1キログラムにつき40円 市の処理施設家庭用廃棄物を運搬したとき1キログラム20円		1キログラムにつき30円(収集に係る処理手数料は、規則で定める標準重量で算定した額 ただし、市長が指定した場所に自ら運搬したときは、1キログラムにつき20円)	1キログラムにつき30円
前3号に規定する算定基準によることが著しく実情にそぐわないと認められる場合	1立方メートルにつき2,000円				

し尿

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
事業活動及び不特定多数の者が使用する便所その他市長が認める施設から排出される場合		1便槽1回につき5,000円		1リットルにつき10円	収集回数1回につき8,000円
簡易水洗便所のある一般家庭又は施設から排出される場合	36リットルにつき250円				収集回数1回につき3,000円
下水道法第2条第8号に規定する処理区域であって、同法第9条に基づき公示された下水処理を開始すべき日から3年を経過した建物に居住している一般から排出される場合				1人1箇月につき750円 (4年を経過)	
一般家庭から月2回以上排出される場合(前3号の規定を適用する場合を除く。)	2回目以降分に対し、 36%につき250円			1リットルにつき10円	
下水道法第2条第8号に規定する処理区域であって、同法第9条に基づき公示された下水処理を開始すべき日から3年を経過した区域内の事業活動及び不特定多数の者が使用する便所	36リットルにつき500円	1便槽1回につき2,000円（し尿） 1浄化槽1回につき2,000円(汚泥) 1吸い込み槽1回につき500円(動物)		1リットルにつき20円	

動物の死体

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
動物の死体	1件につき2,200円	1体につき3,000円	1体につき1,000円	1体につき3,000円	1体につき3,000円

下水道関係

徴収する事項	あきる野市	昭島市	青梅市	羽村市	福生市
指定下水道工事店の指定の申請	1件 10,000円	1件 10,000円		1件 10,000円	1件 10,000円
指定下水道工事店の指定の更新の申請	1件 2,200円	1件 5,000円			1件 5,000円
指定下水道工事店証の再交付の申請	1件 1,000円				
排水設備工事責任技術者の登録の申請	1件 3,000円	1件 3,000円		1件 3,000円	1件 3,000円
排水設備工事責任技術者の登録の更新の申請	1件 2,000円	1件 2,000円		1件 3,000円	1件 2,000円
排水設備工事責任技術者証の再交付の申請	1件 1,000円				

補助金・負担金適正化計画

目 次

I	はじめに	109
1	補助金・負担金適正化計画検討部会の目的	109
2	補助金及び負担金の対象について	109
II	負担金の適正化について	110
1	負担金の特性について	110
2	負担金の現状	110
3	負担金適正化の方向性について	110
III	補助金等の適正化について	112
1	補助金について	112
2	補助金等の調査	112
3	補助金等の調査結果に基づく課題等	112
	(1) 補助金等の市の裁量性について	113
	(2) 期間限定の補助金等について	114
	(3) 施策別の検証について	115
	(4) 事務事業評価における目的妥当性と有効性の視点を 踏まえた補助金等の検証	117
4	運用されている補助金等の適正化の方向性について	121
IV	新たに導入する負担金及び補助金等の適正化の 基本的な方向性について	124
1	これまでの取組について	124
2	新たに導入する負担金等の適正化の基本的な方向性について	124
	《巻末資料》	
	別表1 補助金・負担金検討対象一覧表	125
	別表2 調査対象の補助金等一覧表	134

補助金・負担金適正化計画

I はじめに

1 補助金・負担金適正化計画の目的

当市では、平成18年度から行政評価と予算編成の連動から、施策別に事務事業優先度評価や事務事業コスト企画プログラム等を用いて、適正な行政活動に転換する取組を行っている。

これらの取組により、補助金及び負担金についても、改革・改善を推進しながら、適正な行政活動に反映していくことが必要であるが、交付に至った背景、交付している対象者と市の関与度合い、近隣他市との均衡など、改革・改善が容易ではない側面を多く持っている。

このため、すべての補助金及び負担金を対象に、補助金及び負担金における課題を様々な視点で検証し、適正な行政活動に転換することを目的に、課題及び適正化の方向性を以下のとおり定めるものである。

2 補助金及び負担金の対象について

補助金及び負担金を検証するに当たっては、すべての補助金及び負担金を把握する必要がある。

平成18年度当初予算に計上された補助金及び負担金を別表1に示す。補助金及び負担金の総額は、普通会計及び特別会計を含み、総額20,223,416千円となっている。

(参考) 補助金及び負担金の総数

負担金	普通会計	協議会等	155
		研修会等	46
		その他	46
		一部事務組合	6
	特別会計	協議会等	7
		研修会等	4
		その他	51
負担金合計		315	
補助金等	補助金		128
	内訳	普通会計	(125)
		特別会計	(3)
	交付金(普通会計)		4
	利子補給金(普通会計)		6
	配分金(普通会計)		3
	扶助費		47
	内訳	普通会計	(46)
		特別会計	(1)
補助金等合計		188	

II 負担金の適正化について

1 負担金の特性について

「負担金」とは、一般的に法令又は契約に基づいて国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいう。このことにより、

- (1) 法令上定まって支出する負担金
- (2) 地方公共団体が構成又は加入する団体への会費などの任意負担金

に大別され、任意負担金は、法令又は契約に基づかず補助的な運用となっており、その性質上問題を起しやすいため、その負担金の目的や性質を明らかにするため、具体的な名称により予算を計上する運用となっている。

このため、平成18年度当初予算時点における315の負担金のうち、任意負担金を対象として、現在の負担金が適正であるかを検証する必要がある。

2 負担金の現状

任意負担金の現状は、国や東京都の外郭団体、市町村間の協議会への負担金が大半を占めているが、事務事業評価結果から以下のような課題が混在している状況である。

《課題》

- (1) 支出先の団体等で、相当額の繰越金が発生している。
- (2) 年1回の総会程度で、団体の活動の成果が明確でない。
- (3) 市町村間の事務連絡会議と類似した活動で、負担金の運用が明確でない。
- (4) 設立当初は、団体活動の成果が明確であったが、既に一定の成果が達成したもの、社会情勢等の変化により現状の活動の成果が明確でないものなど、団体活動が形骸化している。
- (5) 国・東京都からの補助金等交付に半ば団体等加入が強制となっている。
- (6) 既成情報寄せ集めの行政資料の送付、企画会社に丸投げ委託のような研修の案内程度にとどまる団体などがある。
- (7) 市町村からの事業を受託しても受託遂行能力がなく、第三者に再委託をするような団体などがある。

3 負担金適正化の方向性について

前述のような負担金の課題の解消や負担金の必然性や効果を明確にし、適正化を図るためには、事務事業における負担金が適正な手段となっているかを目的妥当性と有効性の観点から検証するとともに、団体等の活動、運営状況、設立目的、活動の成果を客観的に検証し、事務事業の手段の直結度合いとして適正であるかを検証していく必要がある。

しかしながら、これらの検証により、現状の負担金のあり方に問題が生じていても、脱退することについては、団体等設立当初から他自治体との賛助により加入していること、団体等が存続している状態で、一自治体が脱退することについては、他自治体への影響が大きいことなどの理由から困難であることが大きい。また、負担金支出のみのような参画の場合は、団体の情報が入手しやすく、客観的な検証が難しい負担金も存在しているなど、負担金に対する課題を認識しつつも、一自治体において適正化を図ることが難しい側面を持っている。

補助金・負担金適正化計画

このため、平成19年度中にすべての負担金を対象に、前述のような負担金の課題の有無を整理することとし、負担金の適正化に関する基本の方針を次のとおり定める。

- (1) 事務事業評価の検証とともに負担金支出先の団体等の活動等を検証し、目的妥当性と有効性の観点から、事務事業の手段として、負担金が妥当な手段であるかを検証する。
- (2) (1)における検証の結果を踏まえて、改革・改善が明らかな負担金については、負担金支出先の団体等に対して、当市の事務事業評価における改革・改善の視点での改善を提言し、支出先団体等の活動の改善が推進されない場合は、その提言をもって脱退を視野に入れて、負担金の適正化を図るものとする。

Ⅲ 補助金等の適正化について

1 補助金について

本計画書において、補助金の対象としたものは、「補助金」、「交付金」、「利子補給金」、「配分金」及び「扶助費」（以下「補助金等」という。）である。

これらの補助金等は、「I はじめに」に示しているように平成18年度当初予算時点で188の補助金等となっている。

2 補助金等の調査

補助金等の適正化における先進自治体の取組では、スクラップ・アンド・ビルドの観点からサンセット方式などを活用し、補助金等について相対的な視点でスクラップを主体とした適正化に取り組んでいる事例と行政評価などの評価を活用して、施策の成果への直結度合いなどを検証し、廃止の方向性だけでなく、補助金の対象者の拡大や重点投資を行うなど、改革・改善も踏まえ、ビルドを主体としたビルド・アンド・スクラップによる適正化の取組に大別される。

このことから、補助金の性質、目的、活動、成果水準及び現状における課題とその改善余地を個別に調査し、当市における補助金等の特性に応じた適正化の基本的な方向性を検討することとした。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）により、国が直接関与している補助金等は、国が主体的に適正化に取り組んでいるため、調査対象外とした。ただし、国が関与していても、執行等に市の裁量が見込まれる場合は、調査対象とし、別表2に示す135の補助金等を調査対象とした。

3 補助金等の調査結果に基づく課題等

調査対象とした補助金等を市の裁量度合い、サンセット方式の可能性、施策別における補助金等の特性及び補助金等の目的妥当性等の視点から検証し、その結果と課題等を次の（1）から（4）までに示す。

補助金・負担金適正化計画

(1) 補助金等の市の裁量性について

補助金等は、国や東京都の負担割合があるもの、市が全額を補助しているものがある。

このことから、「市独自による補助金等」、「国・都の補助はあるものの市の裁量性が強い補助金等」及び「国・都の主体性や市町村間の均衡を図る要素が強く、市の裁量性が弱い補助金等」の3つの区分により検証した。そのうち、市の裁量性が弱い補助金等を次に示す。

補助金等種別	名 称
補助金	魅力ある都市農業育成対策事業補助金
補助金	中山間地域等直接支払い事業補助金
交付金	森林整備地域活動支援事業交付金
補助金	心身障害者通所授産所運営費助成金
補助金	精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等補助金
補助金	精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金
補助金	身体障害者グループホーム補助金
補助金	精神障害者グループホーム運営費補助金
補助金	シルバー人材センター運営費補助金
補助金	老人クラブ助成金
補助金	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金
補助金	認証保育所運営事業補助金
補助金	私立幼稚園就園奨励費補助金
補助金	延長保育事業補助金

《裁量性から検証した課題等》

ア 国又は東京都が負担している補助金等は、その成果の検証などのすべてにおいて、国や東京都の依存が強く、国や東京都の制度改正等により、廃止や補助の縮減等の改革に対して、市の影響度合いの検証が希薄な状態であり、廃止・縮減の実施、要望や他市との均衡による市負担割合の増加となっている傾向が強い。

イ 国や都の関与と市が関与すべき役割を十分に検証する必要がある。

ウ 市の裁量性が強い補助金等は、多角的に検証する必要がある。

(2) 期間限定の補助金等について

予算の縮減管理として、事業費の計上に終期を設定するサンセット方式について、補助金等に導入できるか検証した。期間を限定している補助金等を次に示す。

補助金等種別	名 称	補助金等交付 終了予定年度
補助金	家庭雑排水吸込槽設置事業補助金	H 1 8
補助金	中山間地域等直接支払い事業補助金	H 2 1
交付金	森林整備地域活動支援事業交付金	H 1 8
補助金	秋川溪谷自然人レース補助金	H 1 8
補助金	障害者施設建設費助成金	H 3 5
利子補給金	移転資金利子補給	H 3 1
補助金	郷土芸能公開等事業補助金	H 1 8

《期間限定から検証した課題等》

ア 補助対象者が毎年変化している補助金等の場合

- (ア) 期間限定（サンセット方式）の可能性を明確にしていくためには、事業の成果目標を十分に検証する必要がある。
- (イ) 補助金等が有効な手段であり、補助対象者が毎年変化している場合には、対象の規模が毎年拡大することにより、成果の向上を図る特性がある。このため、この特性に配慮せず、サンセット方式を導入すると、対象を限定することになり、現状の成果が維持できないばかりか低下するなど、今までの補助金等による成果に影響を及ぼす可能性が高くなる。
- (ウ) 事業の目的と成果目標を段階的な目的で検証するとともに、段階的な成果目標を明らかにし、対象を限定、絞込み及び固定の可能性を検証した上で、補助金等の期間限定が可能か検証する必要がある。

イ 補助対象者が変化しない補助金等の場合

- (ア) 補助対象者の活動を目的と手段の関係で、「継続すべき活動」と「一定の成果を得た活動で継続すべきではない活動」、「今後の課題に対応する活動」など、活動を詳細に分析し、その活動と補助金等の目的を精査し、期間限定が可能か検証する必要がある。
- (イ) 補助対象者の活動実績や補助対象者の規模等を経年変化などにより検証して、事業の成果への影響度合いを分析する必要がある。

ウ 補助金等の目的の明確化と「いつまでに、何を、どれだけ（どのように）するか」を明確にした成果目標により、期間限定が可能か検証する必要がある。

エ 補助金等の目的から期間限定の設定ができない理由を補助金等ごとに明確にする必要がある。

補助金・負担金適正化計画

(3) 施策別の検証について

ア 施策財源との検証

施策別に施策一般財源の総額に占める補助金等の割合を検証し、その割合が50パーセントを超える施策とその補助金等を次に示す。

施策名	補助金種別	名称
良好な市街地の整備	補助金	区画整理事業助成金
	補助金	まちづくり協議会運営費補助金
	補助金	武蔵引田駅周辺地区まちづくり協議会補助金
公共交通網の充実	補助金	生活バス路線維持費補助金
	補助金	運営費補助金
地域特性を活かした企業の誘致と既存企業への支援	補助金	商工会事業補助金
	利子補給金	小企業等経営改善資金利子補給金
	利子補給金	中小企業振興資金融資利子補給金
活力ある商業の振興	補助金	商店街振興事業補助金
	補助金	産業祭補助金
	補助金	夏まつり補助金
	補助金	商店街活性化支援事業補助金
	補助金	商店街装飾灯補助金
消費者志向の都市型農業の推進	補助金	魅力ある都市農業育成対策事業補助金
	補助金	中山間地域等直接支払い事業補助金
	補助金	畜産公害防止奨励費補助金
	補助金	産業祭畜産振興補助金
	補助金	酪農ヘルパー利用組合補助金
	補助金	猟友会育成補助金
	補助金	農業振興会農業後継者部補助金
	補助金	農業委員会研修費補助金
	利子補給金	農業振興資金利子補給金
コミュニティ活動の推進	補助金	町内会・自治会運営費補助金
	補助金	町内会館・自治会館維持費補助金
	補助金	町内会・自治会連合会運営費補助金
	補助金	草花苗購入費補助金
	補助金	日照確保対策事業補助金
	補助金	町内会館・自治会館建設費等補助金
	補助金	明るい社会を進める会補助金
	補助金	草花種苗等購入費補助金
	補助金	住民による地域生活環境整備推進事業補助金
	補助金	掲示板建築費補助金
水と緑に密着した生活環境づくりの推進	補助金	合併処理浄化槽設置事業補助金
	補助金	保存樹林管理費等補助金
	補助金	ホテルの里づくりの会等補助金
	補助金	家庭雑排水吸込槽設置事業補助金

《施策財源から検証した課題等》

- (ア) 施策評価の検証と事務事業優先度評価を活用して、改革・改善を誘導する必要がある。
- (イ) 補助金等の財源比率が高い施策では、市の誘導や団体要望による補助金の傾向が顕著であるため、行政の守備範囲と市民の役割を明確にしつつ、行政活動の精査を踏まえて、補助金等のあり方を検証する必要がある。

イ 施策別事務事業相対優先度評価結果からの検証

行政評価における施策の次年度計画を策定する取組において、施策別枠配分による予算編成と連動し、施策の成果向上に貢献する事務事業を特定するため、施策別事務事業相対優先度評価に取り組んでいる。補助金等は、事務事業の手段であることから、この優先度評価結果を用いて、補助金等の改革・改善の方向性を視点別に検証し、その結果を次に示す。

- (ア) 公共関与の妥当性、施策との関連性などから、廃止や目的の絞込みを検証していく補助金等

施策名	補助金等名称
活力ある商業の振興	商店街振興事業補助金
	商店街装飾灯補助金
交通安全の推進	福生交通安全協会秋川支部補助金
	五日市交通安全協会4支部補助金
コミュニティ活動の推進	日照確保対策事業補助金
子育て支援の充実	私立幼稚園教育振興費補助金
	私立幼稚園協会研修費補助金
国際化の推進	外国人学校生徒等保護者負担軽減費補助金
職員の活性化	職員互助会補助金

- (イ) 目的と手段の検証、成果実績、行政活動の適正化などによる手段の適正化を検証していく補助金等

施策名	補助金等名称
消費者志向の都市型農業の推進	農業委員会研修費補助金
文化遺産の保護と活用	郷土芸能連合会補助金
	郷土芸能公開等事業補助金
財政運営の健全化	市有山林分収交付金
効率的かつ効果的な業務執行体制の実現	法律扶助協会東京支部補助金

補助金・負担金適正化計画

(ウ) 補助金等の成果の明確化などを主体とした見直しから検証していく補助金等

施策名	補助金等名称
緑豊かな都市環境の形成	民間遊び場補助金
道路の整備	秋3・3・9号線都道対策協議会補助金
	小宮地区都道整備促進委員会補助金
	主地29号及び市道548号線整備促進協議会補助金
	都道169号線・市道129号線整備促進協議会補助金
活力ある商業の振興	商店街活性化支援事業補助金
消費者志向の都市型農業の推進	産業祭畜産振興補助金
自然と調和した林業の育成	あきる野林業協議会補助金
障害者が一般社会で安心して生活できる支援の充実	障害者施設建設費助成金
	社会化適応訓練費助成金
	障害者団体連絡協議会助成金
子育て支援の充実	私立幼稚園等心身障害児教育費補助金
総合的な地域福祉の推進	遺族会助成金
義務教育の充実	友好姉妹都市親善交流事業補助金
	遠距離通学者補助金（普通学級）
	遠距離通学者補助金（普通学級）
文化遺産の保護と活用	市指定文化財修復事業補助金
市民との協働を目指した市民参加の推進	市民まつり運営費補助金
議会の円滑な運営	政務調査費

《優先度評価結果から検証した課題等》

- ア) 事務事業の評価結果の活用や適切な確認が不十分であることが否めず、評価結果による改革・改善が定着していない。
- イ) 補助金等の目的（手段の妥当性）、事務事業の目的、施策の方向性を検証していく必要がある。

(4) 事務事業評価における目的妥当性と有効性の視点を踏まえた補助金等の検証

補助金等と事務事業の関係は、目的と手段（活動）の関係にある。この関係から事務事業の目的とその目的を達成した場合の成果を明らかにし、目的と成果を効率的かつ効果的に達成する適切な手段の関係が成立するように改革・改善を導く必要がある。

しかしながら、補助金等を手段とする事務事業については、補助金等の手段の妥当性を前提として、事務事業の目的の妥当性を検証していることが多く、目的が抽象的であり、それがゆえに何を意図し、何を目指しているかが明確でないことが多い。

また、目的から踏まえると、補助金等ではなく他の手段を構築することにより、事業の成果向上が見込まれるようなものもある。

このため、今回の調査では、目的妥当性と有効性の視点とともに補助金等の手段の妥当性に重点をおいた調査しており、これらの関係に改善等の余地が見受けられる補助金等を次に示す。

ア 目的妥当性に重点をおいて検証していく必要がある補助金等

1	市有山林分収交付金
2	生活バス路線維持費補助金
3	町内会館・自治会館維持費補助金
4	町内会・自治会連合会運営費補助金
5	日照確保対策事業補助金
6	住民による地域生活環境整備推進事業補助金
7	掲示板建築費補助金
8	猟友会育成補助金
9	農業振興会農業後継者部補助金
10	農業振興資金利子補給金
11	産業祭補助金
12	夏まつり補助金
13	市民まつり運営費補助金
14	小企業等経営改善資金利子補給金
15	あきる野映画祭補助金
16	障害者団体連絡協議会助成金
17	施設運営費補助金
18	認証保育所運営事業補助金
19	住宅耐震診断助成金
20	区画整理事業助成金
21	まちづくり協議会運営費補助金
22	周年記念事業補助金
23	小中学校PTA連合会補助金
24	ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会補助金
25	ヤングミュージックフェスティバル実行委員会助成金
26	文化団体連盟補助金
27	市民文化祭補助金
28	スポーツ・レクリエーション大会実行委員会補助金
29	スポーツと音楽のまち振興協会交付金

補助金・負担金適正化計画

イ 目的妥当性と手段の妥当性の関係を検証していく必要がある補助金等

名 称	
1	中学生海外派遣事業補助金
2	運営費補助金
3	草花種苗等購入費補助金
4	社会化適応訓練費助成金
5	文化活動補助金
6	進路指導対策事業補助金
7	心身障害児宿泊訓練補助金
8	地域教育補助金
9	心身障害児宿泊訓練補助金

ウ 成果と活動の適正化を明確にし、有効性を検証していく必要がある補助金等

名 称	
1	土地開発公社補助金
2	職員互助会補助金
3	町内会・自治会運営費補助金
4	草花苗購入費補助金
5	町内会館・自治会館建設費等補助金
6	明るい社会を進める会補助金
7	電動式生ごみ処理機購入費補助金
8	生ごみ堆肥化容器等購入費補助金
9	浄化槽清掃料金軽減費交付金
10	民間遊び場補助金
11	産業祭畜産振興補助金
12	あきる野林業協議会補助金
13	商工会事業補助金
14	芋煮会と伝統漁法補助金
15	社会福祉協議会補助金
16	遺族会助成金
17	敬老の日町内会・自治会補助金
18	私立幼稚園等心身障害児教育費補助金
19	運営委員会補助金
20	秋3・3・9号線都道対策協議会補助金
21	小宮地区都道整備促進委員会補助金
22	主地29号及び市道548号線整備促進協議会補助金
23	都道169号線・市道129号線整備促進協議会補助金
24	政務調査費
25	友好姉妹都市親善交流事業補助金
26	スポーツ少年団補助金

エ 手段の適正化を明確にし、有効性を検証していく必要がある補助金等

名 称	
1	商店街振興事業補助金
2	商店街装飾灯補助金

オ 手段の仕様の適正化を明確にし、効率性を検証していく必要がある補助金等

名 称	
1	修学旅行補助金（中学校）
2	修学旅行補助金（小学校）
3	移動教室補助金（中学校）

カ 目的妥当性がないもの、既に当初の目的は達成、成果の維持あるいは向上は不要など、廃止を視野に検証していく必要がある補助金等

名 称	
1	家庭雑排水吸込槽設置事業補助金
2	間伐促進対策事業補助金
3	森林整備地域活動支援事業交付金
4	商店街活性化支援事業補助金
5	秋川溪谷自然人レース補助金
6	障害者施設建設費助成金
7	私立幼稚園教育振興費補助金
8	私立幼稚園協会研修費補助金
9	外国人学校生徒等保護者負担軽減費補助金
10	あきる野市小学校校長会補助金
11	あきる野市小学校副校長会補助金
12	あきる野市中学校校長会補助金
13	あきる野市中学校副校長会補助金

※ 所管部署において、廃止の方向性を踏まえている補助金等を含む。

補助金・負担金適正化計画

4 運用されている補助金等の適正化の方向性について

前述3に示す補助金等の様々な課題に対応して補助金等の適正化を図るためには、一律的に設定した適正化基準では、適正化を図る上で有効な手段とならないだけでなく、抜本的な改革・改善を導けない恐れや公平性等に問題を起こす可能性がある。

このような問題の要因として考えられることは、

- 補助金等により、補助対象者がそれぞれ異なっていることは当然のことながら、その補助対象者に多種多様な一面（補助対象者の意図）を持っていること。
- 行政と補助対象者の結びつきの度合いが異なっていること。
- 補助対象者の規模や活動量が大きく異なっていること。

などが挙げられ、一律的な適正化基準の運用では、これらの補助対象の特性をとらえることができずに、運用のバラツキが発生する恐れがある。

また、補助対象者の特性をこの調査によって把握できたが、更に検証すべき問題として、補助金等を担当する部署以外で、同じ補助対象者に補助金等と類似した行政活動をしていることが少なからずある。

例えば、ある団体が活動する場として公共施設を利用する場合、施設使用料の受益者負担が発生するが、団体となるとその活動から減免等の措置がされていることが多い。

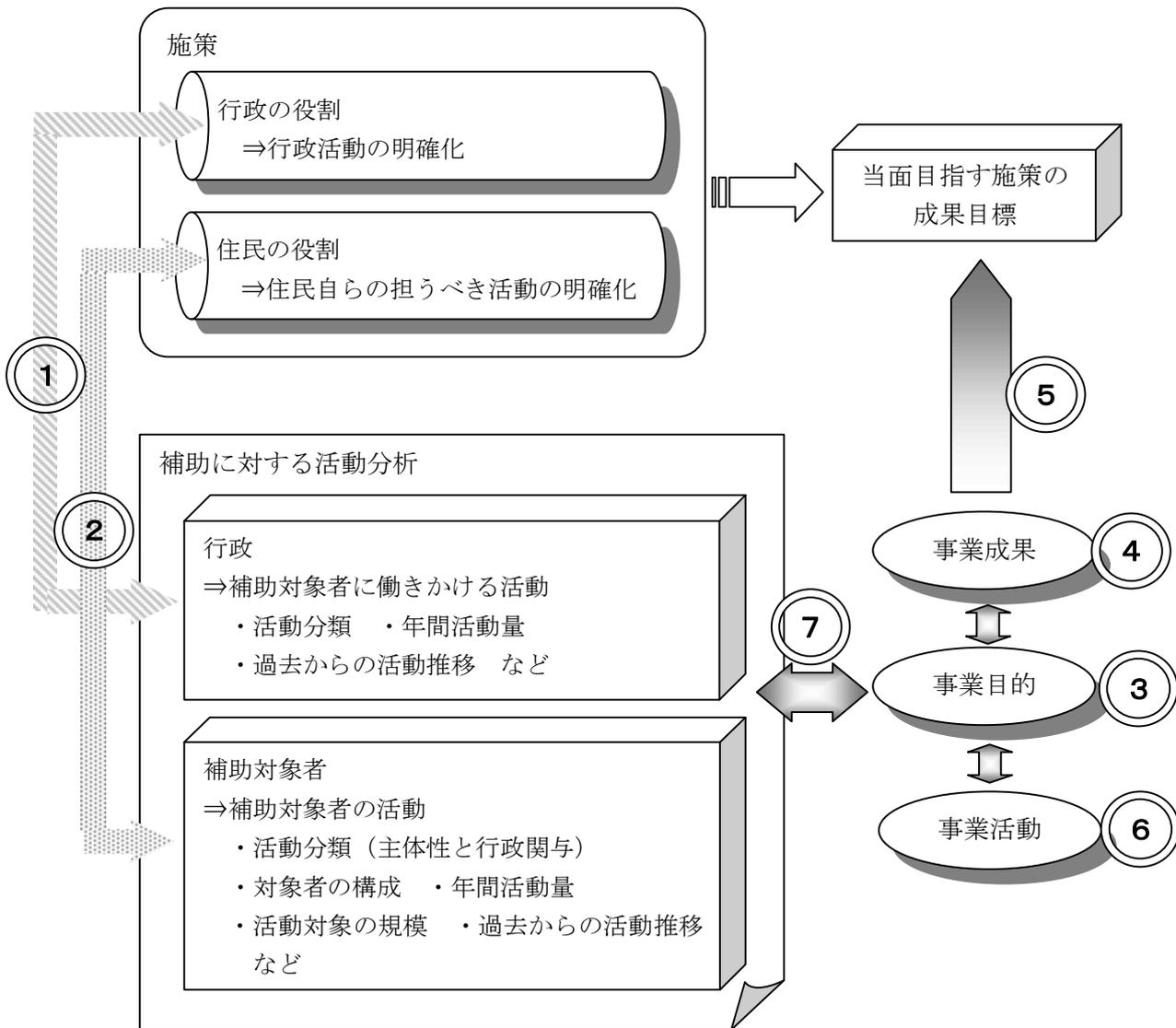
つまり、「補助金等における活動支援」＋「減免による活動支援」＝「団体の活動支援」となっていることについては、的確に把握ができていない状況である。

このようなことから、現状では、補助対象者＝受益者という側面が否めないが、地方分権の推進、少子高齢化や団塊世代の大量退職による社会経済情勢の変化、住民自治の強化、行政と市民の協働など、自治体を取り巻く環境が大きく変化しており、単に受益者の側面だけではなく、補助対象者の活動を的確に把握し、補助対象者＝パートナーシップの関係を視野にいれて、委託民営化における行政の守備範囲の方向性や受益者負担適正化の方向性なども踏まえながら補助金等の適正化を検証していく必要がある。

以上、補助金等の現状における課題を踏まえ、補助金等の適正化を図る基本的な方向性を次に示す。

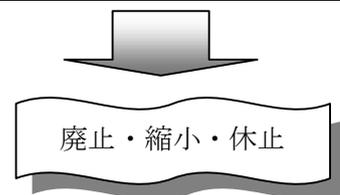
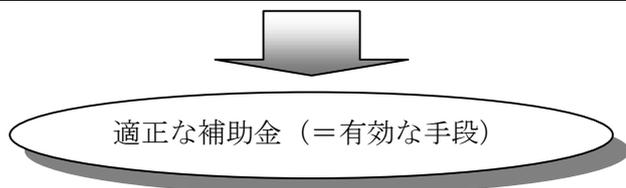
- (1) 補助金等の目的と成果水準の実績を明らかにするとともに、その分析と補助金等交付対象者の活動を客観的に把握する。
- (2) 改革・改善の着眼点と適正な視点を明らかにした適正化推進計画を補助金ごとに策定し、適正化を図る。
- (3) 現状における補助金等の課題に対応した適正化検証フローを次に示し、このフローに基づき、適正化を図る。

《補助金等適正化検証フロー》



《補助金等適正化検証フローに基づく改革・改善の視点》

フロー	適正化検証内容	改善余地がある場合
①	行政の役割と行政活動の結びつき ・結びつきの妥当性 ・活動の改善余地	改善の余地がある場合は、 ③～⑥までの検証後に改善 余地を検証。
②	住民の役割と補助対象者の活動との結びつき ・結びつきの妥当性 ・結びつく場合の補助対象者規模の適正化余地 ・活動量の適正化余地	
③	事務事業の目的 ・目的の適正化余地 ・有効性の適正化余地と目的のステップ化余地	改革・改善の余地がある場 合は、適正化を図り、⑤ へ
④	事務事業成果 ・成果の向上余地 ・成果の推移	
⑤	施策への成果貢献度合い ・施策成果への結びつきの妥当性	貢献しない場合は、③の 目的のステップ化により貢 献するか検証する。 －貢献する場合－ ⑥の手段の適正化におい て、現状の手段も含めて適 正化を図る。
⑥	事務事業における手段（活動） ・手段の適正化余地	
⑦	補助金の活動と事務事業の活動 ・結びつきの妥当性 ・補助金の活動の適正化余地	



フローのいずれかに適正化の方向性が導けない場合

IV 新たに導入する負担金及び補助金等の適正化の基本的な方向性について

1 これまでの取組について

負担金及び補助金等（以下「負担金等」という。）の適正化に向けた取組については、平成9年度から平成13年度までを計画期間とする「あきる野市行政改革大綱」で取り組んできた。

この取組では、負担金等の実態把握からサンセット方式による負担金等の廃止とともに、実質的に適用はされなかったが、経常収支比率が95パーセントを超えた場合にすべての補助金等を一律10パーセントカットする方針により、適正化に取り組んできた経緯がある。

そして、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「あきる野市行政改革推進プラン」及び「実施計画」に基づき、本計画では、更に適正な負担金等のあり方を評価等の新たなツールを活用し、現状の課題を中心としながら、適正化に向けた基本的な方向性を示した。

本計画の検討に当たっては、現状における負担金等の適正化が主題であったが、負担金等の課題としては、開始当初において、負担金等の手段ありきであり、目的が後付となっているような負担金等は、「一度やったらやめられない」という問題先送りの構造になっていることが大きな課題である。また、このような負担金等の是正には、改善に対する活動コストの負担が相当重くのしかかってくる状況である。

2 新たに導入する負担金等の適正化の基本的な方向性について

前述のⅢまでについては、現状の負担金等の適正化を改革・改善の視点でその方向性を示しているものであるが、今後、新たに導入する負担金等については、これまでの取組を踏まえ、現状における負担金等と同様の課題が生じないように「負担金等の手段ありき」ではなく、「目的を実現する効果的な手段＝負担金等」の行政活動として、適正な運用を図る必要がある。

このため、今後、新たに導入する負担金等の導入時における適正化の方向性を次に示す。

- (1) 目的の明確化と目的達成の目標を明確にする。
- (2) 適切な目的の設定とその目的を実現する有効な手段として、負担金等の妥当性（手段の妥当性）の検証と仕様の適正化を図る。
- (3) 負担金等の手段における廃止、休止及び完了要件を明確にする。

補助金・負担金適正化計画

補助金・負担金検討対象一覧表

別表 1

款	項	目	事業	予算事業名称	細節(性質)	名称	所属
7	1	4	203950	観光宣伝経費	負担金(協議会等)	大多摩観光連盟負担金	商工観光課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	秋川流域市町村視聴覚教育協議会負担金	指導・学務課
2	1	1	200070	儀式交際関係経費	負担金(協議会等)	東京都市長会負担金	秘書広報課
2	1	9	900770	交通安全対策事業経費	負担金(協議会等)	福生交通安全協会負担金	地域振興課
2	1	6	100410	企画関係経費	負担金(協議会等)	西多摩地域広域行政圏協議会人件費負担金	企画課
2	1	9	900770	交通安全対策事業経費	負担金(協議会等)	五日市交通安全協会負担金	地域振興課
2	1	7	800510	防犯対策事業経費	負担金(協議会等)	福生警察署管内防犯協会負担金	地域振興課
2	1	7	800510	防犯対策事業経費	負担金(協議会等)	五日市防犯協会負担金	地域振興課
2	1	6	100410	企画関係経費	負担金(協議会等)	西多摩地域広域行政圏協議会事務費負担金	企画課
6	1	1	103520	農業委員会の運営に要する経費	負担金(協議会等)	都農業会議賛助員負担金	農林課
2	1	1	400090	職員管理経費	負担金(協議会等)	東京都市町村公平委員会負担金	職員課
9	1	2	304630	消防団運営経費	負担金(協議会等)	西多摩地区消防団連絡協議会負担金	地域振興課
3	1	1	501280	社会を明るくする運動・保護司関係経費	負担金(協議会等)	西多摩保護観察協会負担金	生活福祉課
1	1	1	100010	議会運営経費	負担金(協議会等)	全国市議会議長会負担金	議会事務局
2	1	1	200070	儀式交際関係経費	負担金(協議会等)	全国市長会負担金	秘書広報課
6	2	2	403810	林業振興一般経費	負担金(協議会等)	東京都治山林道協会負担金	農林課
3	1	1	101270	社会福祉委員関係経費	負担金(協議会等)	東京都民生・児童委員連合会負担金	生活福祉課
10	3	3	101720	中学校学校保健体育経費	負担金(協議会等)	東京都中学校体育連盟負担金	指導・学務課
2	1	8	200521	電子申請・電子調達サービス共同運営事業経費	負担金(協議会等)	東京電子自治体共同運営協議会負担金	情報システム課
9	1	2	304630	消防団運営経費	負担金(協議会等)	西多摩地区消防団連絡協議会常任理事会・理事会負担金	地域振興課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	東京都中学校長会等負担金	指導・学務課
1	1	1	100010	議会運営経費	負担金(協議会等)	秋川流域市町村議会正副議長会負担金	議会事務局
2	1	2	200240	市民相談事業経費	負担金(協議会等)	多摩西人権擁護委員協議会等負担金	秘書広報課
9	1	2	304630	消防団運営経費	負担金(協議会等)	東京都消防協会負担金	地域振興課
3	1	4	102350	高齢者福祉一般経費	負担金(協議会等)	多摩地域福祉有償運送協議会負担金	高齢者支援課
1	1	1	100010	議会運営経費	負担金(協議会等)	東京都市議会議長会負担金	議会事務局
2	1	8	200521	電子申請・電子調達サービス共同運営事業経費	負担金(協議会等)	電子調達運営負担金	情報システム課
9	1	2	304630	消防団運営経費	負担金(協議会等)	三多摩消防団連絡協議会負担金	地域振興課
3	1	1	101270	社会福祉委員関係経費	負担金(協議会等)	全国民生・児童委員互助共励会費	生活福祉課
8	3	1	104360	都市計画総務一般経費	負担金(協議会等)	都市計画協会負担金	都市計画課
9	1	4	5004720	急傾斜地崩壊防止事業経費	負担金(協議会等)	東京都砂防協会負担金	地域振興課
10	1	2	301600	教育委員会事務局学務一般経費	負担金(協議会等)	西多摩地区市町村結核対策委員会負担金	指導・学務課
9	1	2	304630	消防団運営経費	負担金(協議会等)	秋川流域消防連絡協議会負担金	地域振興課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	東京都中学校副校長会等負担金	指導・学務課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	西多摩中学校長会負担金	指導・学務課
2	1	8	2300524	総合行政システム運用管理事業経費	負担金(協議会等)	地方自治情報センター会費	情報システム課
2	1	9	900770	交通安全対策事業経費	負担金(協議会等)	福生警察署管内交通安全対策協議会連合会負担金	地域振興課
1	1	1	100010	議会運営経費	負担金(協議会等)	諸会議出席負担金	議会事務局
2	4	1	101120	選挙管理委員会管理経費	負担金(協議会等)	東京都市選挙管理委員会連合会負担金	選挙管理委員会事務局
8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	負担金(協議会等)	首都圏中央連絡道路促進協議会負担金	まちづくり推進課
6	1	1	103520	農業委員会の運営に要する経費	負担金(協議会等)	西多摩農業委員会連合会負担金	農林課
6	1	6	103730	地籍調査に要する経費	負担金(協議会等)	全国国土調査協会負担金	用地課
6	1	3	103610	農業振興に要する経費	負担金(協議会等)	西多摩農業改良普及事業協議会負担金	農林課
8	1	1	104010	市道管理に要する経費	負担金(協議会等)	東京河川改修促進連盟分担金	建設課
1	1	1	100010	議会運営経費	負担金(協議会等)	関東市議会議長会負担金	議会事務局
4	1	1	103070	保健衛生一般経費	負担金(協議会等)	薬物乱用防止推進秋川地区協議会負担金	健康課
6	1	4	103680	畜産業振興に要する経費	負担金(協議会等)	八王子市食肉処理場運営協議会負担金	農林課
2	1	6	100410	企画関係経費	負担金(協議会等)	三鷹・立川間立体化複々線促進協議会負担金	企画課
3	1	4	102350	高齢者福祉一般経費	負担金(協議会等)	(社)全国シルバー人材センター賛助会負担金	高齢者支援課
2	1	6	100410	企画関係経費	負担金(協議会等)	秋川流域開発振興協議会負担金	企画課
2	2	1	100910	課税一般経費(共通)	負担金(協議会等)	西多摩地区市町村税務協議会負担金	課税課
8	3	1	104360	都市計画総務一般経費	負担金(協議会等)	初雁地区土地利用促進協議会負担金	都市計画課
8	1	1	104010	市道管理に要する経費	負担金(協議会等)	多摩川流域協議会分担金	建設課
8	1	1	104010	市道管理に要する経費	負担金(協議会等)	東京都総合治水対策協議会負担金	建設課
8	1	1	104010	市道管理に要する経費	負担金(協議会等)	福生警察署管内道路交通安全施設対策協議会負担金	建設課
10	4	3	506430	青少年委員経費	負担金(協議会等)	東京都青少年委員連合会負担金	社会教育課
3	1	1	101270	社会福祉委員関係経費	負担金(協議会等)	全国民生・児童委員連合会会費	生活福祉課

補助金・負担金検討対象一覧表

別表 1

款	項	目	事業	予算事業名称	細節(性質)	名称	所属
2	2	1	100910	課税一般経費(共通)	負担金(協議会等)	(財)東京都税務協会負担金	課税課
10	1	1	104730	教育委員会運営経費	負担金(協議会等)	東京都市町村教育委員会連合会負担金	庶務課
10	5	1	206650	体育指導委員関係経費	負担金(協議会等)	東京都体育指導委員協議会負担金	体育課
10	1	2	104760	教育委員会事務局庶務一般経費	負担金(協議会等)	東京都市教育長会負担金	庶務課
6	1	6	103730	地籍調査に要する経費	負担金(協議会等)	東京都国土調査推進協議会負担金	用地課
8	1	1	104010	市道管理に要する経費	負担金(協議会等)	秋川・平井川河川連絡協議会負担金	建設課
2	1	1	200070	儀式交際関係経費	負担金(協議会等)	全国市長会関東支部負担金	秘書広報課
8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	負担金(協議会等)	関東国道協会負担金	まちづくり推進課
1	1	1	100010	議会運営経費	負担金(協議会等)	三多摩上下水及び道路建設促進協議会負担金	議会事務局
10	4	5	106490	図書館一般経費	負担金(協議会等)	日本図書館協会負担金	図書館
2	6	1	101250	監査委員関係経費	負担金(協議会等)	全国都市監査委員会負担金	監査委員事務局
2	4	1	101120	選挙管理委員会管理経費	負担金(協議会等)	全国市区選挙管理委員会連合会負担金	選挙管理委員会事務局
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	東京都公立小学校事務職員会負担金	指導・学務課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	東京都教育会負担金	指導・学務課
8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	負担金(協議会等)	東京都街路事業促進協議会負担金	まちづくり推進課
3	2	7	102770	児童館管理運営経費	負担金(協議会等)	東京都公立厚生施設連絡協議会負担金	児童課
8	3	2	104440	土地区画整理事業一般経費	負担金(協議会等)	街づくり区画整理協会負担金	まちづくり推進課
2	6	1	101250	監査委員関係経費	負担金(協議会等)	東京都市監査委員会負担金	監査委員事務局
4	1	5	403330	生活排水対策推進事業経費	負担金(協議会等)	全国生活排水対策重点地域指定市町村連絡協議会負担金	環境課
2	1	6	100410	企画関係経費	負担金(協議会等)	多摩地域都市モノレール等建設促進協議会負担金	企画課
6	1	1	103520	農業委員会の運営に要する経費	負担金(協議会等)	農業委員会会長研究会負担金	農林課
6	1	1	103520	農業委員会の運営に要する経費	負担金(協議会等)	西多摩地方農業委員会連合会視察研修負担金	農林課
8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	負担金(協議会等)	首都道路協議会負担金	まちづくり推進課
10	5	2	606730	秋川体育館管理運営経費	負担金(協議会等)	高圧ガス保安協会会費	体育課
1	1	1	100010	議会運営経費	負担金(協議会等)	秋川南岸道路建設促進協議会負担金	議会事務局
8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	負担金(協議会等)	道路整備促進期成同盟会東京都協議会負担金	まちづくり推進課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	東京都へき地教育研究協議会負担金	指導・学務課
10	4	1	106220	社会教育総務一般経費	負担金(協議会等)	東京都市町村社会教育委員連絡協議会負担金	社会教育課
10	4	6	306590	郷土館管理運営経費	負担金(協議会等)	日本博物館協会負担金	社会教育課
10	1	1	104730	教育委員会運営経費	負担金(協議会等)	東京都市町村教育委員会連合会視察研修負担金	庶務課
2	1	2	100230	広報関係経費	負担金(協議会等)	日本広報協会負担金	秘書広報課
10	1	2	204770	学校施設一般経費	負担金(協議会等)	公立学校施設整備期成会負担金	庶務課
10	2	3	101670	小学校学校保健体育経費	負担金(協議会等)	(財)東京都学校保健会負担金	指導・学務課
2	5	1	101180	統計一般経費	負担金(協議会等)	東京都統計協会負担金	総務課
2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	負担金(協議会等)	西多摩地区自治会・町内会連合会長会負担金	地域振興課
2	2	1	500950	課税一般経費(固定資産税・家屋)	負担金(協議会等)	西多摩地区市町村資産課税事務連絡協議会負担金	課税課
4	1	5	403330	生活排水対策推進事業経費	負担金(協議会等)	東京都合併処理浄化槽普及促進協議会負担金	環境課
6	1	5	103690	農地整備に要する経費	負担金(協議会等)	東京都土地改良事業団体連合会負担金	農林課
2	1	2	200240	市民相談事業経費	負担金(協議会等)	行政相談委員連絡協議会等負担金	秘書広報課
2	1	4	100280	会計関係経費	負担金(協議会等)	東京都都市収入役会負担金	会計課
10	4	7	206615	秋川キララホール運営事業経費	負担金(協議会等)	全国公立文化施設協会負担金	秋川キララホール
6	1	3	103610	農業振興に要する経費	負担金(協議会等)	農林統計協会負担金	農林課
6	2	2	403810	林業振興一般経費	負担金(協議会等)	全国森林環境水源税創設促進連盟負担金	農林課
2	1	1	200070	儀式交際関係経費	負担金(協議会等)	全国都市問題会議負担金	秘書広報課
1	1	1	100010	議会運営経費	負担金(協議会等)	西多摩地区議長会負担金	議会事務局
9	1	2	304630	消防団運営経費	負担金(協議会等)	東京都消防協会総会負担金	地域振興課
8	1	1	104010	市道管理に要する経費	負担金(協議会等)	多摩川整備促進協議会分担金	建設課
2	1	6	100410	企画関係経費	負担金(協議会等)	J R五日市線複線化促進協議会負担金	企画課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	東京都公立中学校事務職員会負担金	指導・学務課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	東京都市指導主事会負担金	指導・学務課
10	1	2	104760	教育委員会事務局庶務一般経費	負担金(協議会等)	全国都市教育長協議会負担金	庶務課
2	1	1	1800160	固定資産評価審査委員会運営に要する経費	負担金(協議会等)	審査事務協議会定期協議会負担金	総務課
8	2	3	5204150	道路用地事業経費	負担金(協議会等)	東京地区用地対策連絡協議会負担金	用地課
10	4	7	206615	秋川キララホール運営事業経費	負担金(協議会等)	多摩公立文化施設協議会負担金	秋川キララホール
6	2	2	403810	林業振興一般経費	負担金(協議会等)	東京都市町村林野振興対策協議会負担金	農林課
2	6	1	101250	監査委員関係経費	負担金(協議会等)	関東都市監査委員会負担金	監査委員事務局
10	1	1	104730	教育委員会運営経費	負担金(協議会等)	関東甲信静市町村教育委員会連合会総会負担金	庶務課

補助金・負担金適正化計画

補助金・負担金検討対象一覧表

別表 1

款	項	目	事業	予算事業名称	細節(性質)	名称	所属
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	東京都公立教育相談所連盟負担金	指導・学務課
1	1	1	100010	議会運営経費	負担金(協議会等)	東京都市区議会議長会負担金	議会事務局
10	1	2	104760	教育委員会事務局庶務一般経費	負担金(協議会等)	関東地区都市教育長協議会総会負担金	庶務課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	東京都特殊学級設置校長協会負担金	指導・学務課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	東京都公立学校難聴言語障害教育研究協議会負担金	指導・学務課
2	1	6	400420	企画調整関係経費	負担金(協議会等)	防衛施設周辺整備全国協議会負担金	企画課
10	3	3	101720	中学校学校保健体育経費	負担金(協議会等)	(財)東京都学校保健会負担金	指導・学務課
6	1	5	103690	農地整備に要する経費	負担金(協議会等)	東京都農道台帳作成管理協議会負担金	農林課
2	1	1	500100	職員安全衛生管理経費	負担金(協議会等)	青梅労働安全基準協会負担金	職員課
2	3	1	201040	戸籍台帳関係経費	負担金(協議会等)	東京都外国人登録事務協議会負担金	市民課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(協議会等)	西多摩中学校副校長会負担金	指導・学務課
3	4	1	103020	年金総務に要する経費	負担金(協議会等)	東京都国民年金協議会負担金	保険年金課
4	1	5	103310	公害対策に要する経費	負担金(協議会等)	東京都市公害事務連絡協議会負担金	環境課
2	1	4	100280	会計関係経費	負担金(協議会等)	西多摩地区収入役会負担金	会計課
2	5	1	101180	統計一般経費	負担金(協議会等)	東京都市統計協議会負担金	総務課
8	3	2	104440	土地区画整理事業一般経費	負担金(協議会等)	東京都新都市建設公社関係市町連絡協議会負担金	まちづくり推進課
10	4	6	306590	郷土館管理運営経費	負担金(協議会等)	三多摩公立博物館協議会負担金	社会教育課
4	1	5	403330	生活排水対策推進事業経費	負担金(協議会等)	秋川・平井川流域生活排水対策連絡協議会負担金	環境課
8	1	1	104010	市道管理に要する経費	負担金(協議会等)	東京都区市町村技術管理連絡協議会負担金	建設課
10	1	2	104760	教育委員会事務局庶務一般経費	負担金(協議会等)	東京都教育委員会・東京都市教育長連絡会負担金	庶務課
10	4	5	106490	図書館一般経費	負担金(協議会等)	東京都市町村立図書館長協議会負担金	図書館
6	1	3	103610	農業振興に要する経費	負担金(協議会等)	西多摩地区茶振興協議会負担金	農林課
2	3	1	101030	住民基本台帳関係経費	負担金(協議会等)	市町村戸籍住民基本台帳事務協議会西多摩支部負担金	市民課
3	4	1	103020	年金総務に要する経費	負担金(協議会等)	日本国民年金協会負担金	保険年金課
2	1	1	300080	文書事務経費	負担金(協議会等)	西多摩地区文書事務研究会負担金	総務課
2	1	4	100280	会計関係経費	負担金(協議会等)	関東都市収入役会負担金	収入役 会計課 出納係
9	1	1	104620	消防事務委託関係経費	負担金(協議会等)	三多摩地区消防運営協議会負担金	地域振興課
2	4	2	101140	常時啓発等に要する経費	負担金(協議会等)	東京都市明るい選挙推進協議会連合会負担金	選挙管理委員会事務局
10	6	1	106770	給食庶務一般経費	負担金(協議会等)	多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会負担金	学校給食課
2	1	6	400420	企画調整関係経費	負担金(協議会等)	企画研究会第1ブロック負担金	企画課
2	1	7	800510	防犯対策事業経費	負担金(協議会等)	福生警察署管内公益企業等暴力対策協議会負担金	地域振興課
2	4	1	101120	選挙管理委員会管理経費	負担金(協議会等)	全国市区選挙管理委員会連合会東京支部負担金	選挙管理委員会事務局
10	1	2	104760	教育委員会事務局庶務一般経費	負担金(協議会等)	関東地区都市教育長協議会負担金	庶務課
10	6	1	106770	給食庶務一般経費	負担金(協議会等)	西多摩地区学校栄養士連絡会負担金	学校給食課
2	1	6	400420	企画調整関係経費	負担金(協議会等)	北方領土の返還を求める都民会議負担金	企画課
8	3	2	104440	土地区画整理事業一般経費	負担金(協議会等)	東京土地区画整理事業推進連盟分担金	まちづくり推進課
2	1	4	100280	会計関係経費	負担金(協議会等)	全国都市収入役会負担金	会計課
1	1	1	100010	議会運営経費	負担金(協議会等)	北方領土の返還を求める都民会議負担金	議会事務局
2	3	1	101030	住民基本台帳関係経費	負担金(協議会等)	市町村戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	市民課
3	3	1	202970	生活保護法事務事業経費(保護事務)	負担金(協議会等)	東京都市福祉事務所査察指導員連絡協議会負担金	生活福祉課
7	1	4	203950	観光宣伝経費	負担金(協議会等)	財団法人東京観光財団賛助会費	商工観光課
2	1	1	1000120	研修事業経費	負担金(研修会等)	派遣研修等負担金	職員課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(研修会等)	西多摩中学校教育研究会負担金	指導・学務課
2	4	1	101120	選挙管理委員会管理経費	負担金(研修会等)	東京都市選挙管理委員会連合会委員長研修会負担金	選挙管理委員会事務局
2	1	1	2000170	ISO14001に要する経費	負担金(研修会等)	研修参加負担金	総務課
3	2	5	102690	市立保育所運営事業経費	負担金(研修会等)	保育士研修会参加負担金	児童課
9	1	4	404690	地震・台風等災害対策経費	負担金(研修会等)	秋川流域水防訓練負担金	地域振興課
10	5	1	206650	体育指導委員関係経費	負担金(研修会等)	体育指導委員研修会等負担金	体育課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(研修会等)	多摩地区障害児教育研究会負担金	指導・学務課
3	2	7	102770	児童館管理運営経費	負担金(研修会等)	研修会等参加負担金	児童課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(研修会等)	東京都養護教諭研究会負担金	指導・学務課
8	4	1	104600	市営住宅維持管理経費	負担金(研修会等)	公営住宅管理研修会負担金	建設課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(研修会等)	臨床心理士業務負担研修参加負担金	指導・学務課
3	1	1	101270	社会福祉委員関係経費	負担金(研修会等)	西多摩地区民生・児童委員長等合同研修会負担金	生活福祉課
2	4	2	101140	常時啓発等に要する経費	負担金(研修会等)	四市(昭島、福生、羽村、あきる野)合同研修会負担金	選挙管理委員会事務局
2	1	1	100060	庶務事務経費	負担金(研修会等)	安全運転管理者受講料負担金	総務課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(研修会等)	全国公立小中学校事務職員研究会負担金	指導・学務課

補助金・負担金検討対象一覧表

別表 1

款	項	目	事業	予算事業名称	細節(性質)	名称	所属
2	1	1	200070	儀式交際関係経費	負担金(研修会等)	視察研修会負担金	秘書広報課
2	1	1	100060	庶務事務経費	負担金(研修会等)	人権問題研修等負担金	総務課
2	1	9	900770	交通安全対策事業経費	負担金(研修会等)	五日市交通安全協会4支部研修会負担金	地域振興課
2	2	1	400940	課税一般経費(固定資産税・土地)	負担金(研修会等)	土地評価研修会負担金	課税課
2	1	9	900770	交通安全対策事業経費	負担金(研修会等)	福生交通安全協会秋川支部研修会負担金	地域振興課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(研修会等)	東京都特別支援教育研究会負担金	指導・学務課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(研修会等)	東京都小中学校環境教育研究会負担金	指導・学務課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(研修会等)	東京都学校安全教育研究会負担金	指導・学務課
2	4	1	101120	選挙管理委員会管理経費	負担金(研修会等)	全国市区選挙管理委員会連合会研修会負担金	選挙管理委員会事務局
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(研修会等)	東京都公立学校情緒障害教育研究会負担金	指導・学務課
10	1	1	104730	教育委員会運営経費	負担金(研修会等)	東京都市町村教育委員会連合会研修会負担金	庶務課
10	6	1	106770	給食庶務一般経費	負担金(研修会等)	東京都福祉保健局栄養技術講習会負担金	学校給食課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(研修会等)	東京都学校教育相談研究会負担金	指導・学務課
2	1	1	1800160	固定資産評価審査委員会運営に要する経費	負担金(研修会等)	運営関係研修会負担金	総務課
6	2	2	403810	林業振興一般経費	負担金(研修会等)	市町村治山林道研修負担金	農林課
3	2	5	102690	市立保育所運営事業経費	負担金(研修会等)	秋川地区集団給食研究会参加負担金	児童課
10	6	1	106770	給食庶務一般経費	負担金(研修会等)	西多摩保健所秋川地区特定給食研究会負担金	学校給食課
9	1	2	304630	消防団運営経費	負担金(研修会等)	消防団員専科教育負担金	地域振興課
10	1	2	301600	教育委員会事務局学務一般経費	負担金(研修会等)	研修・研究会負担金	指導・学務課
3	4	1	103020	年金総務に要する経費	負担金(研修会等)	西多摩地区市町村国民年金事務研究会負担金	保険年金課
3	1	5	102530	ふれあいセンター管理費	負担金(研修会等)	防火管理者講習会負担金	健康課
3	2	7	102770	児童館管理運営経費	負担金(研修会等)	東京都市町村厚生施設関係職員事務研究会負担金	児童課
10	6	1	506800	給食センター運営一般経費(五日市)	負担金(研修会等)	危険物取扱者講習会負担金	学校給食課
10	6	1	106770	給食庶務一般経費	負担金(研修会等)	東京都学校給食研究会負担金	学校給食課
9	1	2	304630	消防団運営経費	負担金(研修会等)	幹部団員宿泊研修負担金	地域振興課
2	1	1	1800160	固定資産評価審査委員会運営に要する経費	負担金(研修会等)	固定資産評価事務中央研修会負担金	総務課
9	1	2	304630	消防団運営経費	負担金(研修会等)	消防団幹部視察研修負担金	地域振興課
2	2	1	500950	課税一般経費(固定資産税・家屋)	負担金(研修会等)	税務職員研修会負担金	課税課
2	6	1	101250	監査委員関係経費	負担金(研修会等)	全国都市監査連合会講習会負担金	監査委員事務局
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(研修会等)	あきる野市小学校教育研究会負担金	指導・学務課
10	4	8	106630	あきる野ルビア管理経費	負担金(その他)	管理組合負担金	あきる野ルビア
9	1	2	304630	消防団運営経費	負担金(その他)	消防団員等災害補償等組合負担金	地域振興課
9	1	3	5204680	消防水利整備経費	負担金(その他)	消火栓維持管理費負担金	地域振興課
9	1	3	5204680	消防水利整備経費	負担金(その他)	消火栓新設工事負担金	地域振興課
8	3	4	5104520	雨水幹線整備事業経費	負担金(その他)	雨水幹線工事負担金	下水道課
10	2	3	101670	小学校学校保健体育経費	負担金(その他)	独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金	指導・学務課
9	1	4	5004720	急傾斜地崩壊防止事業経費	負担金(その他)	伊奈急傾斜地崩壊防止工事費負担金	地域振興課
7	1	4	703990	あるきたくなる街あきる野整備事業経費	負担金(その他)	観光ルート連絡道路電線地中化負担金	企画課
6	1	5	403710	取水堰整備に要する経費	負担金(その他)	河川応急対策事業小庄堰整備負担金	農林課
10	3	3	101720	中学校学校保健体育経費	負担金(その他)	独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金	指導・学務課
10	3	3	101720	中学校学校保健体育経費	負担金(その他)	対外活動参加負担金	指導・学務課
7	1	4	203950	観光宣伝経費	負担金(その他)	西多摩地域広域行政圏協議会共同事業負担金	商工観光課
10	5	1	306660	社会体育振興経費	負担金(その他)	西多摩地域広域行政圏協議会体育事業負担金	体育課
4	1	1	103070	保健衛生一般経費	負担金(その他)	西多摩医師会予防接種事業等負担金	健康課
2	1	6	5300480	国際化推進事業経費	負担金(その他)	中学生海外派遣事業引率者負担金	企画課
10	5	1	306660	社会体育振興経費	負担金(その他)	東京都市町村総合体育大会負担金	体育課
4	1	1	103070	保健衛生一般経費	負担金(その他)	伝染病院起債償還費負担金青梅市立総合病院分	健康課
10	3	2	101700	中学校教育振興経費	負担金(その他)	文化活動参加負担金	指導・学務課
6	2	2	403810	林業振興一般経費	負担金(その他)	「東京の森と木」統合WEBサイト負担金	農林課
10	4	5	106490	図書館一般経費	負担金(その他)	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域事業負担金	図書館
2	2	1	400940	課税一般経費(固定資産税・土地)	負担金(その他)	資産評価システム研究センター負担金	課税課
7	1	4	403970	観光総務一般経費	負担金(その他)	市民旅行負担金	商工観光課
8	4	1	104600	市営住宅維持管理経費	負担金(その他)	共益費負担金	建設課
8	2	6	5004340	交通安全施設整備経費	負担金(その他)	道路照明添架負担金	建設課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	負担金(その他)	小学校移動教室実地踏査負担金	指導・学務課
8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	負担金(その他)	東京都道路整備事業推進大会負担金	まちづくり推進課
2	5	1	101180	統計一般経費	負担金(その他)	都市とうけい負担金	総務課

補助金・負担金適正化計画

補助金・負担金検討対象一覧表

別表 1

款	項	目	事業	予算事業名称	細節(性質)	名称	所属
10	4	6	306590	郷土館管理運営経費	負担金(その他)	多摩郷土誌フェア負担金	社会教育課
10	2	1	101620	小学校維持管理経費	負担金(その他)	校外活動付添介助員経費負担金	指導・学務課
10	3	1	101680	中学校維持管理経費	負担金(その他)	校外活動付添介助員経費負担金	指導・学務課
2	1	9	100760	交通災害共済事務事業経費	負担金(その他)	交通災害共済公費負担金	地域振興課
4	1	2	303210	母子保健事業経費	負担金(その他)	事務取扱手数料等	健康課
2	4	90	101150	市議会議員選挙執行経費	負担金(その他)	選挙運動用自動車使用の公営	選挙管理委員会事務局
10	3	2	206960	秋多中学校教育振興経費	負担金(その他)	文化活動参加負担金	指導・学務課
10	3	3	206970	秋多中学校学校保健体育経費	負担金(その他)	対外活動参加負担金	指導・学務課
10	3	2	306990	東中学校教育振興経費	負担金(その他)	文化活動参加負担金	指導・学務課
10	3	3	307000	東中学校学校保健体育経費	負担金(その他)	対外活動参加負担金	指導・学務課
10	3	2	407020	西中学校教育振興経費	負担金(その他)	文化活動参加負担金	指導・学務課
10	3	3	407030	西中学校学校保健体育経費	負担金(その他)	対外活動参加負担金	指導・学務課
10	3	2	507050	御堂中学校教育振興経費	負担金(その他)	文化活動参加負担金	指導・学務課
10	3	3	507060	御堂中学校学校保健体育経費	負担金(その他)	対外活動参加負担金	指導・学務課
10	3	2	607080	増戸中学校教育振興経費	負担金(その他)	文化活動参加負担金	指導・学務課
10	3	3	607090	増戸中学校学校保健体育経費	負担金(その他)	対外活動参加負担金	指導・学務課
10	3	2	707110	五日市中学校教育振興経費	負担金(その他)	文化活動参加負担金	指導・学務課
10	3	3	707120	五日市中学校学校保健体育経費	負担金(その他)	対外活動参加負担金	指導・学務課
2	4	90	101150	市議会議員選挙執行経費	負担金(その他)	選挙運動用ポスター作成の公営	選挙管理委員会事務局
4	2	2	203420	西秋川衛生組合の運営に要する経費	西秋川衛生組合負担金	西秋川衛生組合負担金	環境課
4	1	7	103380	阿伎留病院の運営に要する経費	公立阿伎留病院負担金	公立阿伎留病院組合負担金	健康課
4	2	3	203450	秋川衛生組合の運営に要する経費	秋川衛生組合負担金	秋川衛生組合負担金	環境課
4	1	6	5103370	秋川流域斎場組合の運営に要する経費	秋川流域斎場組合負担金	秋川流域斎場組合負担金	環境課
2	1	1	1000120	研修事業経費	総合事務組合負担金	総合事務組合負担金	職員課
2	1	1	100060	庶務事務経費	総合事務組合負担金	総合事務組合負担金	総務課
1	1	1	110010	一般管理経費	負担金(研修会等)【特】	関東甲信静地区都市国保事務研究会負担金	保険年金課
1	1	1	110540	一般管理経費	負担金(研修会等)【特】	日本下水道協会等各種研修会負担金	下水道課
1	1	2	110350	配水及び配水施設に要する経費	負担金(研修会等)【特】	酸欠防止講習会負担金	水道課
1	1	2	110350	配水及び配水施設に要する経費	負担金(研修会等)【特】	危険物取扱者保安講習会負担金	水道課
1	1	2	110020	国保団体連合会経費	負担金(協議会等)【特】	東京都国保団体連合会負担金	保険年金課
1	3	1	110040	運営協議会経費	負担金(協議会等)【特】	西地区国保運営協議会連合会負担金	保険年金課
1	1	1	110540	一般管理経費	負担金(協議会等)【特】	日本下水道協会負担金	下水道課
1	1	1	110540	一般管理経費	負担金(協議会等)【特】	日本下水道協会関東地方支部負担金	下水道課
1	1	1	110540	一般管理経費	負担金(協議会等)【特】	日本下水道協会東京都支部負担金	下水道課
1	1	1	110540	一般管理経費	負担金(協議会等)【特】	東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会負担金	下水道課
1	1	5	110410	営業業務に要する経費	負担金(協議会等)【特】	日本下水道協会関係等負担金	水道課
2	1	1	110050	一般被保険者療養給付経費	負担金(その他)【特】	一般被保険者分医療機関診療報酬支払分	保険年金課
2	1	2	110060	退職被保険者等療養給付経費	負担金(その他)【特】	退職被保険者等分医療機関診療報酬支払分	保険年金課
2	1	3	110070	一般被保険者療養経費	負担金(その他)【特】	一般被保険者分療養費支給分	保険年金課
2	1	4	110080	退職被保険者等療養経費	負担金(その他)【特】	退職被保険者等分療養費支給分	保険年金課
2	2	1	110100	一般被保険者高額療養経費	負担金(その他)【特】	一般被保険者分高額療養費支給分	保険年金課
2	2	2	110110	退職被保険者等高額療養経費	負担金(その他)【特】	退職被保険者等分高額療養費支給分	保険年金課
2	3	1	110120	一般被保険者移送費支給経費	負担金(その他)【特】	一般被保険者分移送費支給分	保険年金課
2	3	2	110130	退職被保険者等移送料支給経費	負担金(その他)【特】	退職被保険者等移送料支給分	保険年金課
2	4	1	110140	出産育児一時金支給経費	負担金(その他)【特】	出産育児一時金支給分	保険年金課
2	5	1	110150	葬祭費支給経費	負担金(その他)【特】	葬祭費支給分	保険年金課
2	6	1	110160	結核・精神医療給付金支給経費	負担金(その他)【特】	一般被保険者等結核・精神医療給付費支給分	保険年金課
2	6	1	110160	結核・精神医療給付金支給経費	負担金(その他)【特】	退職被保険者等結核・精神医療給付金支給分	保険年金課
3	1	1	110170	老人保健医療費拠出金経費	負担金(その他)【特】	老人保健医療費拠出金	保険年金課
3	1	2	110180	老人保健事務費拠出金経費	負担金(その他)【特】	老人保健事務費拠出金	保険年金課
4	1	1	110190	介護納付金経費	負担金(その他)【特】	介護納付金	保険年金課
5	1	1	110200	高額医療費拠出金経費	負担金(その他)【特】	高額医療費拠出金	保険年金課
5	1	2	110210	高額医療費共同事業事務費拠出金経費	負担金(その他)【特】	高額医療費共同事業事務費拠出金	保険年金課
5	1	3	110220	その他共同事業事務費拠出金経費	負担金(その他)【特】	年金受給者リスト打ち出し負担金	保険年金課
1	1	1	110470	医療給付経費	負担金(その他)【特】	診療報酬支払分	保険年金課
1	1	2	110480	医療費支給経費	負担金(その他)【特】	医療費支払分	保険年金課
2	1	1	110760	居宅介護サービス給付経費	負担金(その他)【特】	居宅介護サービス費	高齢者支援課

補助金・負担金検討対象一覧表

別表 1

款	項	目	事業	予算事業名称	細節(性質)	名称	所属
2	1	2	110770	特例居宅介護サービス給付経費	負担金(その他)【特】	特例居宅介護サービス費	高齢者支援課
2	1	3	110771	地域密着型介護サービス給付経費	負担金(その他)【特】	地域密着型介護サービス給付費	高齢者支援課
2	1	4	110772	特例地域密着型介護サービス給付経費	負担金(その他)【特】	特例地域密着型介護サービス給付費	高齢者支援課
2	1	5	110780	施設介護サービス給付経費	負担金(その他)【特】	施設介護サービス費	高齢者支援課
2	1	6	110790	特例施設介護サービス給付経費	負担金(その他)【特】	特例施設介護サービス費	高齢者支援課
2	1	7	110800	居宅介護福祉用具購入経費	負担金(その他)【特】	居宅介護福祉用具購入費	高齢者支援課
2	1	8	110810	居宅介護住宅改修経費	負担金(その他)【特】	居宅介護住宅改修費	高齢者支援課
2	1	9	110820	居宅介護サービス計画給付経費	負担金(その他)【特】	居宅介護サービス計画費	高齢者支援課
2	1	10	110830	特例居宅介護サービス計画給付経費	負担金(その他)【特】	特例居宅介護サービス計画給付費	高齢者支援課
2	2	1	110840	介護予防サービス給付経費	負担金(その他)【特】	介護予防サービス費	高齢者支援課
2	2	2	110850	特例介護予防サービス給付経費	負担金(その他)【特】	特例介護予防サービス費	高齢者支援課
2	2	3	110851	地域密着型介護予防サービス給付経費	負担金(その他)【特】	地域密着型介護予防サービス費	高齢者支援課
2	2	4	110852	特例地域密着型介護予防サービス給付経費	負担金(その他)【特】	特例地域密着型介護予防サービス費	高齢者支援課
2	2	5	110860	介護予防福祉用具購入経費	負担金(その他)【特】	介護予防福祉用具購入費	高齢者支援課
2	2	6	110870	介護予防住宅改修経費	負担金(その他)【特】	介護予防住宅改修費	高齢者支援課
2	2	7	110880	介護予防サービス計画給付経費	負担金(その他)【特】	介護予防サービス計画費	高齢者支援課
2	2	8	110890	特例介護予防サービス計画給付経費	負担金(その他)【特】	特例介護予防サービス計画費	高齢者支援課
2	4	1	110910	高額介護サービス経費	負担金(その他)【特】	高額介護サービス費	高齢者支援課
2	4	2	110920	高額介護予防サービス経費	負担金(その他)【特】	高額介護予防サービス費	高齢者支援課
2	5	1	110921	特定入所者介護サービス経費	負担金(その他)【特】	特定入所者介護サービス費	高齢者支援課
2	5	2	110922	特例特定入所者介護サービス経費	負担金(その他)【特】	特例特定入所者介護サービス費	高齢者支援課
2	5	3	110923	特定入所者介護予防サービス経費	負担金(その他)【特】	特定入所者介護予防サービス費	高齢者支援課
2	5	4	110924	特例特定入所者介護予防サービス経費	負担金(その他)【特】	特例特定入所者介護予防サービス費	高齢者支援課
3	2	2	110704	総合相談事業経費	負担金(その他)【特】	出向職員人件費負担金	高齢者支援課
3	2	4	110706	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業経費	負担金(その他)【特】	出向職員人件費負担金	高齢者支援課
4	1	1	110930	財政安定化基金経費	負担金(その他)【特】	財政安定化基金拠出金	高齢者支援課
1	1	2	210600	流域下水道維持管理経費	負担金(その他)【特】	多摩川流域下水道秋川処理区維持管理負担金	下水道課
2	1	2	110611	流域下水道建設事業経費	負担金(その他)【特】	秋川処理区流域下水道建設事業負担金	下水道課
1	1	5	110410	営業業務に要する経費	負担金(その他)【特】	一般会計人件費負担金	水道課
1	1	5	110410	営業業務に要する経費	負担金(その他)【特】	福利厚生関係等負担金	水道課

13	1	1	106900	土地開発公社の経営健全化に要する経費	補助金	土地開発公社補助金	財政課
3	2	2	102620	私立保育所運営事業経費	補助金	施設運営費補助金	児童課
10	1	4	104940	幼児教育振興経費	補助金	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金	児童課
3	2	2	102620	私立保育所運営事業経費	補助金	認証保育所運営事業補助金	児童課
8	3	2	5404450	原小宮土地区画整理事業経費	補助金	区画整理事業助成金	まちづくり推進課
3	1	1	601290	社会福祉協議会助成経費	補助金	社会福祉協議会補助金	生活福祉課
10	1	4	104940	幼児教育振興経費	補助金	私立幼稚園就園奨励費補助金	児童課
3	1	4	102350	高齢者福祉一般経費	補助金	シルバー人材センター運営費補助金	高齢者支援課
6	1	3	1003661	魅力ある都市農業育成対策事業に要する経費	補助金	魅力ある都市農業育成対策事業補助金	農林課
7	1	2	103890	商工振興経費	補助金	商工会事業補助金	商工観光課
2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	補助金	町内会・自治会運営費補助金	地域振興課
2	1	11	700860	生活バス路線維持関係経費	補助金	生活バス路線維持費補助金	地域振興課
3	1	2	5202330	心身障害者通所授産所運営経費(こすもす作業所)	補助金	心身障害者通所授産所運営費助成金	障害者支援課
4	1	1	403100	精神障害者共同作業所等運営事業経費	補助金	精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等補助金	障害者支援課
4	1	1	403100	精神障害者共同作業所等運営事業経費	補助金	精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金	障害者支援課
3	1	4	102350	高齢者福祉一般経費	補助金	老人クラブ助成金	高齢者支援課
3	1	2	2302302	身体障害者グループホーム助成経費	補助金	身体障害者グループホーム補助金	障害者支援課
3	2	2	102620	私立保育所運営事業経費	補助金	延長保育事業補助金	児童課
10	1	4	104940	幼児教育振興経費	補助金	私立幼稚園教育振興費補助金	児童課
4	1	1	503110	精神障害者グループホーム事業経費	補助金	精神障害者グループホーム運営費補助金	障害者支援課
7	1	2	103890	商工振興経費	補助金	商店街振興事業補助金	商工観光課
10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	補助金	修学旅行補助金	指導・学務課
2	1	11	100850	循環バス関係経費	補助金	運営費補助金	地域振興課
9	1	2	304630	消防団運営経費	補助金	分団運営補助金	地域振興課
3	1	4	2502440	敬老の日経費	補助金	敬老の日町内会・自治会補助金	高齢者支援課
10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	補助金	修学旅行補助金	指導・学務課

補助金・負担金適正化計画

補助金・負担金検討対象一覧表

別表 1

款	項	目	事業	予算事業名称	細節(性質)	名称	所属
4	1	5	303320	合併処理浄化槽設置補助に要する経費	補助金	合併処理浄化槽設置事業補助金	環境課
1	1	1	100010	議会運営経費	補助金	政務調査費	議会事務局
2	1	1	900110	福利厚生事業経費	補助金	職員互助会補助金	職員課
7	1	2	103890	商工振興経費	補助金	産業祭補助金	商工観光課
2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	補助金	町内会館・自治会館維持費補助金	地域振興課
10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	補助金	移動教室補助金	指導・学務課
10	5	1	306660	社会体育振興経費	補助金	体育協会補助金	体育課
2	1	9	900770	交通安全対策事業経費	補助金	福生交通安全協会秋川支部補助金	地域振興課
10	4	3	106390	青少年健全育成経費	補助金	青少年健全育成地区委員会補助金	社会教育課
10	3	2	101700	中学校教育振興経費	補助金	遠距離通学者補助金(普通学級)	指導・学務課
7	1	4	303960	あきる野映画祭経費	補助金	あきる野映画祭補助金	商工観光課
2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	補助金	町内会・自治会連合会運営費補助金	地域振興課
10	4	2	106360	文化財保護一般経費	補助金	市指定文化財修復事業補助金	社会教育課
9	1	2	304630	消防団運営経費	補助金	消防団員福利厚生補助金	地域振興課
10	5	1	306660	社会体育振興経費	補助金	スポーツ・レクリエーション大会実行委員会補助金	体育課
7	1	2	103890	商工振興経費	補助金	夏まつり補助金	商工観光課
2	1	11	1700890	花いっぱい運動推進事業経費	補助金	草花苗購入費補助金	地域振興課
10	4	1	706250	社会教育振興経費	補助金	小中学校PTA連合会補助金	社会教育課
4	2	2	303430	ごみ減量化・資源化対策に要する経費	補助金	電動式生ごみ処理機購入費補助金	環境課
10	4	2	106360	文化財保護一般経費	補助金	郷土芸能連合会補助金	社会教育課
2	1	11	1800900	日照確保対策事業関係経費	補助金	日照確保対策事業補助金	地域振興課
10	4	4	106450	公民館事業経費	補助金	文化団体連盟補助金	公民館
10	1	4	104940	幼児教育振興経費	補助金	私立幼稚園等心身障害児教育費補助金	児童課
2	1	6	5300480	国際化推進事業経費	補助金	中学生海外派遣事業補助金	企画課
3	1	2	2102300	障害者施設建設費助成金支給経費	補助金	障害者施設建設費助成金	障害者支援課
2	1	9	900770	交通安全対策事業経費	補助金	五日市交通安全協会4支部補助金	地域振興課
8	3	6	604580	民間遊び場補助に要する経費	補助金	民間遊び場補助金	環境課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	補助金	友好姉妹都市親善交流事業補助金	指導・学務課
10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	補助金	文化活動補助金	指導・学務課
10	3	2	905950	中学校進路指導経費	補助金	進路指導対策事業補助金	指導・学務課
4	1	4	903290	ふるさとの緑地保全整備事業経費	補助金	保存樹林管理費等補助金	環境課
3	1	1	1501300	社会福祉一般経費	補助金	遺族会助成金	生活福祉課
8	3	1	5201000	住宅耐震診断助成事業経費	補助金	住宅耐震診断助成金	都市計画課
7	1	4	203950	観光宣伝経費	補助金	秋川溪谷自然人レース補助金	商工観光課
10	4	2	106360	文化財保護一般経費	補助金	郷土芸能公開等事業補助金	社会教育課
2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	補助金	町内会館・自治会館建設費等補助金	地域振興課
7	1	2	103890	商工振興経費	補助金	商店街活性化支援事業補助金	商工観光課
10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	補助金	心身障害児宿泊訓練補助金	指導・学務課
10	5	1	306660	社会体育振興経費	補助金	スポーツ少年団補助金	体育課
7	1	4	203950	観光宣伝経費	補助金	芋煮会と伝統漁法補助金	商工観光課
10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	補助金	地域教育補助金	指導・学務課
10	1	4	104940	幼児教育振興経費	補助金	私立幼稚園協会研修費補助金	児童課
7	1	2	103890	商工振興経費	補助金	商店街装飾灯補助金	商工観光課
3	1	2	2001570	障害者団体連絡協議会助成事業経費	補助金	社会化適応訓練費助成金	障害者支援課
3	1	2	2001570	障害者団体連絡協議会助成事業経費	補助金	障害者団体連絡協議会助成金	障害者支援課
6	1	3	1103670	中山間地域等直接支払い事業に要する経費	補助金	中山間地域等直接支払い事業補助金	農林課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	補助金	あきる野市小学校校長会補助金	指導・学務課
10	4	1	706250	社会教育振興経費	補助金	青年学級補助金	社会教育課
10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	補助金	心身障害児宿泊訓練補助金	指導・学務課
2	1	11	1700890	花いっぱい運動推進事業経費	補助金	明るい社会を進める会補助金	地域振興課
10	4	4	406481	市民文化祭運営事業経費	補助金	市民文化祭補助金	公民館
10	1	3	104840	教育指導一般経費	補助金	あきる野市小学校副校長会補助金	指導・学務課
4	1	5	403330	生活排水対策推進事業経費	補助金	ホテルの里づくりの会等補助金	環境課
10	4	3	106390	青少年健全育成経費	補助金	青少年健全育成地区委員会連絡会特別活動費補助金	社会教育課
10	4	3	106390	青少年健全育成経費	補助金	中学校区健全育成推進会議補助金	社会教育課
2	1	11	900870	市民まつりに要する経費	補助金	市民まつり運営費補助金	商工観光課
6	1	4	103680	畜産業振興に要する経費	補助金	畜産公害防止奨励費補助金	農林課

補助金・負担金検討対象一覧表

別表 1

款	項	目	事業	予算事業名称	細節(性質)	名称	所属
10	2	2	101650	小学校教育振興経費	補助金	遠距離通学者補助金(普通学級)	指導・学務課
9	1	2	304630	消防団運営経費	補助金	本団運営補助金	地域振興課
10	4	3	106390	青少年健全育成経費	補助金	青少年顕彰ふるさと委員会補助金	社会教育課
6	2	2	503820	造林補助事業経費	補助金	造林(下刈)補助金	農林課
2	1	11	1700890	花いっぱい運動推進事業経費	補助金	草花種苗等購入費補助金	地域振興課
10	4	3	106390	青少年健全育成経費	補助金	非行のない明るい街づくり五日市連絡協議会補助金	社会教育課
6	1	4	103680	畜産業振興に要する経費	補助金	産業祭畜産振興補助金	農林課
6	1	4	103680	畜産業振興に要する経費	補助金	酪農ヘルパー利用組合補助金	農林課
6	1	3	403640	有害鳥獣捕獲に要する経費	補助金	猟友会育成補助金	農林課
4	1	3	603230	健康のつどい事業経費	補助金	運営委員会補助金	健康課
2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	補助金	住民による地域生活環境整備推進事業補助金	地域振興課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	補助金	あきる野市中学校校長会補助金	指導・学務課
10	4	1	706250	社会教育振興経費	補助金	ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会補助金	社会教育課
10	1	3	104840	教育指導一般経費	補助金	あきる野市中学校副校長会補助金	指導・学務課
8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	補助金	秋3・3・9号線都道対策協議会補助金	まちづくり推進課
8	3	1	6104420	新市街地形成事業経費	補助金	まちづくり協議会運営費補助金	まちづくり推進課
10	4	1	706250	社会教育振興経費	補助金	ヤングミュージックフェスティバル実行委員会助成金	社会教育課
2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	補助金	掲示板建築費補助金	地域振興課
6	1	1	103520	農業委員会の運営に要する経費	補助金	農業振興会農業後継者部補助金	農林課
10	1	1	204740	外国人学校生徒等教育振興経費	補助金	外国人学校生徒等保護者負担軽減費補助金	庶務課
4	2	3	103440	し尿収集に要する経費	補助金	し尿汲取不可能世帯補助金	環境課
4	1	5	403330	生活排水対策推進事業経費	補助金	家庭雑排水吸込槽設置事業補助金	環境課
4	2	2	303430	ごみ減量化・資源化対策に要する経費	補助金	生ごみ堆肥化容器等購入費補助金	環境課
8	3	2	5804460	武蔵引田駅周辺地区土地画整理事業経費	補助金	武蔵引田駅周辺地区まちづくり協議会補助金	まちづくり推進課
6	2	2	403810	林業振興一般経費	補助金	あきる野林業協議会補助金	農林課
8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	補助金	小宮地区都道整備促進委員会補助金	まちづくり推進課
8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	補助金	主地29号及び市道548号線整備促進協議会補助金	まちづくり推進課
9	1	2	304630	消防団運営経費	補助金	秋川消防少年団補助金	地域振興課
8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	補助金	都道169号線・市道129号線整備促進協議会補助金	まちづくり推進課
10	4	3	106390	青少年健全育成経費	補助金	国際化推進青年の会補助金	社会教育課
6	2	2	403810	林業振興一般経費	補助金	間伐促進対策事業補助金	農林課
2	1	2	200240	市民相談事業経費	補助金	法律扶助協会東京支部補助金	秘書広報課
2	1	7	800510	防犯対策事業経費	補助金	安全・安心まちづくりフェスティバル補助金	地域振興課
6	1	3	903660	活力ある農業経営育成事業に要する経費	補助金	活力ある農業経営育成事業補助金	農林課
10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	補助金	移動教室補助金	指導・学務課
10	2	1	2901630	周年記念事業経費	補助金	周年記念事業補助金	指導・学務課
6	1	1	103520	農業委員会の運営に要する経費	補助金	農業委員会研修費補助金	農林課
10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	補助金	鑑賞教室補助金	指導・学務課
10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	補助金	鑑賞教室補助金	指導・学務課
10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	補助金	学習環境対策事業補助金	指導・学務課
9	1	2	304630	消防団運営経費	補助金	消防団幹部視察研修補助金	地域振興課
10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	補助金	学習環境対策事業補助金	指導・学務課
1	1	1	310560	水洗化普及経費	補助金【特】	水洗便所改造資金助成補助金	下水道課
1	1	1	310560	水洗化普及経費	補助金【特】	水洗便所改造資金利子補助助成	下水道課
1	1	1	310560	水洗化普及経費	補助金【特】	自家用小型ポンプ施設設置資金助成金	下水道課
4	2	3	303460	浄化槽清掃の助成に要する経費	交付金	浄化槽清掃料金軽減費交付金	環境課
6	2	2	803840	森林整備地域活動支援事業経費	交付金	森林整備地域活動支援事業交付金	農林課
10	4	7	206615	秋川キララホール運営事業経費	交付金	スポーツと音楽のまち振興協会交付金	秋川キララホール
13	90	90	106890	市有山林の分収交付に要する経費	交付金	市有山林分収交付金	契約管財課
7	1	2	103890	商工振興経費	利子補給金	小企業等経営改善資金利子補給金	商工観光課
7	1	2	103890	商工振興経費	利子補給金	中小企業振興資金融資利子補給金	商工観光課
8	3	3	5004490	秋3・5・2号線用地関係経費	利子補給金	移転資金利子補給	用地課
6	1	3	103610	農業振興に要する経費	利子補給金	農業振興資金利子補給金	農林課
3	2	8	102910	ひとり親家庭等医療費助成経費	利子補給金	利子補給金	子育て支援課
3	2	9	102920	乳幼児医療費助成事業経費	利子補給金	利子補給金	子育て支援課
4	1	7	103380	阿伎留病院の運営に要する経費	配分金	公立阿伎留病院組合交付税配分金	健康課
4	2	2	203420	西秋川衛生組合の運営に要する経費	配分金	西秋川衛生組合交付税配分金	環境課

補助金・負担金適正化計画

補助金・負担金検討対象一覧表

別表 1

款	項	目	事業	予算事業名称	細節(性質)	名称	所属
4	2	3	203450	秋川衛生組合の運営に要する経費	配分金	秋川衛生組合交付税配分金	環境課
3	1	2	101340	支援費関係事業経費	扶助費	居宅生活支援費	障害者支援課
3	1	2	101340	支援費関係事業経費	扶助費	施設訓練等支援費	障害者支援課
3	1	2	101340	支援費関係事業経費	扶助費	支援費関連経費	障害者支援課
3	1	2	702210	身体障害者援護事業経費	扶助費	補装具等給付費	障害者支援課
3	1	2	1401550	特別障害者手当等給付事業経費	扶助費	特別障害者手当等	障害者支援課
3	1	2	2202301	地域生活支援事業経費	扶助費	身体障害者自動車関連経費	障害者支援課
3	1	2	2202301	地域生活支援事業経費	扶助費	重度心身障害者(児)日常生活用具給付費	障害者支援課
3	1	2	2202301	地域生活支援事業経費	扶助費	地域生活支援費	障害者支援課
3	1	2	2202301	地域生活支援事業経費	扶助費	更正訓練費	障害者支援課
3	1	2	2402303	地域生活推進事業経費	扶助費	重度心身障害者(児)日常生活用具給付費	障害者支援課
3	1	4	702390	家族介護慰労事業経費	扶助費	家族介護慰労金	高齢者支援課
3	1	4	1502420	高齢者施設援護措置経費	扶助費	老人ホーム入所措置費	高齢者支援課
3	1	4	5402500	介護保険低所得利用者負担対策(特別対策)事業経費	扶助費	低所得利用者負担対策助成費	高齢者支援課
3	1	4	5602520	介護サービス生計困難者利用者負担額軽減措置事業経費	扶助費	介護サービス生計困難者利用者負担額軽減措置費	高齢者支援課
3	2	3	102630	母子福祉事業経費	扶助費	母子生活支援施設援護措置費	子育て支援課
3	2	3	102630	母子福祉事業経費	扶助費	入院助産措置費	子育て支援課
3	2	4	102650	児童手当給付事業経費	扶助費	児童手当	子育て支援課
3	2	4	202660	児童扶養手当給付事業経費	扶助費	児童扶養手当	子育て支援課
3	3	2	103000	生活保護法内援護措置事業経費	扶助費	法内援護措置費	生活福祉課
4	1	2	103190	予防接種事業経費	扶助費	障害年金給付費	健康課
10	2	2	101650	小学校教育振興経費	扶助費	就学援助費	指導・学務課
10	2	2	101650	小学校教育振興経費	扶助費	特殊教育就学奨励費	指導・学務課
10	3	2	101700	中学校教育振興経費	扶助費	就学援助費	指導・学務課
10	3	2	101700	中学校教育振興経費	扶助費	特殊教育就学奨励費	指導・学務課
3	1	2	401510	心身障害者福祉手当支給経費	扶助費	心身障害者福祉手当	障害者支援課
3	1	2	802220	在宅障害者福祉事業経費	扶助費	身体障害者自動車関連経費	障害者支援課
3	1	2	802220	在宅障害者福祉事業経費	扶助費	重度身体障害者住宅改善給付費	障害者支援課
3	1	2	802220	在宅障害者福祉事業経費	扶助費	酸素購入費助成	障害者支援課
3	1	2	5002310	心身障害者通所授産所管理運営経費(五日市希望の家)	扶助費	通所者交通費助成	障害者支援課
3	1	2	5202330	心身障害者通所授産所運営経費(こすもす作業所)	扶助費	通所者交通費助成	障害者支援課
3	1	4	102350	高齢者福祉一般経費	扶助費	水道料金助成	高齢者支援課
3	1	4	102350	高齢者福祉一般経費	扶助費	高齢者特殊眼鏡・コンタクトレンズ助成	高齢者支援課
3	1	4	1302410	高齢者自立支援日常生活用具等給付事業経費	扶助費	高齢者自立支援日常生活用具給付費	高齢者支援課
3	1	4	1302410	高齢者自立支援日常生活用具等給付事業経費	扶助費	高齢者自立支援住宅改修給付費	高齢者支援課
3	2	4	302670	児童育成手当給付事業経費	扶助費	児童育成手当	子育て支援課
3	2	8	102910	ひとり親家庭等医療費助成経費	扶助費	医療費助成費	子育て支援課
3	2	9	102920	乳幼児医療費助成事業経費	扶助費	医療費助成費	子育て支援課
3	3	2	203010	生活保護法外援護措置事業経費	扶助費	法外援護措置費	生活福祉課
3	1	2	602200	心身障害者福祉給付経費	扶助費	心身障害者(児)補装具等自己負担金給付費	障害者支援課
3	1	2	902230	心身障害者福祉助成経費	扶助費	心身障害者家庭水道料金助成	障害者支援課
3	1	2	902230	心身障害者福祉助成経費	扶助費	障害者(児)交通費助成	障害者支援課
3	1	2	902230	心身障害者福祉助成経費	扶助費	心身障害者(児)おむつ代助成	障害者支援課
3	1	2	1301540	難病患者等見舞金支給事業経費	扶助費	難病患者等見舞金	障害者支援課
3	1	4	502380	ねたきり高齢者おむつ代助成事業経費	扶助費	ねたきり高齢者おむつ代助成金	高齢者支援課
3	1	4	1502420	高齢者施設援護措置経費	扶助費	老人ホーム入所者見舞金	高齢者支援課
3	5	1	103060	災害救助経費	扶助費	災害見舞金	生活福祉課
3	2	5	310709	家族介護継続支援事業経費	扶助費【特】	家族介護慰労金	高齢者支援課

調査対象の補助金等一覧

別表 2

NO.	名称	所属	款	項	目	事業	予算事業名称	平成18年度 当初予算額	前年度当初 予算額
1	中学生海外派遣事業補助金	企画課	2	1	6	5300480	国際化推進事業経費	1,576	1,576
2	法律扶助協会東京支部補助金	秘書広報課	2	1	2	200240	市民相談事業経費	0	150
3	土地開発公社補助金	財政課	13	1	1	106900	土地開発公社の経営健全化に要する経費	100,000	90,000
4	職員互助会補助金	職員課	2	1	1	900110	福利厚生事業経費	5,739	8,382
5	市有山林分取交付金	契約管財課	13	90	90	106890	市有山林の分取交付に要する経費	0	1
6	町内会・自治会運営費補助金	地域振興課	2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	24,567	25,425
7	生活バス路線維持費補助金		2	1	11	700860	生活バス路線維持関係経費	24,484	24,484
8	運営費補助金		2	1	11	100850	循環バス関係経費	9,392	12,017
9	町内会館・自治会館維持費補助金		2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	4,680	4,680
10	町内会・自治会連合会運営費補助金		2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	3,440	3,960
11	草花苗購入費補助金		2	1	11	1700890	花いっぱい運動推進事業経費	2,276	4,417
12	日照確保対策事業補助金		2	1	11	1800900	日照確保対策事業関係経費	2,000	2,000
13	町内会館・自治会館建設費等補助金		2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	1,000	12,000
14	明るい社会を進める会補助金		2	1	11	1700890	花いっぱい運動推進事業経費	450	846
15	草花種苗等購入費補助金		2	1	11	1700890	花いっぱい運動推進事業経費	240	240
16	住民による地域生活環境整備推進事業補助金		2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	150	300
17	掲示板建築費補助金		2	1	11	1300880	町内会・自治会関係経費	100	300
18	分団運営補助金		9	1	2	304630	消防団運営経費	9,340	10,020
19	福生交通安全協会秋川支部補助金		2	1	9	900770	交通安全対策事業経費	4,257	3,410
20	消防団員福利厚生補助金		9	1	2	304630	消防団運営経費	3,000	3,500
21	五日市交通安全協会4支部補助金		2	1	9	900770	交通安全対策事業経費	1,220	1,226
22	本団運営補助金		9	1	2	304630	消防団運営経費	250	250
23	秋川消防少年団補助金		9	1	2	304630	消防団運営経費	50	50
24	安全・安心まちづくりフェスティバル補助金		2	1	7	800510	防犯対策事業経費	0	300
25	消防団幹部視察研修補助金		9	1	2	304630	消防団運営経費	0	486
26	電動式生ごみ処理機購入費補助金	環境課	4	2	2	303430	ごみ減量化・資源化対策に要する経費	2,100	3,600
27	し尿汲取不可能世帯補助金		4	2	3	103440	し尿収集に要する経費	64	64
28	生ごみ堆肥化容器等購入費補助金		4	2	2	303430	ごみ減量化・資源化対策に要する経費	60	90
29	浄化槽清掃料金軽減費交付金		4	2	3	303460	浄化槽清掃の助成に要する経費	13,090	13,680
30	合併処理浄化槽設置事業補助金		4	1	5	303320	合併処理浄化槽設置補助に要する経費	5,856	6,744
31	民間遊び場補助金		8	3	6	604580	民間遊び場補助に要する経費	1,200	1,300
32	保存樹林管理費等補助金		4	1	4	903290	ふるさとの緑地保全整備事業経費	1,007	982
33	ホテルの里づくりの会等補助金		4	1	5	403330	生活排水対策推進事業経費	300	180
34	家庭雑排水吸込槽設置事業補助金		4	1	5	403330	生活排水対策推進事業経費	60	120
35	魅力ある都市農業育成対策事業補助金	農林課	6	1	3	1003661	魅力ある都市農業育成対策事業に要する経費	37,500	0
36	中山間地域等直接支払い事業補助金		6	1	3	1103670	中山間地域等直接支払い事業に要する経費	550	550
37	畜産公害防止奨励費補助金		6	1	4	103680	畜産業振興に要する経費	272	272
38	産業祭畜産振興補助金		6	1	4	103680	畜産業振興に要する経費	200	200
39	酪農ヘルパー利用組合補助金		6	1	4	103680	畜産業振興に要する経費	158	158
40	猟友会育成補助金		6	1	3	403640	有害鳥獣捕獲に要する経費	150	150
41	農業振興会農業後継者部補助金		6	1	1	103520	農業委員会の運営に要する経費	80	80
42	活力ある農業経営育成事業補助金		6	1	3	903660	活力ある農業経営育成事業に要する経費	0	22,500
43	農業委員会研修費補助金		6	1	1	103520	農業委員会の運営に要する経費	0	440
44	農業振興資金利子補給金		6	1	3	103610	農業振興に要する経費	83	97
45	造林(下刈)補助金		6	2	2	503820	造林補助事業経費	240	240
46	あきる野林業協議会補助金		6	2	2	403810	林業振興一般経費	50	50
47	間伐促進対策事業補助金		6	2	2	403810	林業振興一般経費	49	97
48	森林整備地域活動支援事業交付金		6	2	2	803840	森林整備地域活動支援事業経費	5,440	5,440
49	商工会事業補助金	商工観光課	7	1	2	103890	商工振興経費	29,000	33,000
50	商店街振興事業補助金		7	1	2	103890	商工振興経費	11,260	9,444
51	産業祭補助金		7	1	2	103890	商工振興経費	5,550	5,550
52	夏まつり補助金		7	1	2	103890	商工振興経費	2,450	2,450
53	商店街活性化支援事業補助金		7	1	2	103890	商工振興経費	1,000	1,000
54	商店街装飾灯補助金		7	1	2	103890	商工振興経費	599	599
55	市民まつり運営費補助金		2	1	11	900870	市民まつりに要する経費	284	350

調査対象の補助金等一覧

別表 2

NO.	名称	所属	款	項	目	事業	予算事業名称	平成18年度 当初予算額	前年度当初 予算額
56	小企業等経営改善資金利子補給金		7	1	2	103890	商工振興経費	6,488	7,591
57	中小企業振興資金融資利子補給金		7	1	2	103890	商工振興経費	750	1,280
58	あきる野映画祭補助金		7	1	4	303960	あきる野映画祭経費	3,500	3,500
59	秋川溪谷自然人レース補助金		7	1	4	203950	観光宣伝経費	1,000	1,000
60	芋煮会と伝統漁法補助金		7	1	4	203950	観光宣伝経費	700	700
61	社会福祉協議会補助金	生活福祉課	3	1	1	601290	社会福祉協議会助成経費	69,950	73,596
62	遺族会助成金		3	1	1	1501300	社会福祉一般経費	1,000	1,000
63	心身障害者通所授産所運営費助成金	障害者支援課	3	1	2	5202330	心身障害者通所授産所運営経費（こすもす作業所）	22,180	22,463
64	精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等補助金		4	1	1	403100	精神障害者共同作業所等運営事業経費	19,973	19,973
65	精神障害者小規模通所施設運営費等補助金		4	1	1	403100	精神障害者共同作業所等運営事業経費	19,951	19,951
66	身体障害者グループホーム補助金		3	1	2	2302302	身体障害者グループホーム助成経費	14,733	14,733
67	精神障害者グループホーム運営費補助金		4	1	1	503110	精神障害者グループホーム事業経費	12,082	12,082
68	障害者施設建設費助成金		3	1	2	2102300	障害者施設建設費助成金支給経費	1,500	1,500
69	社会化適応訓練費助成金		3	1	2	2001570	障害者団体連絡協議会助成事業経費	580	580
70	障害者団体連絡協議会助成金		3	1	2	2001570	障害者団体連絡協議会助成事業経費	571	587
71	シルバー人材センター運営費補助金	高齢者支援課	3	1	4	102350	高齢者福祉一般経費	43,634	46,918
72	老人クラブ助成金		3	1	4	102350	高齢者福祉一般経費	17,174	17,462
73	敬老の日町内会・自治会補助金		3	1	4	2502440	敬老の日経費	6,890	7,400
74	利子補給金	子育て支援課	3	2	8	102910	ひとり親家庭等医療費助成経費	0	14
75	利子補給金		3	2	9	102920	乳幼児医療費助成事業経費	0	65
76	施設運営費補助金	児童課	3	2	2	102620	私立保育所運営事業経費	94,667	96,244
77	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金		10	1	4	104940	幼児教育振興経費	91,577	91,224
78	認証保育所運営事業補助金		3	2	2	102620	私立保育所運営事業経費	72,254	72,151
79	私立幼稚園就園奨励費補助金		10	1	4	104940	幼児教育振興経費	63,210	67,440
80	延長保育事業補助金		3	2	2	102620	私立保育所運営事業経費	14,668	15,187
81	私立幼稚園教育振興費補助金		10	1	4	104940	幼児教育振興経費	13,673	14,256
82	私立幼稚園等心身障害児教育費補助金		10	1	4	104940	幼児教育振興経費	1,620	1,800
83	私立幼稚園協会研修費補助金		10	1	4	104940	幼児教育振興経費	600	600
84	運営委員会補助金	健康課	4	1	3	603230	健康のつどい事業経費	150	200
85	住宅耐震診断助成金	都市計画課	8	3	1	5201000	住宅耐震診断助成事業経費	1,000	0
86	秋3・3・9号線都道対策協議会補助金	まちづくり推進課	8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	100	100
87	小宮地区都道整備促進委員会補助金		8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	50	50
88	主地29号及び市道548号線整備促進協議会補助金		8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	50	50
89	都道169号線・市道129号線整備促進協議会補助金		8	3	1	504370	都市計画総務運営経費	50	50
90	区画整理事業助成金		8	3	2	5404450	原小宮土地区画整理事業経費	70,000	90,000
91	まちづくり協議会運営費補助金		8	3	1	6104420	新市街地形成事業経費	100	100
92	武蔵引田駅周辺地区まちづくり協議会補助金		8	3	2	5804460	武蔵引田駅周辺地区土地区画整理事業経費	50	50
93	移転資金利子補給	用地課	8	3	3	5004490	秋3・5・2号線用地関係経費	97	132
94	政務調査費	議会事務局	1	1	1	100010	議会運営経費	5,760	5,760
95	外国人学校生徒等保護者負担軽減費補助金	庶務課	10	1	1	204740	外国人学校生徒等教育振興経費	72	96
96	修学旅行補助金	指導・学務課	10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	11,250	10,755
97	修学旅行補助金		10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	6,376	6,040
98	移動教室補助金		10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	4,446	4,518
99	友好姉妹都市親善交流事業補助金		10	1	3	104840	教育指導一般経費	1,100	1,000
100	文化活動補助金		10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	1,044	0
101	進路指導対策事業補助金		10	3	2	905950	中学校進路指導経費	1,008	1,260
102	心身障害児宿泊訓練補助金		10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	780	700
103	地域教育補助金		10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	605	768
104	あきる野市小学校校長会補助金		10	1	3	104840	教育指導一般経費	536	595
105	心身障害児宿泊訓練補助金		10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	500	500
106	あきる野市小学校副校長会補助金		10	1	3	104840	教育指導一般経費	304	338
107	あきる野市中学校校長会補助金		10	1	3	104840	教育指導一般経費	120	134
108	あきる野市中学校副校長会補助金		10	1	3	104840	教育指導一般経費	108	120
109	移動教室補助金		10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	0	720
110	鑑賞教室補助金		10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	0	3,225

調査対象の補助金等一覧

別表 2

NO.	名称	所属	款	項	目	事業	予算事業名称	平成18年度 当初予算額	前年度当初 予算額
111	鑑賞教室補助金		10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	0	2,363
112	学習環境対策事業補助金		10	2	2	1705390	小学校教育振興事業経費	0	13,680
113	学習環境対策事業補助金		10	3	2	1806030	中学校教育振興事業経費	0	6,000
114	遠距離通学者補助金（普通学級）		10	3	2	101700	中学校教育振興経費	3,558	3,314
115	遠距離通学者補助金（普通学級）		10	2	2	101650	小学校教育振興経費	250	287
116	周年記念事業補助金		10	2	1	2901630	周年記念事業経費	0	300
117	小中学校PTA連合会補助金	社会教育課	10	4	1	706250	社会教育振興経費	2,240	2,216
118	青年学級補助金		10	4	1	706250	社会教育振興経費	504	504
119	ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会補助金		10	4	1	706250	社会教育振興経費	120	120
120	ヤングミュージックフェスティバル実行委員会助成金		10	4	1	706250	社会教育振興経費	100	100
121	市指定文化財修復事業補助金		10	4	2	106360	文化財保護一般経費	3,256	4,519
122	郷土芸能連合会補助金		10	4	2	106360	文化財保護一般経費	2,090	2,090
123	郷土芸能公開等事業補助金		10	4	2	106360	文化財保護一般経費	1,000	0
124	青少年健全育成地区委員会補助金		10	4	3	106390	青少年健全育成経費	3,600	3,600
125	青少年健全育成地区委員会連絡会特別活動費補助金		10	4	3	106390	青少年健全育成経費	300	300
126	中学校区健全育成推進会議補助金		10	4	3	106390	青少年健全育成経費	300	300
127	青少年顕彰ふるさと委員会補助金		10	4	3	106390	青少年健全育成経費	250	250
128	非行のない明るい街づくり五日市連絡協議会補助金		10	4	3	106390	青少年健全育成経費	225	225
129	国際化推進青年の会補助金		10	4	3	106390	青少年健全育成経費	50	50
130	文化団体連盟補助金	公民館	10	4	4	106450	公民館事業経費	2,000	2,000
131	市民文化祭補助金		10	4	4	406481	市民文化祭運営事業経費	400	400
132	体育協会補助金	体育課	10	5	1	306660	社会体育振興経費	4,330	4,330
133	スポーツ・レクリエーション大会実行委員会補助金		10	5	1	306660	社会体育振興経費	2,500	2,500
134	スポーツ少年団補助金		10	5	1	306660	社会体育振興経費	720	720
135	スポーツと音楽のまち振興協会交付金	秋川キララホール	10	4	7	206615	秋川キララホール運営事業経費	2,400	15,000

定員管理・組織管理計画

目 次

I	定員管理に関する基本的な方向性	1 3 9
1	職員定数等に関する現状	1 3 9
(1)	職員数の推移について	1 3 9
(2)	退職者数の推移について	1 3 9
(3)	総務省定員管理モデルによる定員管理の状況について	1 4 0
(4)	類似団体別職員数による定員管理の状況について	1 4 1
(5)	多摩26市における定員適正化計画の取組状況について	1 4 1
(6)	多摩26市における職層別配置比率の状況	1 4 2
2	骨太の方針2006に示す定員管理の数値目標	1 4 3
3	業務量調査の実施	1 4 3
(1)	業務量調査の概要について	1 4 3
(2)	業務量調査の結果について	1 4 4
4	第2次定員適正化計画策定のための基本的な方向性	1 4 4
II	組織のあり方に関する基本的な方向性	1 4 5
1	組織の現状等	1 4 5
(1)	あきる野市における組織改正の動きについて	1 4 5
(2)	あきる野市の組織の状況について	1 4 6
(3)	多摩26市における組織改正の動きについて	1 4 6
(4)	第28次地方制度調査会の答申について	1 4 7
(5)	組織のフラット化における課題について	1 4 8
2	組織のあり方に関する基本的な方向性	1 4 8
(1)	政策体系に基づく組織体制の再編	1 4 8
(2)	組織のフラット化等による組織体制の見直し	1 4 9
(3)	行政の守備範囲を踏まえた民間委託化等の推進について	1 4 9
(4)	非常勤職員のあり方について	1 4 9

定員管理・組織管理計画

I 定員管理に関する基本的な方向性

職員の定員管理や組織のあり方については、行政改革推進プランの「職員の削減と定員適正化」において、「今後、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に弾力的かつ的確に対応していくためには、限られた財源や人員の有効活用を図る中で、将来を見越し、新規採用を視野に入れた計画的な定員管理が必要不可欠である。」として、そのためには、「すべての組織の事務量調査を実施して、組織の適正な人員を把握し、新たに第2次定員適正化計画を策定する。」として位置付けられている。

このため、本計画書では、すべての係を対象に実施した事務量調査（業務量調査）を踏まえた「第2次定員適正化計画」を策定するための基本的な方向性について、次のとおり提言する。

1 職員定数等に関する現状

(1) 職員数の推移について

平成7年9月の合併後、職員数の削減に努めるため、平成10年1月には、平成10年度から平成14年度までの5年間を計画期間とする「あきる野市定員適正化計画」を策定し、5年間で職員数を614人から575人に、39人(6.4%)削減している。また、平成15年度以降についても、行政改革等の取組を進める中で職員の削減を進めており、合併時から平成18年度までの11年間で職員数を618人から520人に、98人(15.8%)削減している。

【年度別職員数の推移】

(単位：人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
職員数	618	620	614	611	606	591	583	575	560	543	524	520
前年比		2	▲6	▲3	▲5	▲15	▲8	▲8	▲15	▲17	▲19	▲4
累計		2	▲4	▲7	▲12	▲27	▲35	▲43	▲58	▲75	▲94	▲98

※ 職員数は、各年度4月1日現在で、派遣職員を含む。ただし、平成7年度は、合併時の9月1日現在である。

(2) 退職者数の推移について

合併前の秋川市は、昭和47年5月に市制施行しており、当時、大量に採用した職員が平成22年度以降、順次、定年退職を迎えるため、平成19年度から平成23年度までの5年間で102人(19.6%)が退職し、平成28年度までの10年間では205人(39.4%)が退職する見込みである。このように、職員の年齢構成に著しいひずみが見られるため、長期的な視点での職員の採用が必要である。

また、近年は、勸奨退職や普通退職する職員が増えているため、職員採用の際に考慮する必要がある。

【年度別定年退職者数の推移】

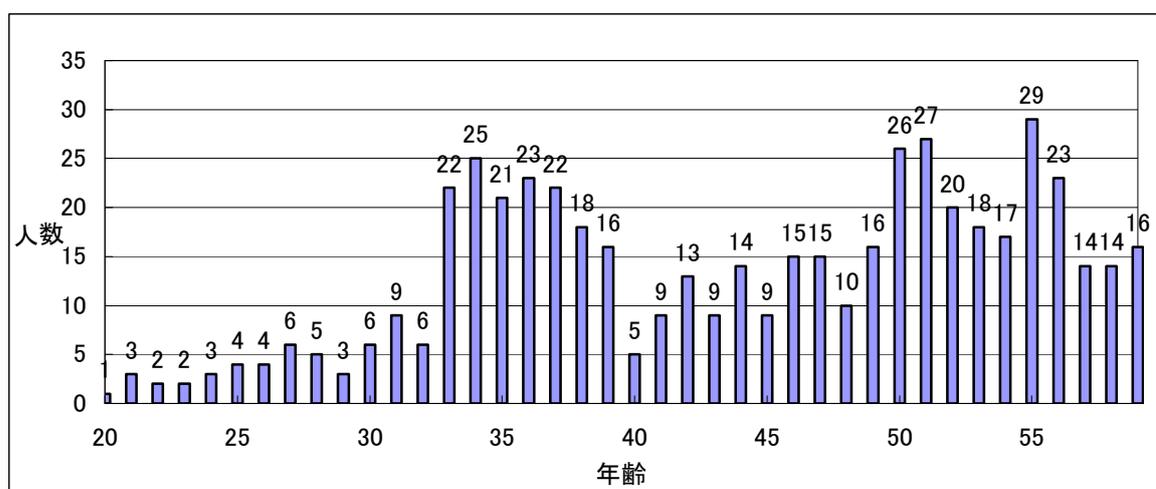
(単位：人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
職員数	520	492	483	470	447	418	402	385	367	341	315
退職者数		▲28	▲9	▲13	▲23	▲29	▲16	▲17	▲18	▲26	▲26
累計		▲28	▲37	▲50	▲73	▲102	▲118	▲135	▲153	▲179	▲205

※ 職員数は、各年度4月1日現在で、派遣職員を含む。また、平成18年度の職員数は実数であり、平成19年度以降は退職者数を減員しており、採用する職員数は計上していない。

※ 平成19年度の退職者数は実数であり、平成20年度以降は定年退職者数のみを計上している。

【職員の年齢構成の状況】(平成18年4月1日現在)



(3) 総務省定員管理モデルによる定員管理の状況について

定員モデルとは、総務省の地方公共団体定員管理研究会で開発された定員管理の適正化を進める際の基準となる定員の算定方法の一つであり、一般行政部門（教育・消防・特別会計を除く。）を「議会・総務・税務」、「民生・衛生」、「経済」「建設」の4部門に分類し、住民基本台帳人口や世帯数、面積、事業所数、農業就業人口、道路延長など行政需要と密接に関係すると考えられる指標と各地方公共団体の職員数との相関関係を多重回帰分析の手法により分析したもので、定員管理の目安（参考指標）の一つとして活用されている。

これによる第8次定員モデル（平成16年3月公表）とあきる野市の一般行政職の職員数を比較すると、平成18年度の職員数は、定員モデルより20人（5.83%）少ない状況である。

また、多摩26市における定員管理モデルの数値に基づく平均超過率は▲0.46%で、定員モデルの数値以下は15市あり、あきる野市は、▲7.8%の清瀬市に次いで少なく、▲5.83%になっており、2番目に少ない状況である。

【定員モデルと職員数】

(単位：人、%)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
定員モデル	388	388	381	381	381	363	363	363	363
市職員数	398	396	392	385	381	366	358	349	343
超過数	10	8	11	4	0	3	▲5	▲14	▲20
超過率	2.51	2.02	2.81	1.04	0.00	0.82	▲1.40	▲4.01	▲5.83

※ 人数は、一般行政部門の職員数である。

(4) 類似団体別職員数による定員管理の状況について

類似団体別職員数とは、総務省により、地方公務員の給与や定員管理の状況について、全国の地方公共団体相互間で比較や分析が可能となるよう、指定都市、中核市、特例市及び特別区を除く全市区町村について、人口と産業構造を基準として、市については16、町村については15に分類し、その分類ごとに普通会計部門の職員数の人口1万人当たりの数値を算出し、指標としたものであり、その団体の定員管理の基準となる職員数を算出するものである。

これによると、あきる野市と同類系になる団体数は、全国で64団体、東京都で3団体(武蔵村山市・羽村市・あきる野市)あり、平成18年度は、類似団体と比較して、教育部門で12人の超過があるものの、全体では63人少ない状況である。

【類似団体職員数との比較(平成18年度)】

(単位：人)

	一般行政								特別行政	計
	議会	総務	税務	民生	衛生	農林	商工	土木	教育	
あきる野市	6	108	35	103	36	11	6	40	101	446
類似団体	7	111	35	144	38	17	10	58	89	509
超過数	▲1	▲3	0	▲41	▲2	▲6	▲4	▲18	+12	▲63

(5) 多摩26市における定員適正化計画の取組状況について

平成17年3月29日付けの総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、「定員管理の適正化」を含む事項を中心に、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民に分かりやすく明示した計画(集中改革プラン)を平成17年度中に公表することとされた。特に、定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げることとされている。

多摩26市における定員適正化計画の取組状況としては、平成19年1月現在で、18市が策定済みであり、当市を含む8市が未策定である。また、多摩26市における平成17年度対比の平成22年度における純減率としては、最高が清瀬市の14.8%、最低が府中市の2.1%であり、平均すると9.6%になっている。

当市では、平成17年3月に、集中改革プランとして「あきる野市行政改革推進プラン」を策定しているが、総務事務次官通知の前に策定しているため、定員管理の適正化計画を含めて策定していない。このため、平成18年度においては、業務量調査や他の行動計画の検討状況等に基づき「第2次定員適正化計画」の検討を進め、平成19年3月に策定及び公表をしている。

(6) 多摩26市における職層別配置比率の状況

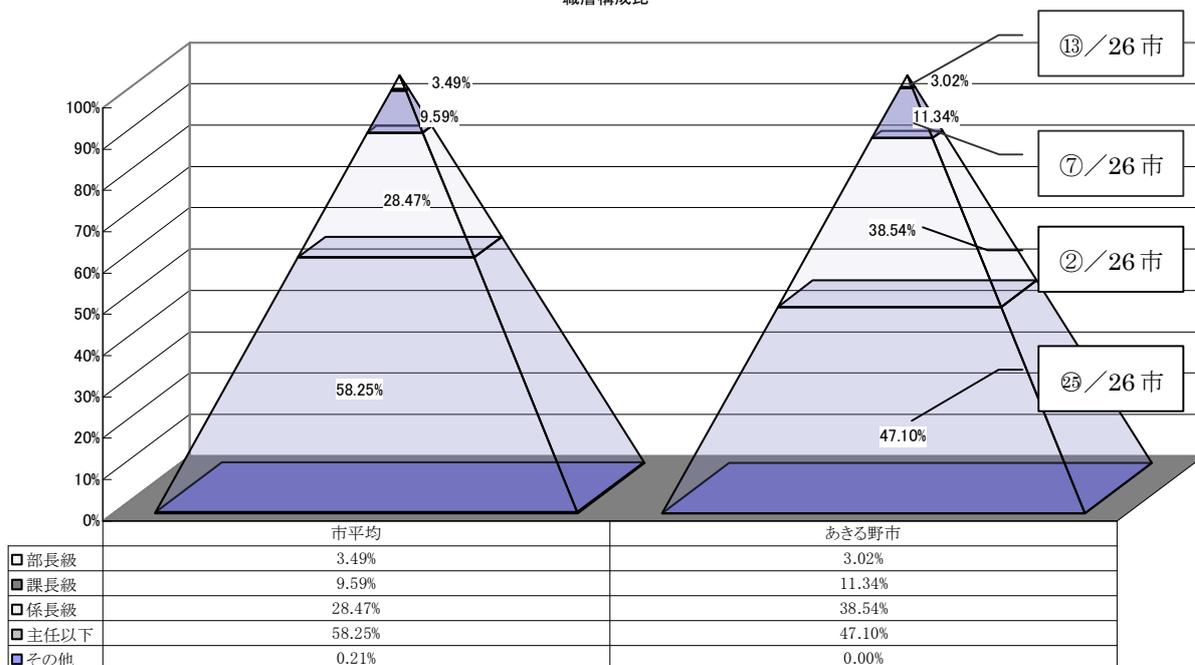
多摩26市における平均的な職層別配置比率は、部長級職員(3.49%)、課長級職員(9.59%)、係長級職員(28.47%)、主任以下職員(58.25%)となっており、当市の職層別配置比率である、部長級職員(3.02%)、課長級職員(11.34%)、係長級職員(38.54%)、主任以下職員(47.10%)と比べると、次のとおりである。

- ・ 部長級職員の構成比率は上位から13番目であり、配置数は上位から23番目である。
- ・ 課長級職員の構成比率は上位から7番目であり、配置数は上位から16番目である。
- ・ 係長級(課長補佐含む)職員の構成比率は上位から2番目であり、配置数は上位から12番目である。
- ・ 主任以下の職員の構成比率は上位から25番目であり、配置数は上位から21番目である。

このような職層別構成比から、当市は、他市と比べて、課長級(上位7番目)と係長級(上位2番目)職員が多く、主任以下(下位2番目)の職員が極端に少ない歪な構造になっていることが分かる。

また、当市の職層別の配置数からは、部長級、課長級、係長級において、構成比に比して配置数の順位が低くなっており、総じて職員数が少ない状況が分かる。なお、当市の人口規模は、多摩26市中19番目である。

職層構成比



2 骨太の方針2006に示す定員管理の数値目標

地方公共団体の定員管理については、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成17年度中に公表することとされた各団体の「集中改革プラン」の中で、平成22年4月1日における数値目標を掲げるよう要請されているが、行政改革推進法第55条においては、平成22年4月1日における地方公務員の総数が、平成17年4月1日における職員数から千分の46に相応する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体は、職員数の厳格な管理を行うこととされた。

また、平成18年7月7日付けの国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太の方針）」においては、平成18年4月に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うとされているとともに、定員純減を平成23年度まで継続することとされた。

3 業務量調査の実施

(1) 業務量調査の概要について

「あきる野市行政改革推進プラン」では、すべての組織の事務量調査を実施することにより、組織の実態を把握した上で適正な人員を検証し、新たに「第2次定員適正化計画」を策定することとしている。このため、東京都から事務委託を受けている水道課を除くすべての課の係における業務を対象として、平成18年度に業務量調査を実施した。

この業務量調査については、各係の業務を体系的に整理するとともに、各係と職員一人ひとりの月間や年間の業務量（業務時間）を算出することにより、各係の業務構造の特性を把握し、業務の効率化や有効性の観点から業務改善を進めていくとともに、各係に必要な適正な職員配置を検討するためのものである。

このため、本調査については、定常的に発生する業務を対象としており、平成17年度で終了した業務や突発的に発生した業務は対象としていない。

(2) 業務量調査の結果について

業務量調査については、水道課の職員と管理職を除く419人を対象者として実施した結果、1年間の合計で43,014,822分(716,913.7時間)の業務量(業務時間)になったため、1人当たりの年間標準労働時間(450分*244日(平成17年度)=109,800分)で除して職員数に換算すると、392人分の業務量になった。

この結果、計算上では27人の削減が可能となるものであった。ただし、この数値は、係単位での削減人員の算定ではないことや突発的に発生する業務を対象としていないことなどから、この数値をもって削減数とするものではなく、この結果を踏まえながら更に検証を行う必要がある。

【部別業務量による削減可能職員数】

(単位：人、分)

部名	調査職員数	年間業務量	換算職員数	削減可能職員数
企画財政部	18	1,705,783	15.54	▲2.46
総務部	35	3,637,345	33.13	▲1.87
市民部	76	7,946,927	72.38	▲3.62
環境経済部	29	2,477,060	22.56	▲6.44
福祉部	109	11,402,911	103.85	▲5.15
都市整備部	48	4,838,891	44.07	▲3.93
学校教育部	38	4,072,679	37.09	▲0.91
社会教育部	49	5,200,876	47.37	▲1.63
委員会等	17	1,732,350	15.78	▲1.22
合計	419	43,014,822	391.76	▲27.24

4 第2次定員適正化計画策定のための基本的な方向性

前述の職員定数等に関する現状や骨太の方針2006に示す定員管理の数値目標、業務量調査の実施を踏まえ、次のとおり、第2次定員適正化計画策定のための基本的な方向性を示す。

- (1) 国の「骨太方針2006」による地方公務員に対する定員の純減率の今後5年間で5.7%減を踏まえる。
- (2) 水道業務の東京都への移行計画や業務量調査の結果を踏まえる。
- (3) 「委託・民営化推進計画」における指定管理者制度や公共サービス改革法等による委託・民営化の方針を踏まえる。
- (4) 次頁の「組織のあり方に関する基本的な方向性」を踏まえる。

II 組織のあり方に関する基本的な方向性

組織のあり方については、行政改革推進プランの「政策体系に基づく組織体制の再編」において、「様々な行政課題等に即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるようにするため、基本構想の政策体系に基づき施策の目的を明確にし、この施策の目的を基礎に組織のあり方を考えその構成を組み立てる。」ことなどが位置付けられている。

このため、本計画書では、組織のあり方に関する基本的な方向性について、次のとおり定める。

1 組織の現状等

(1) あきる野市における組織改正の動きについて

平成16年度以降に実施した組織改正の主なものは、次のとおりである。

- ① 平成16年度：e-Japan計画等により国をあげてIT化施策が進められている中、より専門的な知識が求められていることから、総務課情報・電算係を情報システム課として独立した。
- ② 平成17年度：五日市出張所の福祉総合窓口係では、福祉部全体の受付を行い、本庁で処理をしているが、受付内容が多岐にわたり、係員2人体制では対応が不十分であるため、市民総合窓口係に統合した。また、高齢者に関する業務の一本化を図る観点から、介護保険課を高齢者支援課に統合するとともに、高齢者援護係の業務は老人保健法による医療及び助成であるため、保険年金課に移管した。
子どもに関する業務を一本化する観点から、社会教育課の児童館の業務と庶務課の幼稚園関連の業務を児童福祉課に移管し、これを児童課と子育て支援課に分割した。
学務課と指導室は、多くの事務事業において、関連を持ちながら執行しているため、2つの課にまたがる課題の迅速な処理等、効率的かつ効果的な組織運営をするため、指導・学務課として統合した。
中央公民館のリニューアルオープンにより公民館での事業を総合的に推進する体制を強化する観点から、社会教育課公民館係を館として独立した。
東部図書館エルのオープンを控え、新たな係として東部図書館奉仕係を設置した。
- ③ 平成18年度：介護保険制度の改正に伴い、高齢者に対し地域における総合的なマネジメントを行う機関として、地域包括支援センターを高齢者支援課に設置した。
- ④ 平成19年度：道路整備の施策を総合的に推進する体制と効率的かつ効果的な業務を推進するため、建設課をまちづくり推進課に統合するとともに、契約管財課の契約係と管財係、子育て支援課の子育て支援係と手当助成係、下水道課の工務係と維持係を統合していく。また、水道業務移管計画に基づき、平成19年度より、順次、東京都に移管を進めていくことになっている。

(2) あきる野市の組織の状況について

- ① 現在、水道課を除く全係（98係）のうち、3人以下の職員で構成される係が全体の47%を占めており、このような少人数の係では、一時的に発生する業務や突発的な業務などに対する柔軟な対応が困難であり、超過勤務の偏りや業務の停滞とともに、年次休暇や特別休暇等の休暇取得に適切に対応できない状況が見られる。

このため、業務量調査を踏まえた効率化は困難であり、むしろ、係の統合や課単位を最小単位とした業務の再編やくくり直しなどを視野にいれながら、係単位の見直しを図る必要がある。ただし、係の特性等により、3人以下の体制を存続せざるを得ない場合には、現行の職層問題を受けて係長級職員を重点配置し、係長級職員の能力を最大限に活用していくことも検討する必要がある。

- ② その他の係については、業務量調査を踏まえた効率化を図るとともに、係員の多い係では、事業あるいは業務の外部委託の可能性についても検討する必要がある。
- ③ 現行の職層問題として、課長級及び係長級職員が多い状況であるが、課長級職員49人中、主幹が9人（18.4%）おり、このうちの6人（66.6%）については、係長事務取扱になっている。このような課長職の係長兼務は、管理職と係を統括する係長の両方の業務を執ることになり、適正な組織運営上、問題が残るため、暫定的な場合を除き極力排除していくべきである。

(3) 多摩26市における組織改正の動きについて

多摩26市における最近の組織改正等の動きを次のとおり示す。

- ① 八王子市では、平成15年度から、市民協働型社会の構築に向けて、市民協働に関する事務を扱う市民協働課と、文化行政や男女共同参画を扱うそれぞれの課からなる市民活動推進部を設置しており、日野市では、平成16年度から、参画・協働をさらに推進するため、企画部に地域協働課を設置している。

多摩26市においては、9市で市民との協働の推進するための部や課を設置している。

- ② 小平市では、平成17年度から、財政の一体的な管理による効率的な財政運営を進めるため、企画財政部にある財政課と市民部にある税関連課、総務部の管財課、都市整備部の用地課を再編統合し、財務部としている。

多摩26市においては、9市で財務部を設置している。

- ③ 八王子市では、平成15年度から、児童福祉に関する事務の外、幼稚園、青少年の健全育成に関する事務を行うため、こども家庭部を設置している。また、羽村市では、平成19年度から、子どもと家庭、地域を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していく必要があることや、幼・保・小の連携強化などを進めていくために、教育委員会で所管する幼稚園関係事務、青少年の健全育成業務を子ども家庭部に移し、子育て支援の充実を図ることとしている。

多摩26市においては、13市で保育園や幼稚園、青少年の健全育成などの子どもに関する事務を所管する部を設置している。

- ④ 福生市では、平成17年度から、学校現場への地域・社会からの支援や学校教育と社会教育の融合促進のため、部を廃止し教育次長制にしている。また、羽村市では、平成19年度から、教育委員会に係る施策を総合的に推進していくため、学校教育部と生涯学習部を統合することとしている。

多摩26市においては、15市で教育委員会を所管する部署を教育部や教育委員会事務局などのように一つの体制にしている。

- ⑤ その他、近年の日本を取り巻く経済環境は厳しい状況下にあり、民間企業のみならず、各地方自治体においても、例外なく構造改革の必要性に迫られている中、新たな取組としてファシリティマネジメント（FM）を活用する動きが出ている。FMとは、業務用不動産（土地、建物、構造物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、使用し、運営し、維持するための総合的な管理手法である。

東京都においては、保有する膨大な公共建築物の施設管理をする専任の管理者が定まっている場合は少なく、大部分は、庶務担当などの職種の職員が施設管理をしているなど、技術職員が十分にいないこと等から、施設の劣化度や機器の省エネルギーの程度を検証することもなく改修・改善を行ってきた。加えて、その実施時期も各局の緊急度合の考え方で判断してきたため、技術的に適切な時期に行われず、改修予算についても年度ごとに平準化してない状況であった。

このため、平成15年度から、営繕部と庁舎管理部を統合して設置した建築保全部により、施設の劣化度や省エネルギーの程度を検証するとともに、既存施設の有効活用の視点を改修計画等に反映させ、適切な時期に適切な改修を行うことで、建物の長寿命化や予算を平準化し、財政負担の軽減を図っている。

（4）第28次地方制度調査会の答申について

平成17年12月9日の第28次地方制度調査会からの「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」では、行政委員会制度について、社会経済情勢が大きく変化している中で、制度創設時と同様の必要性がすべての機関について存続しているとはいえない状況にあり、地方行政の総合的、効率的な運営や組織の簡素化を図るため、次のとおり、必置規定の見直し、組織・運営の弾力化を図るべきであるとしている。

- ア 農業委員会は、現行制度上、農地が一定面積以下の市町村については農業委員会を置かないことができるが、一定面積を超える市町村について、市町村の裁量を認めずに一律に必置とすることは必ずしも論理的な整合性はないものと考えられる。

さらに、必置の理由とされている地域の農業者の参画の必要性についても、首長部局と農業者との定例的な意見交換の場などにより代替することが可能であり、必ずしも行政委員会形態をとる必要はないものと考えられる。

このため、市町村の判断により農業委員会を設置するか、設置せずその事務を市町村長が行うかを選択できることとすることが適当である。

イ 監査委員は、地方公共団体の公正で効率的な運営を図るために置かれる機関であり、他の執行機関を牽制する役割にかんがみれば、その権限、組織、運営等の基本的事項については引き続き法律で定めることが必要である。ただし、その人数については、監査委員の職責を踏まえると法律で一律に定める必要は必ずしもないと考えられる。したがって、地方公共団体の実情に応じて監査機能の充実を図る観点から、識見を有する者から選任する監査委員については地方公共団体の条例でその数を増加することができることとすべきである。

これら行政委員会制度のあり方のうち、監査委員については、地方自治法の改正により、平成18年6月7日から施行されている。

(5) 組織のフラット化における課題について

組織のフラット化については、施策の目的を達成するための事務事業を機動的に執行できるようにするとともに、様々な行政課題に柔軟に対応し事務処理の迅速化を図り、かつ職員の能力を最大限発揮できるようにするため、係制や中間職層の廃止等を進めるものであるが、先進市の状況をみると、必ずしも適正な運用がなされていない。

これは、係制の廃止により、業務の執行において、基本的に課長が直接的に執行管理を行うことになり、業務によっては、係長による執行管理により対応した方が、効率的かつ効果的な執行ができることがあげられる。

また、組織のフラット化は、すべての組織に適用して運用している状況であるが、すべての組織にフラット化を適用せず、フラット化の効果が発揮される組織に適用することも検討する必要がある。

2 組織のあり方に関する基本的な方向性

(1) 政策体系に基づく組織体制の再編

ア 組織体制の再編に対する基本的な考え方を次に示す。

- ① 新たな行政課題や住民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような組織体制とする。
- ② 効率的かつ効果的な組織体制への改革を推進し、施策体系に基づく組織体制等の見直しを進める。
- ③ 具体的には、施策体系に基づき、個々の施策の目的を踏まえて、組織の統廃合を行い、業務を効率的かつ効果的に推進できるようにする。

イ 基本的な考え方に基づき、組織の再編の方向を次に示す。

- ① 部の再編に当たっては、現行の8部体制をより簡素で効率的な組織体制を目指し、できる限り大きくくり再編することを検討する。
- ② 課の再編に当たっては、個々の施策における業務を数課により執行している場合など、行政評価システムにおける40施策の目的を踏まえて、組織の統廃合や新設を行う。

- ③ 係の再編に当たっては、課の業務を効率的かつ効果的に執行できるようにするため、係の大きくくり化などにより見直しする。

(2) 組織のフラット化等による組織体制の見直し

- ア 組織のフラット化については、原則的に個々の組織における業務の状況やフラット化による効果等を検討した上で、必要に応じて導入するものとする。
- イ 効率的かつ柔軟な組織運営を図るため、課や係の業務の形態に合わせて、職員を流動的に動員できる体制の活用を図る。

(3) 行政の守備範囲を踏まえた民間委託化等の推進について

- ア 行政評価システムを導入し、効率的かつ効果的な行政運営に取り組んでいるところであるが、平成18年度に実施した業務量調査の結果等を活用して、行政の守備範囲における必ずしも行政職員による直接執行が必要でない領域の明確化を進め、公共サービスの民間委託化等を進めていく。
- イ 行政の守備範囲を超える事務事業のうち、公共関与の妥当性が低い事務事業については、状況に応じて民間による運営に移行するものとする。
また、公共関与の妥当性がないものや行政評価により政策体系との結びつきがないとされた事務事業等については、廃止するものとする。

(4) 非常勤職員のあり方について

- ア 非常勤職員については、基本的に、業務の繁忙期等に短時間の補助的な業務に雇用するものであるが、通常業務の執行体制が正職員によって確保されていない職場において、常勤的な勤務形態で、長期間の雇用になっている。
また、その業務内容についても、実態的に補助的なものの範疇を超えて、体制上必要な雇用となっているため、業務運営や職員配置のあり方の検討が必要である。
- イ 職員の業務の守備範囲を再構築した上で、非常勤職員のあり方を検討する。
- ウ 定員適正化計画により純減する職員の業務量に対し、安易に非常勤職員を充当することなく、徹底的に業務の効率化を進めるとともに、業務の特性を踏まえた民間委託化等も検討する。